

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程

制定 平成17年4月1日 17規程第6号

最終改正 令和6年3月28日 令05規程第38号 一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 職員俸給（第11条－第20条）
- 第3章 諸手当
  - 第1節 職責手当（第21条）
  - 第2節 扶養手当（第22条－第23条）
  - 第3節 超過勤務手当（第24条）
  - 第4節 住居手当（第25条－第31条）
  - 第5節 通勤手当（第32条－第45条）
  - 第6節 寒冷地手当（第46条－第47条）
  - 第7節 単身赴任手当（第48条－第54条）
  - 第8節 資格手当（第55条－第56条）
  - 第9節 極地観測手当（第56条の2）
  - 第10節 連携研究手当（第56条の3）
  - 第11節 諸手当の特例（第56条の4－第56条の15）
- 第4章 賞与
  - 第1節 業績手当（第57条－第59条の2）
  - 第2節 期末手当（第60条－第60条の2）
- 第5章 給与の特例等（第61条－第70条の2）
- 第6章 雑則（第71条－第72条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第41条の規定に基づき国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結した職員（国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第73条又は国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第55条の2の規定により期間の定めのない雇用契約を締結した者を除く。以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の体系)

**第2条** 職員の給与は、職員俸給（以下「俸給」という。）、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、職責手当、扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当、資格手当、極地観測手当及び連携研究手当とする。ただし、別表第4に掲げる職にある職員（以下、「特定管理職」という。）のうち、A及びIの区分の職員には、扶養手当及び住居手当は支給しない。

3 賞与は、業績手当及び期末手当とする。

(重複給与の禁止)

**第3条** 職員が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

(俸給の支給)

**第4条** 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。

2 昇格、降格、昇給等により俸給の額（以下「俸給額」という。）に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が退職（次項に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から職員就業規則第21条第1号の休日（同条第2号から第4号までの休日と重なった場合は、第1号の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項本文の規定にかかわらず、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

(給与期間)

**第5条** 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

**第6条** 俸給の支給定日は、毎月18日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、支給定日が所定休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 職責手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び資格手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 超過勤務手当及び極地観測手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。

4 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの俸給の支給定日に支給する。ただし、俸給の支給

定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 連携研究手当の支給日は、国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21号。以下「人事規程」という。）第17条第2項に規定する部分在籍出向者の出向先の研究所以外の独立行政法人、国立大学法人その他の法人（以下「出向先機関」という。）から第56条の3の連携研究手当に相当する額が研究所に納付された日の属する月の翌月の俸給の支給定日に支給する。

6 業績手当及び期末手当は、6月30日と12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日が休日当たるときの支給日は、第1項ただし書の規定を準用する。

（給与の即時払）

**第7条** 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職（前号に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

（非常時払）

**第8条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額）

**第9条** 第21条、第24条、第61条、第65条、第65条の2、第67条及び第69条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当（第21条第3項及び第3項の2に規定する職責基本額に限る。）、寒冷地手当及び資格手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱）

**第10条** 第4条第5項の規定による日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第21条の規定による職責加算額、職務加算額及び第24条の規定による超過勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間の労働）の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、短従許可を受けて職務に従事しなかった時間数、託児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

## 第2章 職員俸給

(俸給)

第11条 俸給の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

| 職員の区分      | 俸給の月額   |
|------------|---|
| 一 特定管理職    | 別表第4に定める区分に応じ、別表第1の2に定める特定管理職俸給表により決定された号俸の額。ただし、首席研究員の職にある職員は4号俸を基本の額とする。  |
| 二 キャリア職員   | キャリア職員（職員就業規則第4条第8項に規定する者をいう。以下同じ。）となる配置換の直前における級及び号俸に応じ、別表第1の3のキャリア職員俸給表（以下「キャリア職員俸給表」という。）により決定された号俸の額。ただし、地域型任期付職員の公募に応募し採用された者であつて、キャリア職員となる配置換の直前において2級以下の者については、引き続き別表第1の職員俸給表（以下「職員俸給表」という。）の額とする。 |
| 三 前二号以外の職員 | 職員の能力、知識及び経験並びに職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき定める職務の級に応じ、職員俸給表により決定された号俸の額。ただし、号俸による額の決定が困難な場合はこの限りでない。   |

(初任給)

第12条 新たに採用された職員の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(人事交流者等の俸給)

第13条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けていた職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）、地方公務員又はその他理事長が認める機関に使用されていた

者（以下「給与法等適用職員」という。）から、人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者の職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

| 職員俸給表 | 給与法第6条に掲げる別表  |               |        |               |               | その他の俸給表           |
|-------|---------------|---------------|--------|---------------|---------------|-------------------|
|       | 行政職俸給表<br>(一) | 行政職俸給表<br>(二) | 研究職俸給表 | 医療職俸給表<br>(一) | 医療職俸給表<br>(二) |                   |
| 5級    | 8級、9級及び10級    |               | 5級     |               |               | 他の職員との均衡を考慮して定める。 |
| 4級    | 6級及び7級        |               | 4級     |               |               |                   |
| 3級    | 4級及び5級        |               | 3級     |               |               |                   |
| 2級    | 3級            | 2級、3級、4級及び5級  | 2級     | 3級            | 3級            |                   |
| 1級    | 1級及び2級        |               | 1級     |               |               |                   |

2 給与法等適用職員の号俸は、職員となった日の前日に適用を受けていた給与法による号俸の額又はこれに相当する額と同じ号俸の額の号俸とする。ただし、同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸とする。

（昇格）

**第14条** 理事長は、職員のうち研究業務に従事する研究職員（国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号。以下「職員人事評価規程」という。）第2条第2号に規定する研究職員をいう。以下同じ。）の昇格において、職員人事評価規程第2条第2号の規定による能力評価（以下「能力評価」という。）の結果に基づき、当該職員の職務の級を上位の級へ昇格させることができる。この場合において、昇格の時期は、10月1日とする。

2 理事長は、職員（研究業務に従事する研究職員を除く。）を配置換する場合において、配置換後の職員の職務に基づき、当該職員の職務の級を上位の級へ昇格させることができる。この場合において、職員俸給表の適用を受ける職員の職務の級を定める場合の基準となるべき標準的な職務は、別表第2の標準職務表に定めるとおりとする。

3 昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第3に定める昇格時における職員俸給表対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

4 対応号俸表に対応する号俸の欄がないときは、昇格する職務の級の最低の号俸とする。

5 理事長は、能力評価の結果等に基づき必要と認める場合は、キャリア職員を昇格させることができる。昇格させる場合の取り扱いは、前2項を準用する。

（懲戒処分による降格）

**第15条** 理事長は、職員就業規則第56条第1項の規定により職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にあるとき  
降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸

二 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した職務の級の最高の号俸  
(長期の病気休職による降格)

**第15条の2** 理事長は、病気休職（人事規程第23条の2第1項に規定する休職をいう。以下同じ。）の期間が1年を超えた職員が復職するときは、その職員をその者に係る職員職場復帰等判定委員会による審査の結果に基づき、降格させることができる。降格させた場合のその者の級及び号俸は、職員職場復帰等判定委員会による審査の結果に基づき、理事長が決定する。

(昇給)

**第16条** 理事長は、昇給日前2過年度における職員人事評価規程第2条第1号の規定による業績評価（以下「業績評価」という。）及び能力評価の結果（以下「勤務成績」という。）に基づき、職員（特定管理職を除く。以下、次条から第20条までにおいて同じ。）を上位の号俸に昇給させることができる。

2 前項の規定により昇給させる場合の標準となる昇給の号俸数は、昇給日の属する年度の前年度の7月1日から昇給日の属する年度の6月30日までの期間において勤務した日数の割合及び昇給日における職務の級に応じ次の表のとおりとする。なお、当該期間において勤務した日数が当該期間の6分の2以下の場合には、当該日数を次の昇給時に繰り越すことができる。

| 昇給日の属する年度の前年度の7月1日から昇給日の属する年度の6月30日までの期間において勤務した日数の割合 | 昇給日における職務の級 | 標準となる昇給の号俸 |
|---|-------------|------------|
| 5/6超  | 3級以下        | 4号俸        |
|   | 4級以上        | 3号俸        |
| 4/6を超え5/6以下   | 3級以下        | 3号俸        |
|   | 4級以上        | 2号俸        |
| 3/6を超え4/6以下   | 3級以下        | 2号俸        |
|   | 4級以上        | 1号俸        |
| 2/6を超え3/6以下   | 3級以下        | 1号俸        |
|   | 4級以上        | 0号俸        |

3 前項の規定にかかわらず、昇給日の前年度に属する3月31日において満55歳に達している職員の昇給は、その職員の勤務成績が次条第1項第1号又は第2号である場合に限り行うことができる。

4 昇給の時期は、7月1日とする。

(昇給区分及び昇給の号俸数)

**第17条** 職員の昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員の勤務成績に基づき、次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 極めて良好(以下「A」という。)
- 二 特に良好(以下「B」という。)
- 三 良好(以下「C」という。)
- 四 やや良好でない(以下「D」という。)
- 五 良好でない(以下「E」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の昇給区分は、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日の属する年度の前1年度の期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の属する年度の前1年度における3月31日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

イ 職員就業規則第26条第1項に定める年次有給休暇

ロ 職員就業規則第27条第1項に定める特別休暇

ハ 職員就業規則第28条第1項に定める病気休暇(業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病によるものに限る。)

ニ 職員就業規則第30条第1項に定める育児時間

ホ 職員就業規則第5節に定める女性職員に対する措置

へ 職員就業規則第24条第1項に定める休日勤務の代休

ト 職員就業規則第60条に定める就業の禁止

チ 国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程(20規程第12号、以下「育児介護休業規程」という。)に定める休業等

リ 人事規程第23条第1項第1号及び第1号の2に定める病気休職(業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病によるものに限る。)

ヌ 人事規程第23条第1項第3号に定める研究休職、第4号に定める共同研究休職、第5号に定める役員兼業休職、第8号に定める国際派遣休職及び第9号に定める在籍出向に係る休職

ル 人事規程第23条第1項第6号に定める行方不明休職(業務災害又は通勤災害によるものに限る。)

ヲ 国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程(17規程第13号)第10条第2項及び第18条第2項の規定により許可された場合における兼業により割かれた勤務時間

二 前号に掲げる事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合

的に判断した場合において、当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、以下の事由に該当する職員は、D又はEに該当する職員として取り扱うものとする。ただし、その者の勤務成績を総合的に判断した場合において、D又はEに該当する職員として取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、DについてはCに、EについてはC又はDに該当する職員として取り扱うことができる。

一 基準期間において、国立研究開発法人産業技術総合研究所懲戒手続規程（17規程第17

号。以下「懲戒手続規程」という。）第14条の規定により懲戒処分を決定された職員

二 基準期間において、前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

三 基準期間における3月31日の翌日から昇給日の前日までの期間（以下「特定期間」という。）において、前2号に掲げる職員となり、本項前段の適用を受けることが適当であると判断された職員

- 5 前項第1号に掲げる職員で、前年以前の昇給日において同号に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

- 6 第4項第1号及び第2号に掲げる職員で、前年の昇給日において、特定期間に同各号のいずれかに該当する職員となったことにより昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

- 7 第1項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、職員の級の区分に応じ次の表に定める割合に概ね合致していなければならない。

| 昇給区分 | A       | B       |
|------|---------|---------|
| 4級以上 | 100分の10 | 100分の30 |
| 3級以下 | 100分の5  | 100分の20 |

- 8 前条第1項の規定により昇給させる号俸数は、昇給区分に応じて次の表に定めるとおりとする。

| 昇給区分  |           | A   | B | C              | D | E |
|-------|-----------|-----|---|----------------|---|---|
| 昇給号俸数 | 55歳以下の職員  | 8以上 | 6 | 4（4級以上にあつては、3） | 2 | 0 |
|       | 55歳を超える職員 | 2以上 | 1 | 0              | 0 | 0 |

- 9 前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数



から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

#### 第18条 削除

（特別昇給）

第19条 勤務成績が良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する日の前日までの勤務成績に応じて、第16条及び第17条に規定する昇給をさせることができる。この場合において、各条における「昇給日」は次項に規定する日に読み替えるものとする。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

2 前項に規定する昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（昇給の停止）

第20条 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の月額の最高額である場合は、その者が同一の職務の級にある間は、第16条、第17条及び前条の規定にかかわらず昇給しない。

### 第3章 諸手当

#### 第1節 職責手当

（職責手当）

第21条 職責手当は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号の監督若しくは管理の地位にある職員若しくは機密の事務を取り扱う職員（以下「管理監督者等」という。）又は独立して職務を行うことのできる職員及びこれに準ずる職員に支給する。

2 職責手当は、職責基本額、職責加算額及び職務加算額とする。

3 職責基本額の月額は、職務における責任の程度及び職務の内容により次に掲げる額とする。

一 職群A（上級執行役員、執行役員、本部長、本部長代理、フェロー、上級首席研究員、領域長及び総合センター長の職にある職員）

第Ⅱ種 160,000円

第Ⅲ種 200,000円

第Ⅳ種 250,000円

第Ⅴ種 280,000円

第Ⅵ種 320,000円

第Ⅶ種 360,000円

二 職群B（副本部長の職にある職員）

第Ⅰ種 200,000円

第Ⅱ種 220,000円

第Ⅲ種 236,000円

第Ⅳ種 248,000円

三 職群C（研究拠点の所長、つくばセンター次長並びに参事の職にある職員）

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

第Ⅵ種 220,000円

第Ⅶ種 236,000円

四 職群D（副領域長、副総合センター長、領域長補佐、総合センター長補佐、プロジェクトマネージャー、チーフ知財オフィサー及びチーフ標準化オフィサーの職にある職員）

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

第Ⅵ種 220,000円

第Ⅶ種 236,000円

五 職群E（研究部門長、研究センター長、地質情報基盤センター長、計量標準普及センター長、本部組織（企画本部、研究環境整備本部、総務本部及びセキュリティ・情報化推進部に限る。）の部長及び監査室長の職にある職員）

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

第Ⅴ種 190,000円

第Ⅵ種 200,000円

第Ⅶ種 220,000円

第Ⅷ種 236,000円

六 削除

七 削除

八 職群H（研究企画室長、総括企画主幹及び産業技術総括調査官の職にある職員）

第Ⅰ種 125,000円

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

九 職群I（研究連携オフィサー、知財オフィサー及び標準化オフィサーの職にある職員）

第Ⅰ種 110,000円

第Ⅱ種 125,000円

第Ⅲ種 150,000円

第Ⅳ種 160,000円

十 職群J（事業所長、次長、所長代理、業務部長、審議役及び特別の組織の副センター長

の職にある職員)

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅰ種 | 110,000円 |
| 第Ⅱ種 | 125,000円 |
| 第Ⅲ種 | 135,000円 |
| 第Ⅳ種 | 150,000円 |
| 第Ⅴ種 | 160,000円 |
| 第Ⅵ種 | 160,000円 |
| 第Ⅶ種 | 170,000円 |
| 第Ⅷ種 | 190,000円 |
| 第Ⅸ種 | 200,000円 |

十一 職群K (ラボ長、副研究部門長、副研究センター長及び総括研究主幹の職にある職員)

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅱ種 | 110,000円 |
| 第Ⅲ種 | 125,000円 |
| 第Ⅳ種 | 140,000円 |
| 第Ⅴ種 | 150,000円 |
| 第Ⅵ種 | 150,000円 |
| 第Ⅶ種 | 160,000円 |

十二 職群L (首席研究員の職にある職員)

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅱ種 | 135,000円 |
| 第Ⅲ種 | 150,000円 |
| 第Ⅳ種 | 170,000円 |
| 第Ⅴ種 | 183,600円 |
| 第Ⅵ種 | 193,800円 |
| 第Ⅶ種 | 200,000円 |
| 第Ⅷ種 | 220,000円 |
| 第Ⅸ種 | 236,000円 |

十三 削除

十四 職群N (副ラボ長、ラボチーム長、連携研究ラボ長、副連携研究ラボ長、研究グループ長、研究チーム長、連携研究室長及び副連携研究室長の職にある職員)

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅰ種 | 70,000円  |
| 第Ⅱ種 | 90,000円  |
| 第Ⅲ種 | 100,000円 |
| 第Ⅳ種 | 110,000円 |
| 第Ⅴ種 | 115,000円 |
| 第Ⅵ種 | 125,000円 |

十五 職群O (連携主務、地質専門主務、計量標準専門主務、主務、連携主幹、部総括、室長、総括主幹、計量研修センター長、所長補佐、総括主任技師及びチーム長の職にある職

員)

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅰ種 | 60,000円  |
| 第Ⅱ種 | 70,000円  |
| 第Ⅲ種 | 70,000円  |
| 第Ⅳ種 | 80,000円  |
| 第Ⅴ種 | 90,000円  |
| 第Ⅵ種 | 100,000円 |
| 第Ⅶ種 | 110,000円 |
| 第Ⅷ種 | 125,000円 |
| 第Ⅸ種 | 135,000円 |
| 第Ⅹ種 | 150,000円 |

十六 職群P（企画主幹及び産業技術企画調査員の職にある職員）

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅱ種 | 70,000円  |
| 第Ⅲ種 | 80,000円  |
| 第Ⅳ種 | 90,000円  |
| 第Ⅴ種 | 100,000円 |
| 第Ⅵ種 | 110,000円 |

十七 職群Q（事務局長、室長代理、グループ長、グループ長代理、計量研修センターの副センター長、主幹、主任技師及び研究主査の職にある職員）

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅰ種 | 50,000円  |
| 第Ⅱ種 | 55,000円  |
| 第Ⅲ種 | 55,000円  |
| 第Ⅳ種 | 70,000円  |
| 第Ⅴ種 | 70,000円  |
| 第Ⅵ種 | 75,000円  |
| 第Ⅶ種 | 80,000円  |
| 第Ⅷ種 | 90,000円  |
| 第Ⅸ種 | 100,000円 |
| 第Ⅹ種 | 110,000円 |

十八 職群R（キャリア主幹の職にある職員）

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 45,000円 |
| 第Ⅱ種 | 50,000円 |
| 第Ⅲ種 | 55,000円 |

十九 職群S（ラボ研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、特定技術担当主務、特定技術担当主幹、特定技術担当主査、技術担当主務、技術担当主幹、技術担当主査、主任研究員及び研究員の職にある職員）

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 15,000円 |
| 第Ⅱ種 | 20,000円 |

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅲ種 | 35,000円  |
| 第Ⅳ種 | 50,000円  |
| 第Ⅴ種 | 60,000円  |
| 第Ⅵ種 | 70,000円  |
| 第Ⅶ種 | 90,000円  |
| 第Ⅷ種 | 125,000円 |

二十 職群T（企画主査、総括主査、連携主査、技師及び主査の職にある職員）

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 15,000円 |
| 第Ⅱ種 | 20,000円 |
| 第Ⅲ種 | 27,000円 |
| 第Ⅳ種 | 37,000円 |
| 第Ⅴ種 | 44,000円 |
| 第Ⅵ種 | 50,000円 |
| 第Ⅶ種 | 55,000円 |
| 第Ⅷ種 | 70,000円 |
| 第Ⅸ種 | 80,000円 |
| 第Ⅹ種 | 90,000円 |

二十一 職群U（職員俸給表の職務の級が1級の事務員及び技術員（新規採用研修を修了した者及び地域型任期付職員に限る。））

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 15,000円 |
| 第Ⅱ種 | 20,000円 |

3の2 キャリア職員俸給表の適用を受ける職員の職責基本額の月額は、前項の規定にかかわらず、キャリア職員となる配置換の直前における職群及び業務の内容に応じ、次に掲げる額とする。ただし、地域型任期付職員の公募に応募し採用された者であって、キャリア職員となる配置換の直前において2級以下の者については、引き続き前項に規定する額とする。

一 職群CA

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅱ種 | 112,000円 |
| 第Ⅲ種 | 140,000円 |
| 第Ⅳ種 | 175,000円 |
| 第Ⅴ種 | 196,000円 |
| 第Ⅵ種 | 224,000円 |
| 第Ⅶ種 | 252,000円 |

二 職群CB

|     |          |
|-----|----------|
| 第Ⅰ種 | 140,000円 |
| 第Ⅱ種 | 154,000円 |
| 第Ⅲ種 | 165,200円 |
| 第Ⅳ種 | 173,600円 |

三 職群CC

- 第Ⅱ種 119,000円
- 第Ⅲ種 133,000円
- 第Ⅳ種 140,000円
- 第Ⅴ種 147,000円
- 第Ⅵ種 154,000円
- 第Ⅶ種 165,200円

#### 四 職群C D

- 第Ⅱ種 119,000円
- 第Ⅲ種 133,000円
- 第Ⅳ種 140,000円
- 第Ⅴ種 147,000円
- 第Ⅵ種 154,000円
- 第Ⅶ種 165,200円

#### 五 職群C E

- 第Ⅱ種 105,000円
- 第Ⅲ種 112,000円
- 第Ⅳ種 119,000円
- 第Ⅴ種 133,000円
- 第Ⅵ種 140,000円
- 第Ⅶ種 154,000円
- 第Ⅷ種 165,200円

#### 六 職群C H

- 第Ⅰ種 87,500円
- 第Ⅱ種 105,000円
- 第Ⅲ種 112,000円
- 第Ⅳ種 119,000円

#### 七 職群C I

- 第Ⅰ種 77,000円
- 第Ⅱ種 87,500円
- 第Ⅲ種 105,000円
- 第Ⅳ種 112,000円

#### 八 職群C J

- 第Ⅰ種 77,000円
- 第Ⅱ種 87,500円
- 第Ⅲ種 94,500円
- 第Ⅳ種 105,000円
- 第Ⅴ種 112,000円
- 第Ⅵ種 112,000円

第Ⅶ種 119,000円

第Ⅷ種 133,000円

第Ⅸ種 140,000円

九 職群C K

第Ⅱ種 77,000円

第Ⅲ種 87,500円

第Ⅳ種 98,000円

第Ⅴ種 105,000円

第Ⅵ種 105,000円

第Ⅶ種 112,000円

十 職群C L

第Ⅱ種 94,500円

第Ⅲ種 105,000円

第Ⅳ種 119,000円

第Ⅴ種 128,500円

第Ⅵ種 135,700円

第Ⅶ種 140,000円

第Ⅷ種 154,000円

第Ⅸ種 165,200円

十一 職群C N

第Ⅰ種 49,000円

第Ⅱ種 63,000円

第Ⅲ種 70,000円

第Ⅳ種 77,000円

第Ⅴ種 80,500円

第Ⅵ種 87,500円

十二 職群C O

第Ⅰ種 42,000円

第Ⅱ種 49,000円

第Ⅲ種 49,000円

第Ⅳ種 56,000円

第Ⅴ種 63,000円

第Ⅵ種 70,000円

第Ⅶ種 77,000円

第Ⅷ種 87,500円

第Ⅸ種 94,500円

第Ⅹ種 105,000円

十三 職群C P

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅱ種 | 49,000円 |
| 第Ⅲ種 | 56,000円 |
| 第Ⅳ種 | 63,000円 |
| 第Ⅴ種 | 70,000円 |
| 第Ⅵ種 | 77,000円 |

十四 職群C Q

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 35,000円 |
| 第Ⅱ種 | 38,500円 |
| 第Ⅲ種 | 38,500円 |
| 第Ⅳ種 | 49,000円 |
| 第Ⅴ種 | 49,000円 |
| 第Ⅵ種 | 52,500円 |
| 第Ⅶ種 | 56,000円 |
| 第Ⅷ種 | 63,000円 |
| 第Ⅸ種 | 70,000円 |
| 第Ⅹ種 | 77,000円 |

十五 職群C R

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 45,000円 |
| 第Ⅱ種 | 50,000円 |
| 第Ⅲ種 | 55,000円 |

十六 職群C S

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 15,000円 |
| 第Ⅱ種 | 15,000円 |
| 第Ⅲ種 | 24,500円 |
| 第Ⅳ種 | 35,000円 |
| 第Ⅴ種 | 42,000円 |
| 第Ⅵ種 | 49,000円 |
| 第Ⅶ種 | 63,000円 |
| 第Ⅷ種 | 87,500円 |

十七 職群C T

|     |         |
|-----|---------|
| 第Ⅰ種 | 15,000円 |
| 第Ⅱ種 | 15,000円 |
| 第Ⅲ種 | 18,900円 |
| 第Ⅳ種 | 25,900円 |
| 第Ⅴ種 | 30,800円 |
| 第Ⅵ種 | 35,000円 |
| 第Ⅶ種 | 38,500円 |
| 第Ⅷ種 | 49,000円 |



第IX種 56,000円

第X種 63,000円

十八 職群CU

第I種 15,000円

第II種 20,000円

- 4 職責加算額は、次項の規定の適用を受ける者を除き、次の各号に掲げる職員に支給する。職責加算額の月額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額とする。なお、支給対象者のうち、管理監督者等以外の職員に支給する職責加算額は、あらかじめ支給する超過勤務手当とみなす。
  - 一 職員俸給表の職務の級が5級又は4級の職員
  - 二 職員俸給表の職務の級が3級の職員のうち、研究所の設立の日の前日において主任研究官であった者又は職員就業規則第20条に規定する裁量労働制による勤務をする職員（以下「裁量労働制職員」という。）
  - 三 職員俸給表の職務の級が2級の職員のうち、裁量労働制職員
  - 四 管理監督者等
  - 五 キャリア職員俸給表の職務の級がC5級又はC4級の職員
  - 六 キャリア職員俸給表の職務の級がC3級の職員のうち、研究所の設立の日の前日において主任研究官であった者又は裁量労働制職員
  - 七 キャリア職員俸給表の職務の級がC2級の職員のうち、裁量労働制職員
- 5 職務加算額は、第3項に規定する職群Rにある職員に支給する。職務加算額の月額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額とする。なお、支給対象者に支給する職務加算額は、あらかじめ支給する超過勤務手当とみなす。
- 6 職群及び種別の適用は、理事長が決定する。なお、変更を行うにあたっては同様とする。
- 7 兼務を命じている場合にあっては、それらの職に係る職責基本額のうち最も上位の職責基本額を適用する。
- 8 職責手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職責手当は支給しない。ただし、職員就業規則第26条第4項に定める年次有給休暇の使用単位を1日として取得した日がある場合及び第62条第1項に定める場合を除く。
- 9 一の給与期間の途中において、職責手当の有無が生じた場合、職群若しくは種別が変更となり職責基本額の月額が異なることとなった場合又は育児介護休業規程第12条の規定により育児短時間勤務を開始若しくは終了することにより職員就業規則第17条に規定する所定労働時間が変更となり支給される職責手当の額が増額若しくは減額されることとなった場合は、第4条第5項の規定を準用する。
- 10 第4項に規定する職責加算額及び第5項に規定する職務加算額は、それぞれの規定にかかわらず、育児介護休業規程第12条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）（管理監督者等である育児短時間勤務職員を除く。）には支給しない。

## 第2節 扶養手当

(扶養手当)

**第22条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員俸給表の職務の級が5級の職員並びに特定管理職のうちS及びT区分の職員（以下「5級職員等」という。）には、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の月額額は、第2項第1号、同項第3号から第6号までの扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

(決定等)

**第23条** 新たに職員となった者に扶養親族（5級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5級職員等から5級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（5級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至ったものがある場合を除く。）

- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 5 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 6 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（5級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、5級職員等から5級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第23条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5級職員等以外の職員となった日、扶養親族（5級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がない職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は懲戒解雇された場合においてはそれぞれその者が退職し、又は懲戒解雇された日、5級職員等以外の職員から5級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で第23条第1項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（5級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（5級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5級職員等が5級職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で5級職員等以外のものが5級職員等となった場合

五 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

### 第3節 超過勤務手当

(超過勤務手当)

第24条 職員就業規則第22条により、所定労働時間を超え、又は休日に勤務した場合及び午後10時から翌日午前5時までの間（以下「深夜時間帯」という。）に勤務した場合には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務1時間当たりの額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

| 超過勤務区分   | 割合       |
|--|----------|
| 一 所定労働時間を超えて勤務した時間（休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（次号に定める時間を除く。） | 100分の125 |
| 二 前号に定める時間内において休日に勤務した時間   | 100分の135 |
| 三 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間   | 100分の150 |
| 四 深夜時間帯に勤務した時間   | 100分の25  |

3 超過勤務手当の月額、前項の規定によりそれぞれ算定した超過勤務1時間当たりの額に、一の給与期間における同項各号に掲げる超過勤務の区分ごとの時間数（以下この項において「超過時間」という。）をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。この場合において、第21条第4項後段の規定によりあらかじめ支給する超過勤務手当とみなして職務加算額の支給を受けている職員及び同条第5項後段の規定によりあらかじめ支給する超過勤務手当とみなして職務加算額の支給を受けている職員の前項第1号に係る超過勤務手当の月額の算定は、超過時間のうち15時間を超える時間を用いて計算するものとする。

4 第2項第1号から第3号までの規定は、管理監督者等については、適用しない。

5 育児短時間勤務職員が職員就業規則第17条第2項に規定する所定労働時間を超えて、労働基準法第32条第2項に定める法定労働時間に達するまでの間の勤務にあつては、第2項第1号の規定にかかわらず、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

### 第4節 住居手当

(住居手当)

第25条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）
  - イ 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）又は国立研究開発法人産業技術総合研究所借上宿舎規程（17規程第31号）第4条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員
  - ロ 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号。以下「公庫予決法」という。）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。）第9条の2各号に掲げる法人、退職手当令第9条の4各号に掲げる法人（公庫予決法第1条に規定する公庫及び退職手当令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）に使用される者その他住居手当の運用について（昭和49年給実甲第434号。以下「給実甲第434号」という。）に規定される法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
  - ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第22条に規定する扶養親族で第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けて居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに給実甲第434号に規定される住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 二 第48条又は第50条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
- 三 第50条第1項各号に該当する職員で、同項各号のいずれかに規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、当該各号に規定する異動又は就業の場所（ただし、就業の場所が、つくばセンター中央事業所にあつては、当該事業所東地区を除き、当該事業所1群を就業の場所とみなす。以下同じ。）の移転（給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用）の直前の住居であつた住宅（第1号ロ及びハに規定する職員が居住している住宅を除く。）又はその他給実甲第434号の規定による住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
- （支給額）

**第26条** 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した

額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を  
11,000円に加算した額

二 前条第2号又は第3号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

**第27条** 職員は、新たに第25条の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

**第28条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第25条の要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

**第29条** 第27条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を家賃の額とする。

一 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

（支給の始期及び終期）

**第30条** 住居手当の支給は、職員が新たに第25条の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第27条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

**第31条** 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第25条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。

#### 第5節 通勤手当

(通勤手当)

**第32条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と就業の場所との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（研究所の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

四 前各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島等にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一の表の身体障害欄に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難である職員

2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）及び橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第33条第1号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用

するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次のイからワまでに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該イからワまでに定める額（育児短時間勤務職員については、その額に当該育児短時間勤務職員が育児介護休業規程第11条の規定により選択した1週間の勤務日数を5で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額）

イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60km以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 次のイからハまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額（第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

3 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤する



ことが困難であると認められるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居（就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第6項に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき次条第2号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（この規程の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第6項の基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（次に掲げる職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

一 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項第1号及び第2号に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する就業の場所への通勤のため、当該

島等への交通に橋等を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第2項第1号又は第3号口に掲げる職員のうち1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下である職員、第2項第3号イに掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額が55,000円以下である職員、又は第2項第3ハに掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

- 一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、第33条第3号で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 第3項に規定する新幹線鉄道等の利用の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合は、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると理事長が認めるものであること。
- 二 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると理事長が認めるものであること。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等当該普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等1箇月

8 前項第1号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、職員就業規則第11条第1項の規定による退職その他の退職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務形態の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合は、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

9 支給単位期間は次に定める月から開始する。

- 一 第39条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 二 職員が、月の途中において人事規程第23条の規定により休職にされ、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をし、国立研究開発法人産業技術総合研究所配偶者同行休業に関する規程（令03規程第44号。以下、「配偶者同行休業規程」という。）第3条の規定により配偶者同行休業をし、国立研究開発法人産業技術総合研究所自己啓発等休業に関する規程（令03規程第43号。以下、「自己啓発等休業規程」という。）第4条の規定により自己啓発等休業をし、職員就業規則第38条第1項ただし書に規定する許可を受けて休職をし、又は同規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次号に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復職した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。
- 三 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前号に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（通勤手当の額の算出の基準）

**第33条** 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 三 橋等に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、島等への交通に利用する橋等の区間及びそれに連続する区間で通常の運賃に加算される運賃を負担することとなる区間並びに当該橋等の利用に係る料金を負担することとなる区間とする。
- 四 第1号の規定は、橋等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

**第34条** 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、所定労働時間が深夜に及ぶためこれらにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

**第35条** 第32条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間（第32条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関

等当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（育児短時間勤務職員については、その額に勤務割合を乗じて得た額）

- 2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前2項の規定は、第32条第3項第1号に規定する特別料金額等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、前項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第32条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等」とあるのは「特別運賃等」と、第2項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

（届出）

**第36条** 職員は、新たに第32条第1項の要件を具備するに至った場合は、通勤届により、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- 一 就業の場所を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

**第37条** 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第32条第1項の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給日等）

**第38条** 通勤手当は、支給単位期間（第3項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第3項に定める期間（以下この条及び第43条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第6条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給定日前において退職し、又は懲戒解雇された職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 2以上の交通機関等を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当は、次に掲げる通勤手当とし、支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、第32条第2項第1号に定める額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては同項第1号に定める額を負担しないものとした場合における同条第2項第1号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が、第32条第2項第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第32条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第41条第2項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が20,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

**第39条** 通勤手当の支給は、職員に新たに第32条第1項の要件が具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は懲戒解雇された場合においては、それぞれその者が退職し、又は懲戒解雇された日、通勤手当を支給されている職員が第1項の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第36条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに職員俸給表又はキャリア職員俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に就業の場所への勤務を開始すべきこととされる日に第32条第1項の要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

（通勤手当の返納事由）

**第40条** 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、

次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して次条に定める額を返納させるものとする。

- 一 退職し、若しくは懲戒解雇された場合又は第32条第1項の要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 職員が、月の途中において人事規程第23条第1項の規定により休職にされ、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をし、自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をし、職員就業規則第38条第1項ただし書に規定する許可を受け、又は同規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合  
(通勤手当の返納額)

**第41条** 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 1箇月当たりの運賃等相当額等（第32条第2項第3号イに掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この号において同じ。）が55,000円以下であった場合 第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
  - イ 第40条第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
  - ロ 第40条第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
  - ハ 第40条第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
  - ニ 第40条第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月）
- 二 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第40条各号に掲げる事由に係る普通交通機関等に

ついでに、払戻相当金額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第38条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第38条第3項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては（1）及び（2）に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

（1） 第38条第3項第1号又は第2号に定める期間（以下この項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額

（2） 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額

（3） 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第32条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

2 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

二 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第40条各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第38条第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

(1) 第38条第3項第3号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものに係る特別料金等2分の1相当額

(2) 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額に口に規定する月数を乗じて得た額

3 橋等に係る通勤手当に係る返納額は、第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る橋等、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

4 理事長は、職員に前3項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。

(事後の確認)

**第42条** 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が第32条第1項の要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求める等の方法により、随時確認することができる。

(支給できない場合)

**第43条** 第32条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(みなし支給)

**第44条** 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を就業の場所とみなして支給することができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(通勤手当の特例)

**第45条** 理事長は、就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情が第32条に規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同条の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。

2 理事長は、月の中途において新たに職員俸給表又はキャリア職員俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にする異動若しくは就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなった職員については、第39条第1項の規定にかかわらず、当該適用の日又は当該異動の発令日（以下「適用の日等」という。）からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第4条第5項を準用して算定し、適用の日等の属する月又はその翌月の俸給の支給定日に支給することができる。この場合における交通機



関等に係る通勤手当算出の基礎は第32条第7項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。

**第6節 寒冷地手当**

(寒冷地手当)

**第46条** 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において、次に掲げる研究拠点に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に、寒冷地手当を支給する。

一 北海道センター

(支給額)

**第47条** 前条の支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

| 世帯等の区分   |              |        |
|--|--------------|--------|
| 世帯主である職員   |              | その他の職員 |
| 扶養親族のある職員  | その他の世帯主である職員 |        |
| 23,360円  | 13,060円      | 8,800円 |
| 備考<br>「扶養親族のある職員」には、扶養親族（第22条第2項及び第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のある職員であって北海道センターが所在する札幌市に居住する扶養親族のないもののうち、第48条第1項の規定による単身赴任手当を支給されている職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該居住が2以上ある場合にあつては、すべての当該居住）と北海道センターとの間の距離のうち最も近いもの（この表において「最短距離」という。）が60km以上であるもの及び第48条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち最短距離が60km以上であるものは含まないものとする。 |              |        |

2 次の各号に掲げる支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第62条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

二 第70条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

三 前2号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる職員 零

イ 本邦外にある職員（世帯主である職員（主としてその収入によって世帯の生計を支えている扶養親族を有する者及び扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え、又は下宿、寮等の一部屋を専有している者をいう。）であつて、その扶養親族が、当該職員が本邦外にある期間内に本邦に居住する者を除く。）

ロ 人事規程第23条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

ハ 人事規程第23条第1項（ロに掲げる職員を除く。）のうち、第62条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ニ 職員就業規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員

ホ 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員

ヘ 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員

ト 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員

チ 自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第4条第5項を準用して算定した額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

三 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第62条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合

4 支給対象職員が、基準日から俸給の支給定日の前日までの間において退職し、又は懲戒解雇にされた場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

5 基準日から引き続いて第2項第3号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給定日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

#### 第7節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

**第48条** 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に在勤する就業の場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から就業の場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第50条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項及び第50条第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（自動車等及び航空機を除く。）により算定した通勤距離が60km以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60km未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

**第49条** 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 100km以上300km未満 8,000円

二 300km以上500km未満 16,000円

三 500km以上700km未満 24,000円

四 700km以上900km未満 32,000円

五 900km以上1,100km未満 40,000円

六 1,100km以上1,300km未満 46,000円

七 1,300km以上1,500km未満 52,000円

八 1,500km以上2,000km未満 58,000円

九 2,000km以上2,500km未満 64,000円

十 2,500km以上 70,000円

（権衡職員の範囲等）

**第50条** 給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第48条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転

の直後に就業の場所に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて次のイ又はロに掲げる事情により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）であって、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

三 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転した後、次のイからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動又は就業の場所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は就業の場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の就業の場所を異にする移動又は就業の場所の移転（給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

四 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、第2号イ又はロに掲げる事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況と

する職員

五 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転した後、第3号イからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動又は就業の場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は就業の場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 前各号の規定中「就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い」とあるのを「給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は就業の場所の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる要件に該当することとなる職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当（給与法等適用職員が受ける第48条又は前項各号の規定に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

3 新たに採用された職員が、当該採用の日の前々日まで研究所と期間の定めのある雇用契約を締結した職員（任期付職員就業規則第73条の規定により期間の定めのない雇用契約を締結した者を含む。以下「任期付職員」という。）として在職し、当該採用の日の前々日に任期付職員就業規則第12条第1号又は第3号（第76条において準用する場合を含む。）の規定により退職した場合であって、任期付職員としての在職期間中に国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号。以下「任期付職員給与規程」という。）第17条の規定により読み替えたこの規程第48条又は第50条第1項若しくは第4項の要件を具備し単身赴任手当の支給を受けていた場合は、新たに採用された日以後も単身赴任手当を支給することができる。

4 第48条の規定による単身赴任手当を支給される職員又は任期付職員給与規程第17条の規定による単身赴任手当を支給される任期付職員との権衡上必要があると理事長が認める場合は、単身赴任手当を支給することができる。

（届出）

**第51条** 職員は、新たに第48条又は第50条第1項各号若しくは第4項の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書その他就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

**第52条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第48条又は第50条第1項各号若しくは第4項の要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

**第53条** 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第48条又は第50条第1項各号若しくは第4項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、同規定の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第51条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

**第54条** 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第48条又は第50条第1項各号若しくは第4項の要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認することができる。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

## 第8節 資格手当

(資格手当)

**第55条** 資格手当は、法令等（法令、条例及び地方公共団体の規則をいう。この条において同じ。）の規定により研究所として、有資格者の選任を義務づけられているとき、有資格者に業務を実施させる必要があるとき又は有資格者の選任の届出等を要するときは、当該法令等に規定する次に掲げる者の職務に従事する職員に支給する。

- 一 衛生管理者
- 二 放射線取扱主任者
- 三 危険物保安監督者
- 四 危険物取扱者
- 五 防火管理者
- 六 防災管理者
- 七 防火管理技能者
- 八 高圧ガス製造保安技術管理者

- 九 冷凍保安責任者
- 十 火薬類取扱保安責任者
- 十一 エネルギー管理企画推進者
- 十二 エネルギー管理員
- 十三 特別管理産業廃棄物管理責任者
- 十四 主任技術者（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する者に限る。）
- 十五 作業環境測定を行う者
- 十六 毒物劇物取扱責任者
- 十七 安全運転管理者
- 十八 水質管理責任者
- 十九 高圧ガス販売主任者
- 二十 整備管理者
- 二十一 衛生推進者

2 前項の資格手当は、当該資格手当の支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり当該職務に従事しなかった場合には支給しない。この場合において、法令等の定めるところにより代理者がその職務を代行することとされている場合にあっては、当該代理者に資格手当を支給する。

3 第1項の資格手当の支給額は、一資格につき次に掲げる額とする。

- 一 第二号、第八号、第九号及び第十四号 月額10,000円
- 二 第一号、第三号、第四号、第十号、第十五号、第十六号、第十九号及び第二十一号 月額5,000円
- 三 第五号から第七号、第十一号から第十三号、第十七号、第十八号及び第二十号 月額2,000円

（支給の始期及び終期）

**第56条** 資格手当の支給は、新たに前条第1項各号に掲げる職務に従事する場合は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、資格手当を支給されている職員がその職務に従事しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

#### 第9節 極地観測手当

（極地観測手当）

**第56条の2** 極地観測手当は、職員が業務に従事するため南緯55度以南の区域に在勤したときに支給する。

2 前項の手当の額は、在勤する間の1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬する場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

| 職務の級   | 手当額    |
|--------|--------|
| 5級     | 4,100円 |
| 4級及び3級 | 3,100円 |

|     |        |
|-----|--------|
| 2 級 | 2,400円 |
| 1 級 | 2,000円 |

3 キャリア職員俸給表の適用を受ける職員に対する第1項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、その職務の級がC5級、C4級及びC3級にあつては3,100円、C2級にあつては2,400円、C1級にあつては2,000円とする。

#### 第10節 連携研究手当

(連携研究手当)

**第56条の3** 連携研究手当は、出向先機関の給与規程等との権衡を考慮し、必要があると認めるときは、出向先機関との協議により部分在籍出向者（既に研究所を退職した者を含む。）に支給することができる。

#### 第11節 諸手当の特例

(適用除外)

**第56条の4** 第1節、第3節及び第5節から前節までの規定にかかわらず、日本国外に滞りし、国際連携、国際協力等の目的で国際機関、外国政府の機関等（外国の州又は自治体の機関を含む。）において研究所の業務を行う職員（以下「在外職員」という。）については、これらの節に規定する諸手当は支給しない。

(在外職員の手当)

**第56条の5** 在外職員には、在勤手当を支給する。

(在勤手当の種類)

**第56条の6** 在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当、子女教育手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が日本国外に滞在するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給する。

3 在外住居手当は、在外職員が日本国外に滞在するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 4歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であつて、就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校をいう。）において18歳に達した日に属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

(在勤基本手当の支給額)

**第56条の7** 在勤基本手当の月額、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）別表第1中の大使館に係る表における所在国及び



号（別表第1中の総領事館に係る表における所在地（別表第1中の政府代表部に係る表における所在地を除く。）又は別表第1中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場合にあっては、当該所在地及び号）の別によって定める額の百分の六十に相当する額とする。

- 2 政令別表第1の表の在勤基本手当の月額に係る号別については、次の表の左欄に掲げる在外職員の職務の級に応じ、同表右欄に掲げる号とする。

| 職務の級 | 号別        |
|------|-----------|
| 5級   | 1号        |
| 4級   | 2号又は3号    |
| 3級   | 4号又は5号    |
| 2級   | 6号        |
| 1級   | 7号、8号又は9号 |

- 3 キャリア職員である在外職員に対する前項の適用にあたっては、その職務の級がC5級及びC4級にあっては3号、C3級にあっては4号又は5号、C2級にあっては6号、C1級にあっては7号、8号又は9号とする。

- 4 理事長は、在外職員のうち、当該在外職員の職務の特殊性を考慮して人事管理上特に必要があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

（在勤基本手当の支給期間）

**第56条の8** 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間中に職務の級に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた職務の級に対応する前条第2項の表に掲げる在勤基本手当の月額に係る号別により在勤基本手当を支給する。

- 3 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

- 4 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に到着する日までの期間が20日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、20日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

（在外住居手当の支給額）

**第56条の9** 在外住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令別表第2中の大使館に係る表における所在国（別表第2中の総領事館に係る表における所在地（別表第2中の政府代表部に係る表における所在地を除く。）又は別表第2中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場合にあっては、当該所在地。以下同じ。）の控除欄に定める率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、政令別表第2中の大使館に係る表における所在国及び号（別表第2中の総領事館に係る表における所在地（別表第2中の政府代表部に係る表における所在地を除く。）又は別表第2中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場

合にあつては、当該所在地の号)の別によって別表第2の表の限度額欄で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書き(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、配偶者を伴う在外職員以外の者に支給する在外住居手当の月額限度は、限度額の百分の八十に相当する額とする。

3 政令別表第2の表の住居手当の月額に係る控除率及び限度額に係る号別については、次の表の左欄に掲げる在外職員の職務の級に応じ、同表右欄に掲げる号とする。

| 職務の級 | 号別     |
|------|--------|
| 5級   | 1号     |
| 4級   | 2号又は3号 |
| 3級   | 4号     |
| 2級   | 4号     |
| 1級   | 5号     |

4 キャリア職員である在外職員に対する前項の適用にあつては、その職務の級がC5級及びC4級にあつては3号、C3級及びC2級にあつては4号、C1級にあつては5号とする。

(在外住居手当の支給期間)

**第56条の10** 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 在外住居手当の支給期間中に職務の級に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた職務の級に対応する前条第3項の表に掲げる住居手当の月額に係る控除率及び限度額に係る号別により在外住居手当を支給する。

3 理事長は、在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故により、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる必要があると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり在外住居手当を支給することができる。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。

(配偶者手当の支給額)

**第56条の11** 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

**第56条の12** 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

**第56条の13** 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当)

**第56条の14** 子女教育手当の月額、年少子女1人につき1万8千円とする。

(子女教育手当の支給期間)

**第56条の15** 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。)が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することになった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に到着する日までの期間が60日以内である場合を除く。)にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、第1項ただし書きの期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、子女教育手当の支給に関する規則(昭和48年7月25日外務省令第6号)の例による。

## 第4章 賞与

### 第1節 業績手当

(業績手当)

**第57条** 業績手当は、業績評価の結果に基づき職員の業績を処遇に反映させるため、当該業績評価の次の年度の6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員(人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員(第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。))、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員及び自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員を除く。)に、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員(次に掲げる職員を除く。)についても、同様とする。

一 その退職した日において人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員(第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。))、職員就業規則第56条第1項の規定に

より出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員又は自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員

二 その退職後基準日までの間において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）の職員（ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしている独立行政法人等であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該独立行政法人等を退職し、その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった場合に、当該職員に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている独立行政法人等の職員に限る。以下この条及び第60条において同じ。）となった者

三 人事交流により引き続き給与法等適用職員（ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間をそれらの者としての在職期間に通算することとしている機関であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該機関を退職し、その退職に引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合に、それらの者に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている機関に使用される者に限る。以下この条、第59条及び第60条において同じ。）となるために退職した職員

2 その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して理事長が定める職務（第21条第3項に規定する職群Aから職群Oまでにある者の職務をいう。）にある職員（以下「特定職員」という。）のうち評価者が理事長である職員の業績手当の額は、その職員の基準日の属する年度の前の年度の業績評価に係る期間（以下「業績評価期間」という。）に属する3月31日における俸給及び職責基本額の月額合計額（以下「基準給与」という。）に、当該職員の業績評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当を支給する者（以下「超過勤務手当支給対象者」という。）（第21条第5項の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。）に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の245を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の250までの範囲内で、理事長が決定する。

3 前項以外の職員の業績手当の額は、その職員の業績評価期間に属する3月31日における基準給与に、当該職員の業績評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の205（特定職員にあつては100分の245）を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の250までの範囲内で、理事長が決定する。

4 理事長は、前2項に定める基礎額を職員の属する組織の組織評価に基づき減額することができる。

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、理事長は、その職員の業績が極めて顕著な場合にあっては、その職員の第2項及び第3項に定める基礎額の100分の500までの範囲内で、業績手当の額を決定することができる。
- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、別表第4に掲げる特定管理職の業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の315を乗じて得た額を基礎額とし、次に定める業績評価の区分に応じ、それぞれの割合の範囲内で、理事長が決定する。

| 業績評価 | 割合         |
|------|------------|
| S評価  | 100分の150以内 |
| A評価  | 100分の125以内 |
| B評価  | 100分の100以内 |
| C評価  | 100分の80以内  |
| D評価  | 100分の50以内  |

- 7 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、業績評価期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を支給する。この場合において、当該業績評価期間に第59条の規定の適用を受けたことのある職員又は当該業績評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に新たに採用された職員若しくは給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者にあっては、当該業績評価期間に属する4月1日から12月1日までの期間で勤務していなかった日は、勤務したものとみなして、次の表の勤務期間に算入することができる。

| 勤務期間         | 割合       |
|--------------|----------|
| 12箇月         | 100分の100 |
| 11箇月以上12箇月未満 | 100分の95  |
| 10箇月以上11箇月未満 | 100分の90  |
| 9箇月以上10箇月未満  | 100分の80  |
| 8箇月以上9箇月未満   | 100分の70  |
| 7箇月以上8箇月未満   | 100分の60  |
| 6箇月以上7箇月未満   | 100分の50  |
| 5箇月以上6箇月未満   | 100分の40  |
| 4箇月以上5箇月未満   | 100分の30  |
| 3箇月以上4箇月未満   | 100分の20  |
| 2箇月以上3箇月未満   | 100分の15  |
| 1箇月以上2箇月未満   | 100分の10  |
| 1箇月未満        | 100分の5   |
| 零            | 零        |

- 8 前項前段の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において懲戒手続規程第14条

の規定により懲戒処分を決定された職員の当該懲戒処分の決定日以降、最初の基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する業績手当は、当該職員の前項の規定による額から、第2項及び第3項に定める基礎額に、業績評価期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額の100分の3から100の50までの範囲内で、当該懲戒処分の量定に応じて追加査定を行い決定した金額を支給する。ただし、この場合において、この項の規定による業績手当と前項の規定による業績手当を加算した額は当該職員の第2項及び第3項に定める基礎額に、業績評価期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額の100分の50を下回らないこととする。

9 前2項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員及び同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員として在職した期間

二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間（業績評価期間に属する4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、当該期間が二以上あり、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内（以下、「子の出生後8週間以内」という。）に当該期間があるときは、子の出生後8週間以内における当該期間と、それ以外の当該期間は合算しない。）が1箇月以下である職員を除く。）

三 休職にされていた期間（人事規程第23条第1項第8号及び第9号の規定による休職の期間及び次に掲げる期間を除く。）

イ 第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間のうち、第1号、第2号若しくは第4号から第8号までに掲げる期間又は休職の期間（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の機関から当該期間に係る業績手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

四 育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に職員就業規則第17条第2項に規定する育児短時間勤務の勤務時間を同条第1項に規定する1週間の所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間

五 第61条第1項の規定により給与を減額された期間

六 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。第66条において同じ。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間（健康管理要領（20要領第52号）第17条の規定により同要領別表第3に掲げる就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置を受けた期間を除く。）及び職員就業規則第32条の規定に基づき、当該職員が請求した期間（連続する最初の2暦日に係る期間を除く。）から職員就業規則第21条に規定する休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が60日を超

える場合は、その勤務しなかった全期間

七 育児介護休業規程第21条の規定による介護休業の申出をして勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が60日を超える場合は、その勤務しなかった全期間

八 育児介護休業規程第26条の2の規定による介護時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

九 育児介護休業規程第18条の規定による託児時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

十 当該業績評価期間の全期間にわたって勤務した日がない場合は、前各号の規定にかかわらず、その全期間

十一 配偶者同行休業規程第3条の規定による配偶者同行休業をして勤務しなかった期間

十二 自己啓発等休業規程第4条の規定による自己啓発等休業をして勤務しなかった期間

10 業績評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に、独立行政法人等の職員であった者からこの規程の適用を受ける職員となった者又は給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者の第7項及び第8項に規定する勤務期間には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入することができる。

11 第2項の特定職員に該当するかどうかはその職員の業績評価期間に属する3月31日における第21条第3項に規定する職群により決定する。

**第58条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項、第59条第1項又は第59条の2の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当（第3号及び第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた業績手当）は、支給しない。

一 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第56条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

二 基準日前直近の業績手当の支給日（基準日前直近の業績手当の支給日において職員でなかった者にあつては、採用された日）から当該基準日に対応する支給日の前日までの間にその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられた者

三 次条の規定により一時差し止められた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられた者

四 次条の規定により一時差し止められた者で、職員就業規則第56条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

**第58条の2** 支給日に業績手当を支給することとされていた者が、当該支給日の前日までの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、第57条第1項、第59条第1項又は第59条の2の規定にかかわらず、当該業績手当の支給を一時差し止めることができる。

一 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

二 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料

するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

三 懲戒事由に該当する非違行為により、懲戒手続規程第5条に規定する懲戒審査委員会による審査対象とされた場合であって、懲戒解雇の処分を受ける可能性があると認めるとき。

2 前項の規定により、支給の一時差し止めをされた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合（前項各号のうち複数に該当する場合にあつては、そのいずれの事由についても次の各号のいずれかに該当するに至ったとき）には、速やかに当該一時差し止めを取り消し、支給を行うものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止めをされた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 刑事事件に関し公訴を提起しない処分があつた場合

三 刑事事件に関し起訴されることなく、一時差し止めに係る業績手当の基準日から起算して1年を経過した場合

四 懲戒解雇処分とされなかった場合

3 前項の規定にかかわらず、一時差し止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績手当の支給を差し止める必要がなくなった場合には、当該一時差し止めを取り消すことができる。

（業績手当の特例）

**第59条** それぞれの基準日に在職する職員（人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員及び自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員を除く。）のうち、第57条の規定による業績手当の支給されない職員については、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に次項及び第3項の業績手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員への支給については、第57条第1項の規定を準用する。

2 前項の業績手当の額は、特定職員のうち評価者が理事長である職員については、それぞれその基準日現在（退職した職員にあつては、退職した日現在）において受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に、100分の122.5を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された職員以外の者にあつては、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。



- 3 前項以外の職員の業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の102.5（特定職員にあっては100分の122.5）を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された職員以外の者にあっては、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる特定管理職の業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の157.5を乗じて得た額を基礎額とする。
- 5 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。

| 勤務期間             | 割合       |
|------------------|----------|
| 6 箇月             | 100分の100 |
| 5 箇月15日以上 6 箇月未満 | 100分の95  |
| 5 箇月以上 5 箇月15日未満 | 100分の90  |
| 4 箇月15日以上 5 箇月未満 | 100分の80  |
| 4 箇月以上 4 箇月15日未満 | 100分の70  |
| 3 箇月15日以上 4 箇月未満 | 100分の60  |
| 3 箇月以上 3 箇月15日未満 | 100分の50  |
| 2 箇月15日以上 3 箇月未満 | 100分の40  |
| 2 箇月以上 2 箇月15日未満 | 100分の30  |
| 1 箇月15日以上 2 箇月未満 | 100分の20  |
| 1 箇月以上 1 箇月15日未満 | 100分の15  |
| 15日以上 1 箇月未満     | 100分の10  |
| 15日未満            | 100分の5   |
| 零                | 零        |

- 6 理事長は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる業績評価の結果を勘案し、業績手当の額を変更することができる。
- 一 人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職し、かつ、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者のうち、その退職の日以前の職員としての在職期間における最後の業績評価期間の業績評価の結果に基づく業績手当の支給を受けていない者
- 二 職員就業規則第4条の2第1項に規定する混合給与適用職員であった者が、同規定の適用を受けなくなったときに、引き続き、職員給与規程の適用を受ける職員となった者のうち、任期付職員給与規程の適用を受ける以前の在職期間における最後の業績評価期間の業績評価の結果に基づく業績手当の支給を受けていない者
- 7 第57条第9項及び第10項の規定は、第5項の勤務期間について準用する。この場合におい

て、次の表の左欄に掲げる読み替える規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定                 | 読み替えられる字句  | 読み替える字句  |
|-------------------------|--|--|
| 第 57 条第 9 項本文           | 前 2 項  | 第 5 項  |
| 第 57 条第 9 項第 2 号        | 業績評価期間に属する 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、当該期間が二以上あり、子の出生後 8 週間以内に当該期間があるときは、子の出生後 8 週間以内における当該期間と、それ以外の当該期間は合算しない。）が 1 箇月以下である職員を除く。） | 当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、当該期間が二以上あり、子の出生後 8 週間以内に当該期間があるときは、子の出生後 8 週間以内における当該期間と、それ以外の当該期間は合算しない。）が 1 箇月以下である職員を除く。） |
| 第 57 条第 9 項第 6 号及び第 7 号 | 60 日   | 30 日   |
| 第 57 条第 9 項第 8 号        | 60 日   | 30 日   |
| 第 57 条第 9 項第 9 号        | 60 日   | 30 日   |
| 第 57 条第 10 項            | 業績評価期間に属する 12 月 2 日から 3 月 31 日まで   | 基準日以前 6 箇月以内   |
| 第 57 条第 10 項            | 第 7 項及び第 8 項   | 第 5 項  |

8 第 2 項及び第 3 項の特定職員に該当するかどうかは、基準日（第 2 項及び第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合であって、その職員が基準日の属する年度の前の年度の 3 月 31 日に在職していた場合は、当該 3 月 31 日）における第 21 条第 3 項に規定する職群により決定する。

9 前条の規定は、第 1 項の規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、前条本文中「前条」とあるのは「第 59 条」と読み替えるものとする。

（在外職員の業績手当）

**第 59 条の 2** 在外職員について、第 57 条から前条までの規定を適用する場合には、第 57 条第 2 項中「職責基本額」とあるのは「日本国外に滞在する日の前日に受けていた職責基本額」と、同条第 3 項中「基準給与」とあるのは「俸給及び日本国外に滞在する日の前日に受

けていた職責基本額」と、「当該職員の業績評価期間に属する3月31日における」とあるのは「当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた」と、第59条第2項及び第3項中「基準給与」とあるのは「俸給及び当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた職責基本額」と、「当該基準日現在において職員が受けるべき」とあるのは「当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第2節 期末手当

(期末手当)

**第60条** 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（人事規程第23条第1項第1号、第1号の2及び第3号から第9号までの規定により休職されている職員のうち給与の支払いを受けていない職員（以下「無給休職者」という。）、同項第2号により休職にされた職員（以下「起訴休職者」という。）、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、配偶者同行休業第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員及び自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員を除く。）に、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職した日において無給休職者、起訴休職者、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、配偶者同行休業第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員又は自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員

二 その退職後基準日までの間において、独立行政法人等の職員となった者

三 人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職した職員

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5（特定職員にあつては100分の102.5、特定管理職にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在職期間       | 割合       |
|------------|----------|
| 6箇月        | 100分の100 |
| 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80  |
| 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月未満      | 100分の30  |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職した職員にあつては、退職した日）において職員が受けるべき基準給与、扶養手当及び職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の合計額とする。

4 第2項の在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員及び同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員として在職した期間については、その全期間
  - 二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、当該期間が二以上あり、子の出生後8週間以内に当該期間があるときは、子の出生後8週間以内における当該期間と、それ以外の当該期間は合算しない。）が1箇月以下である職員を除く。）
  - 三 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
    - イ 第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間
    - ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間うち第1号、第2号又は第4号に掲げる期間又は休職の期間（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の機関から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。
  - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
  - 五 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - 六 自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- 5 第57条第10項の規定は、第2項の在職期間に準用する。この場合において、同条第10項中「業績評価期間に属する12月2日から3月31日まで」とあるのは「基準日以前6箇月以内」と、「第6項及び第7項の勤務期間」とあるのは「第2項の在職期間」と読み替えるものとする。
- 6 前項の期間の算定については、第4項の規定を準用する。
- 7 第2項の特定職員に該当するかどうかは、第59条第8項に準じ、決定する。
- 8 第58条及び第58条の2の規定は、期末手当の不支給及び一時差し止めについて準用する。  
(在外職員の期末手当)

**第60条の2** 在外職員の期末手当基礎額については、前条第3項の規定にかかわらず、それぞれの基準日（退職した職員にあつては、退職した日）において在外職員が受けるべき俸給、扶養手当及び日本国外に滞在する直前に受けていた職責基本額及び職責加算額若しくは超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の合計額とする。

## 第5章 給与の特例等

(給与の減額)

**第61条** 職員が勤務しないときは、休日である場合、代休日を取得した場合、休暇（業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇を取得した場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合、職員就業規則第30条及び同規則第32条

から第37条までの規定により請求があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず兼業等規程第10条第2項及び第18条第2項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたときは、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者等の給与)

**第62条** 職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受け、又は取得させることとされたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間（人事規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。）が2年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障で病気休職にされたときは、その休職の期間（人事規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。）が1年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が人事規程第23条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。
  - 一 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
  - 二 人事規程第23条第1項第6号の規定により休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 休職者には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 7 第2項から第5項までの規定による俸給、扶養手当、住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(国際機関等への派遣職員の給与)

**第63条** 人事規程第23条第1項第8号の規定により派遣された職員（以下「国際派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、住居手当、期末手当（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、国際派遣職員の派遣先の勤務に支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 国際派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。

3 第4条第6項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に支払うことができる。

4 国際派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

(育児休業者の給与)

**第64条** 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員は、育児休業期間中、給与を支給しない。ただし、業績手当及び期末手当の支給については、第57条から第59条まで及び第60条の規定の定めるところによる。

(育児短時間勤務の期間における給与の取扱い)

**第64条の2** 育児短時間勤務職員の俸給は、第11条から第13条までの規定により決定された号俸の額とし、その支給においては算出率を乗じて得た額に減額して支給する。

2 育児短時間勤務職員の職責手当は、第21条第3項に規定する職責基本額及び同条第4項に規定する職責加算額の月額とし、その支給においてはそれぞれ算出率を乗じて得た額に減額して支給する。

(託児時間の期間における給与の取扱い)

**第65条** 育児介護休業規程第18条の規定により託児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 託児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護時間の期間における給与の取扱い)

**第65条の2** 育児介護休業規程第26条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 介護時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(復職時等調整)

**第66条** この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 休職等の期間 職員の休職期間、職員就業規則第38条第1項ただし書に規定する許可

(以下「専従許可」という。)を受けた期間、休業をした期間又は休暇の期間をいう。

二 復職等の日 職員が復職し、勤務に復帰し、又は再び勤務するに至った日をいう。

三 昇給日 第16条第4項に規定する昇給の時期をいう。

四 算定期間 4月1日から翌年3月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日以後最初の3月31日までの期間)をいう。

五 基準号俸 休職等の期間の初日において受けていた号俸をいう。

六 基準日 休職等の期間の初日の属する算定期間の初日をいう。

七 調整期間 各算定期間における休職等の期間を次項の表に定める換算率により換算して得た期間をいう。

八 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間を

いう。

- 2 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、休業をした職員が勤務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職等の期間を次の表に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

| 休職等の期間   | 換算率   |
|--|---|
| 業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休職又は病気休暇の期間  | 3分の3以下  |
| 人事規程第23条第1項第3号の規定による休職の期間                      |   |
| 人事規程第23条第1項第4号の規定による休職の期間                      |   |
| 人事規程第23条第1項第5号の規定による休職の期間                      |   |
| 人事規程第23条第1項第6号の規定による休職（業務又は通勤中の災害に係るものに限る。）の期間 |   |
| 人事規程第23条第1項第8号の規定による休職の期間                      |   |
| 人事規程第23条第1項第9号の規定による休職の期間                      |   |
| 育児介護休業規程第21条の規定による介護休業の期間                      |   |
| 専従許可の有効期間                                      | 3分の2以下  |
| 結核性疾患に係る病気休職又は病気休暇の期間                          | 2分の1以下  |
| 非結核性疾患に係る病気休職又は病気休暇の期間                         | 3分の1以下  |
| 人事規程第23条第1項第6号の規定による休職（業務又は通勤中の災害に係るものを除く。）の期間 |   |
| 人事規程第23条第1項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合に限る。）の期間      | 3分の3  |
| 育児介護休業規程第4条の規定による育児休業の期間                       | 100分の100以下  |
| 配偶者同行休業規程第3条の規定による配偶者同行休業の期間                   | 100分の50以下   |
| 自己啓発等休業規程第4条の規定による自己啓発等休業の期間                   | 休業が大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下 |

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | それ以外のもの<br>にあつては100<br>分の50以下 |
|--|-------------------------------|

3 前項の規定による号俸の調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日（復職等の日が昇給日である場合にあつては、その直前の算定期間の末日）までの各算定期間に係る次項の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における号俸の調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の算定期間の末日までの各算定期間に係る次項の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

4 調整数は、4（職員俸給表に定める職務の級が4級以上の職員にあつては、3、満55歳に達している職員にあつては、0）に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあつては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数とする。

5 前項までの規定にかかわらず、他の職員との均衡上、特に必要が認められるときは、別段の扱いをすることができる。

（介護休業期間における給与の取扱い）

**第67条** 職員が育児介護休業規程第21条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、期末手当の在職期間から除算しない

（配偶者同行休業期間における給与の取扱い）

**第67条の2** 配偶者同行休業規程第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員は、当該休業期間中、給与を支給しない。

（自己啓発等休業期間における給与の取扱い）

**第67条の3** 自己啓発等休業規程第4条の規定により自己啓発等休業をしている職員は、当該休業期間中、給与を支給しない。

（専従許可における給与の取扱い）

**第68条** 職員が職員就業規則第38条ただし書の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

**第69条** 職員が職員就業規則第40条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。



- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。  
(俸給の半減)

**第70条** 第61条の規定にかかわらず、職員が病気休暇等（病気休暇及び次項に定める就業の禁止をいう。以下同じ。）により、第3項に定める勤務しない期間が90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の引き続き病気休暇等の日（1日の勤務時間の全部を勤務しなかった日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。俸給の半額が減ぜられた場合における賞与（基準日にこの条の適用を受けている職員の賞与に限る。）の算定の基礎となる俸給の月額、当該半減後の額とする。

- 2 前項の就業の禁止は、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他人に感染のおそれが高いとして、職員就業規則第60条に基づき命ぜられるものをいう。

- 3 第1項の勤務しない期間の日数の計算方法については、職員就業規則第28条の2の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定                      | 読み替えられる字句             | 読み替える字句  |
|------------------------------|-----------------------|--|
| 職員就業規則第28条の2第1項、第2項、第3項及び第4項 | 病気休暇を取得した             | 病気休暇等を取得した   |
| 職員就業規則第28条の2第1項及び第2項         | 病気休暇連続取得日数は、          | 勤務しない期間は、  |
| 職員就業規則第28条の2第2項及び第4項         | 病気休暇連続取得日数の期間         | 勤務しない期間  |
| 職員就業規則第28条の2第2項中             | 病気休暇、                 | 病気休暇等、   |
|                              | 合計日数とする。              | 合計日数（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇等の日（分を単位とする病気休暇等を含む。）及びその日から連続して取得した年次有給休暇又は特別休暇の日、代休日及び休日を除く。）とする。 |
| 職員就業規則第28条の2第4項              | 病気休暇（分を単位とする病気休暇を含む。） | 病気休暇等（分を単位とする病気休暇等を含む。）  |

- 4 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から職員就業規則第21条第1号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報奨金)

第70条の2 理事長は、別に定めるところにより、報奨金を支給することができる。

## 第6章 雑則

(職員の特例)

第71条 職員就業規則第4条の2第1項に規定する混合給与適用職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、任期付職員給与規程の規定の例によることができる。

(規程の実施)

第72条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則 (17規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(独立行政法人産業技術総合研究所給与規程の廃止)

第2条 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程(13規程第4号)は、廃止する。

第3条 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律(平成16年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により研究所の職員となった者の給与については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行日の前日に受けていた俸給及び諸手当等を施行日において引き継ぐものとする。

(在職者調整)

第4条 附則第2条の規定により廃止された独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「旧職員給与規程」という。)附則第4条第1項の適用を受けた者が、第14条の規定により昇格する場合にあつては、同項の適用を受けなかったものとみなして、昇格させる。

(職責手当に関する経過措置)

第5条 次の各号に掲げる就業の場所に勤務する職員については、第21条の規定にかかわらず次の表の職群及び種別の金額を適用する。ただし、平成13年4月1日以降新たに第一号の就業の場所に他の就業の場所から異動した者は、この限りでない。

一 北海道センター、東北センター、中国センター、四国センター及び九州センターに勤務する職員 補正2

二 東京本部及び臨海副都心センターに勤務する職員 補正3

|     | 補正  | 第I種 | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------|-----|
| 職群B | 補正3 |     | 190,000 |         |         |         |         |         |        |      |     |
| 職群C | 補正2 |     | 135,000 | 135,000 | 135,000 | 135,000 |         |         |        |      |     |
|     | 補正3 |     | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 180,000 |         |         |        |      |     |
| 職群D | 補正2 |     | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 |        |      |     |
|     | 補正3 |     | 170,000 | 170,000 | 170,000 | 170,000 | 170,000 | 170,000 |        |      |     |
| 職群E | 補正2 |     | 85,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 125,000 | 135,000 |        |      |     |
|     | 補正3 |     | 130,000 | 140,000 | 150,000 | 160,000 | 170,000 | 180,000 |        |      |     |

|      |      |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職群 F | 補正 3 |         | 80,000  | 120,000 | 130,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |
| 職群 G | 補正 3 |         | 130,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群 H | 補正 3 |         | 130,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群 I | 補正 2 |         | 75,000  | 85,000  | 95,000  |         |         |         |         |         |         |
|      | 補正 3 |         | 120,000 | 130,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |         |
| 職群 J | 補正 2 | 55,000  | 65,000  | 75,000  | 85,000  | 85,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 |         |         |
|      | 補正 3 | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 130,000 | 130,000 | 140,000 | 150,000 | 160,000 |         |         |
| 職群 K | 補正 2 | 45,000  | 55,000  | 65,000  | 75,000  | 85,000  | 105,000 |         |         |         |         |
|      | 補正 3 | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 130,000 | 150,000 |         |         |         |         |
| 職群 L | 補正 2 |         | 75,000  | 85,000  |         |         |         |         |         |         |         |
|      | 補正 3 |         | 120,000 | 130,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群 M | 補正 2 |         | 55,000  | 65,000  | 65,000  | 85,000  |         |         |         |         |         |
|      | 補正 3 |         | 100,000 | 110,000 | 125,000 | 130,000 |         |         |         |         |         |
| 職群 N | 補正 2 | 28,000  | 40,000  | 45,000  | 55,000  | 65,000  | 75,000  |         |         |         |         |
|      | 補正 3 | 58,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 |         |         |         |         |
| 職群 O | 補正 2 |         | 26,000  | 38,000  | 38,000  | 38,000  | 38,000  | 55,000  | 65,000  | 85,000  |         |
|      | 補正 3 |         | 58,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 | 110,000 | 130,000 |         |
| 職群 P | 補正 3 |         | 58,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 |         |         |         |         |
| 職群 Q | 補正 2 |         | 20,000  | 26,000  | 20,000  | 26,000  | 32,000  | 38,000  | 38,000  | 38,000  | 55,000  |
|      | 補正 3 |         | 46,000  | 58,000  | 46,000  | 58,000  | 70,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 |
| 職群 R | 補正 2 |         | 17,000  | 23,000  | 28,000  | 40,000  | 42,000  | 65,000  |         |         |         |
|      | 補正 3 |         | 35,000  | 46,000  | 58,000  | 80,000  | 85,000  | 110,000 |         |         |         |
| 職群 S | 補正 2 |         | 16,000  | 17,000  | 18,000  | 19,000  | 20,000  | 20,000  | 26,000  | 38,000  | 38,000  |
|      | 補正 3 |         | 23,000  | 29,000  | 35,000  | 40,000  | 46,000  | 46,000  | 58,000  | 80,000  | 80,000  |
| 職群 T | 補正 2 |         | 16,000  | 17,000  | 18,000  | 19,000  | 20,000  | 28,000  |         |         |         |
|      | 補正 3 |         | 23,000  | 29,000  | 35,000  | 40,000  | 46,000  | 58,000  |         |         |         |

(採用困難者等の措置)

**第 6 条** 研究所の運用上特に必要な者を採用するにあたり、他の職員との権衡上、この規程に規定する俸給、諸手当及び賞与（この条において「給与」という。）では採用が困難な場合等にあつては、理事長は、特段の措置を講じることができる。

2 理事長は、前項に基づき給与を支給するときは、その支給方法及び権衡上必要な額を定めるものとする。

(業績手当の基礎額の調整)

**第 7 条** 第 57 条第 2 項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の額は、第 57 条の規定にかかわらず、平成 17 年度はその職員の業績及びその職員の属する組織の組織評価に基づき理事長が決定する。

- 2 第57条第3項及び第59条第3項で定める基礎額は、それぞれの規定にかかわらず、平成27年3月31日までは当該基礎額に100分の93を乗じて得られた額とする。
- 3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第59条第2項の額に基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分に100分の90を乗じて得られた額を加えた額とする。
- 4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の7を乗じて得られた額を加えた額とする。
- 5 第57条第3項に規定する職責加算額及び超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の額を算出するための勤務1時間当たりの給与額は、平成17年度は旧職員給与規程第9条に規定する基準給与に第46条又は独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第37号）附則第3項又は附則第5項の寒冷地手当の月額を加えた合計額を平成16年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額を用いるものとする。  
（職責手当の補填措置に関する経過措置）

**第8条** 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（15規程第28号）附則第2項の規定により、職責手当の補填措置を受けていた者の平成17年4月1日以降の職責手当の補填措置については次の各号に定めるところによる。

- 一 補填措置は、平成15年12月31日における当該職員の俸給及び職責手当の合計額（以下「旧俸給等の額」という。）とその職員の平成16年1月1日における俸給及び職責手当の合計額（以下「新俸給等の額」という。）を比較し、新俸給等の額が旧俸給等の額より減少している場合に、当該職員に行う。
- 二 補填措置の期間は、平成16年1月1日から平成18年3月31日までとし、毎月、旧俸給等の額から新俸給等の額を差し引いた額（以下「補填額」という。）を当該月の支給定日に支給する。この場合において、平成16年2月以降の補填額は、新俸給等の額を前号中「平成16年1月1日」とあるのは「その月の初日」と読み替えて計算した額とする。
- 三 補填額の支給は、当該職員が当該職制又は種別から他の職制又は種別へ異動した場合は、これを取りやめる。ただし、一の給与期間の途中で異動したときは、この規程第4条第5項の規定を準用して計算した額を支払うものとする。
- 四 補填額は、業績手当及び期末手当の計算には加えない。

（寒冷地手当に関する経過措置）

**第9条** 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第37号）附則第2項第5号に規定する経過措置対象職員の寒冷地手当の支給については、第46条及び第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（住居手当の特例措置の経過措置）

**第10条** 旧職員給与規程第35条の住居手当の特例の適用を受けている職員に対する住居手当の増額は、当該職員が当該特例の要件を具備した日の翌日から起算して10年を経過する日の前日の属する月をもって終了する。

(適用範囲に関する経過措置)

**第11条** 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、職員とみなしてこの規程を適用する。

一 この規程の施行日前に、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条第1項第2号により任期を定めて採用された者であって、改正法附則第2条の規定により改正法上の職員となった者

二 この規程の施行日前に、任期付研究員法第3条第1項第2号の規定により採用することを決定した者

2 この規程の施行日前に任期付研究員法第3条第1項第1号により任期を定めて採用された者が、平成17年4月1日以降引き続き改正法附則第2条の規定により職員となった場合は、独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号）を適用する。

(国家公務員災害補償法に基づく休業補償の取扱い)

**第12条** 職員が平成17年3月31日以前に、公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「国災法」という。）第8条による認定を受け、療養のため勤務することができない場合、平成17年4月1日以降の給与については、国災法第12条による休業補償給付を受ける金額に相当する額を控除して支給する。

(経過措置)

**第13条** 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間は従前の例によるものとする。

**附 則（17規程第36号・一部改正）**

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則（17規程第42号・一部改正）**

この規程は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則（17規程第84号・一部改正）**

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

2 平成18年2月1日の前日において職員俸給表に定める職務の級における最高の号俸額を超える俸給月額を受けていた職員の平成18年2月1日における俸給月額は、人事院規則9-116（平成17年改正法附則第2条の規定による職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）第1条の例により算定した額とする。

3 この規程による改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第6条第5項の規定にかかわらず、この規程による改正前の給与規程（以下「旧給与規程」という。）第6条第5項の規定に基づき平成17年12月に業績手当を支給された職員については、平成17年12月に支給された業績手当の額を新給与規程第57条第2項から第9項まで、第59条第1項から第6項まで、第62条第1項又は附則第7条の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき業績手当に相当する額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に業績手当として支給するものとする。

4 旧給与規程第6条の規定に基づき平成17年12月又は平成18年1月に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を平成17年12月又は平成18年1

月に支給された当該給与の額から減じた額を、平成18年2月に支給する給与から減ずるものとする。

一 俸給 新給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第5項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき俸給に相当する額

二 職責加算額 新給与規程第21条第4項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき職責加算額に相当する額

三 扶養手当（第22条第2項第1号に掲げる者に係るものに限る。） 新給与規程第22条第4項、第62条第1項から第5項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき扶養手当に相当する額

四 超過勤務手当 新給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成18年1月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額

五 期末手当 新給与規程第60条第2項から第7項まで、第62条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき期末手当に相当する額

5 旧給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定により平成17年12月又は平成18年1月に給与を減額して支給された職員については、新給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に減額されるべき額に相当する額を平成17年12月又は平成18年1月に減額された額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に支給するものとする。

6 給与規程附則第8条の適用については、この規程による改正後の俸給及び職責手当の額に基づき算定するものとする。

#### 附 則（18規程第24号・一部改正）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成18年7月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（以下「新給与規程」という。）第55条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（職責手当に関する経過措置）

**第2条** 新給与規程第21条第1項の規定により、職責手当の支給を受ける者のうち、次の各号に該当する者については、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月1日以降の職責手当の適用区分はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 平成18年7月1日以降新たに第3項第14号の職群N第V種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して3年を経過する日（以下「経過日」という。）の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月（経過日が月の初日であるときは、その日の属する月）より同職群第IV種を適用する。

二 平成18年7月1日から平成24年9月30日までの間に新たに第3項第18号の職群R第VII種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備

した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月より同職群第Ⅵ種（経過日の属する月の翌月が平成24年10月以降である場合にあっては、独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（24規程第18号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「平成24年10月改正給与規程」という。）第21条第3項第19号の職群S第Ⅶ種）を適用する。

三 平成24年10月1日以降新たに平成24年10月改正給与規程第21条第3項第19号の職群S第Ⅷ種の職責基本額を適用した者（前号の規定の適用を受ける者を除く。）については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月より同職群第Ⅶ種を適用する。

#### 附 則（18規程第33号・一部改正）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（用語の定義）

**第2条** この条から第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 二 新給与規程 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 三 平成21年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（21規程第42号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 四 平成22年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（22規程第109号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 五 平成24年4月改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（24規程第18号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 六 旧俸給月額 旧給与規程別表第1職員俸給表の各級の号俸の額又は旧給与規程第19条第3項の規定により算定した俸給の額（平成21年改正給与規程の施行の日において、同規程附則第3条第1項第4号に掲げる減額改定対象職員に該当する者にあつては、それらの額に100分の99.1を乗じて得られた額（それ以外の者にあつては、それらの額に100分の99.34を乗じて得られた額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）をいう。
- 七 新俸給月額 この規程による改正後の別表第1職員俸給表の各級の号俸の額をいう。
- 八 平成24年改正俸給月額 平成24年4月改正給与規程別表第1職員俸給表の各級の号俸の額をいう。
- 九 基準日 平成18年4月1日をいう。

十 暫定期間 平成18年4月1日から本規程の施行日の前日までの旧給与規程の適用を受けていた期間をいう。

十一 休職等期間 新給与規程第66条第1項に規定する休職等の期間をいう。

十二 人事交流等職員 基準日以降に、給与法等適用職員が人事交流等により引き続き新たに新給与規程の適用を受けることとなった職員をいう。

十三 就業の場所

ア つくばセンター、中部センター及び関西センター

イ 北海道センター、東北センター、四国センター、中国センター及び九州センター

ウ 東京本部、臨海副都心センター

(普通昇給の特例)

**第3条** 基準日において55歳（研究所の設立の日の前日において給与法行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、新給与規程第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日に昇給しない。

2 平成20年4月1日から平成23年3月31日の間における昇給の時期において昇給できる号俸は新給与規程第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

一 昇給期間に属する3月31日に満55歳に達していない職員

| 昇給期間において勤務した日数の割合 | 昇給できる号俸 |
|-------------------|---------|
| 5/6超              | 3号俸     |
| 4/6超え5/6以下        | 2号俸     |
| 3/6超え4/6以下        | 1号俸     |
| 2/6超え3/6以下        | 0号俸     |

二 昇給期間に属する3月31日に満55歳（研究所の設立の日の前日において給与法行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員にあっては、57歳）に達している職員

| 昇給期間において勤務した日数の割合 | 昇給できる号俸 |
|-------------------|---------|
| 5/6超              | 2号俸     |
| 4/6超え5/6以下        | 1号俸     |
| 3/6超え4/6以下        | 0号俸     |
| 2/6超え3/6以下        | 0号俸     |

3 次条に規定する俸給月額の変更を受けた職員に係る昇給については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の変更)

**第4条** 基準日の前日において職員が属していた職務の級（以下「基準級」という。）における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けていた職員の基準日以降の新号俸は、次の表に定める基準級の旧俸給月額に対応する新号俸とする。

| 2級      |     | 3級      |     | 4級      |     | 5級      |     |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| 旧俸給月額   | 新号俸 | 旧俸給月額   | 新号俸 | 旧俸給月額   | 新号俸 | 旧俸給月額   | 新号俸 |
| 369,675 | 114 | 437,625 | 98  | 486,350 | 90  | 576,900 | 90  |
| 370,350 | 115 | 438,450 | 99  | 487,300 | 91  | 577,900 | 91  |
| 371,025 | 116 | 439,275 | 100 | 488,250 | 92  | 578,900 | 92  |
| 371,700 | 117 | 440,100 | 101 | 489,200 | 93  | 579,900 | 93  |



|         |     |         |     |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| 372,375 | 118 | 440,925 | 102 | 490,150 | 94  | 580,900 | 94  |
| 373,050 | 119 | 441,750 | 103 | 491,100 | 95  | 581,900 | 95  |
| 373,725 | 120 | 442,575 | 104 | 492,050 | 96  | 582,900 | 96  |
| 374,400 | 121 | 443,400 | 105 | 493,000 | 97  | 583,900 | 97  |
| 375,075 | 122 | 444,225 | 106 | 493,950 | 98  | 584,900 | 98  |
| 375,750 | 123 | 445,050 | 107 | 494,900 | 99  | 585,900 | 99  |
| 376,425 | 124 | 445,875 | 108 | 495,850 | 100 | 586,900 | 100 |
| 377,100 | 125 | 446,700 | 109 | 496,800 | 101 | 587,900 | 101 |
|         |     | 447,525 | 110 | 497,750 | 102 | 588,900 | 102 |
|         |     | 448,350 | 111 | 498,700 | 103 | 589,900 | 103 |
|         |     | 449,175 | 112 | 499,650 | 104 | 590,900 | 104 |
|         |     | 450,000 | 113 | 500,600 | 105 | 591,900 | 105 |
|         |     | 450,825 | 114 | 501,550 | 106 | 592,900 | 106 |
|         |     | 451,650 | 115 | 502,500 | 107 | 593,900 | 107 |
|         |     | 452,475 | 116 | 503,450 | 108 | 594,900 | 108 |
|         |     |         |     | 504,400 | 109 | 595,900 | 109 |
|         |     |         |     | 505,350 | 110 | 596,900 | 110 |
|         |     |         |     | 506,300 | 111 |         |     |

(俸給月額の変更に伴う経過措置)

**第5条** 基準日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける平成24年改正俸給月額が、基準日の前日の旧俸給月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、平成24年改正俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正給与規程附則第4条の規定により給与を減額して支給された職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員に該当する者についてはこの限りではない。

- 一 基準日以降に、基準級より下位の級に降格をした職員
- 二 基準日前に休職等期間がある職員であって、基準日以降に当該休職等期間を含む期間にかかる復職時調整をされた職員

**第6条** 前条ただし書の場合において、前条各号に掲げる職員については、前条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める額を俸給として支給する。

- 一 基準級より下位の職務の級に降格した場合 基準日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（基準日後以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、基準日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、旧給与規程第15条の規定の例により同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 二 基準日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 基準日の前日に復職時調整をされたものとした場合に旧給与規程第66条の規定の例により同日において受けることとなる俸給月額に相当する額

**第7条** 基準日以降新たに平成24年4月改正給与規程の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して附則第5条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める額を俸給として支給する。

- 一 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に附則第5条各号に掲げる場合に

該当することとなった職員を除く。) その者の受ける平成24年改正俸給月額がその者が基準日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる旧俸給月額に相当する額に達しない場合の差額に相当する額

二 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に附則第5条各号に掲げる場合に該当することとなった職員 その者が基準日の前日に人事交流等職員となり同日に旧給与規程の適用を受けていたものとみなして附則第5条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる俸給の額に相当する額

三 基準日前に独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第25号)の適用を受けていた任期付職員であつて、基準日以降に任期付職員から平成24年4月改正給与規程の適用を受ける職員となった者 その者が平成24年4月改正給与規程第11条に基づき受けることとなった平成24年改正俸給月額が、その者が基準日の前日に職員となったものとした場合に旧給与規程第11条に基づき同日において受けることとなる旧俸給月額に達しない場合のその差額に相当する額

**第8条** 附則第5条から前条までの規定による俸給の支給について、この規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(暫定期間の給与の支給)

**第9条** 旧給与規程第6条の規定に基づき暫定期間に給与(住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当及び資格手当を除く。以下この条において同じ。)を支給された次の各号に掲げる職員については、基準日以降に新給与規程で支給されるべき給与に相当する額から暫定期間に支給された給与の額を減じた際に追給額が生じた場合は、平成18年9月の俸給の支給定日に給与として支給するものとする。

- 一 基準日の前日から引き続き在職する職員
- 二 基準日以降に新たに採用された職員
- 三 基準日以降の人事交流等職員

(職責手当の経過措置)

**第10条** 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における職責手当については、新給与規程第21条の規定にかかわらず次の表の職員の区分欄の職員及び就業の場所の区分に応じ、それぞれ同表の期間の区分欄に掲げる附則別表の職群及び種別の金額を適用する。ただし、同表に掲げる期間において、それぞれ当該期間の4月1日以降新たに第2条第九号イの就業の場所に他の就業場所から異動した者の職責手当については、この限りでない。

| 職員の区分   |       | 期間の区分                |                      |                      |
|---|-------|----------------------|----------------------|----------------------|
|   | 就業の場所 | 平成18年4月1日～平成19年3月31日 | 平成19年4月1日～平成20年3月31日 | 平成20年4月1日～平成21年3月31日 |
| 基準日の前日から引き続き勤務する職員                                | ア     | 附則別表2                | 附則別表7                | 附則別表12               |
| 基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員(2級以下に格付けされた職員) |       |                      |                      |                      |

|   |   |   |             |            |
|---|---|---|-------------|------------|
| 基準日の前日から引き続き勤務する職員                                | イ | 附則別表 5 補正 2   | 附則別表10補正 2  | 附則別表16補正 2 |
| 基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員） |   |   |             |            |
| 基準日の前日から引き続き勤務する職員                                | ウ | 附則別表 5 補正 3<br>（ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の中段を適用する。） | 附則別表10補正 3  | 附則別表16補正 3 |
| 基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員） |   |   |             |            |
| 基準日以降新たに採用となった職員（3級以上に格付けされた職員）                   | ア | 附則別表 3  | 附則別表 3      | 附則別表 3     |
|   | イ | 附則別表 6 補正 2   | 附則別表11補正 2  | 附則別表17補正 2 |
|   | ウ | 附則別表 6 補正 3<br>（ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の下段を適用する。） | 附則別表11補正 3  | 附則別表17補正 3 |
| 平成18年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員                         | ア | 附則別表 1  | 附則別表 1      | 附則別表 1     |
|   | イ | 附則別表 4 補正 2   | 附則別表 8 補正 2 | 附則別表13補正 2 |
|   | ウ | 附則別表 4 補正 3<br>（ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の上段を適用する。） | 附則別表 8 補正 3 | 附則別表13補正 3 |
| 平成19年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員                         | ア |   | 附則別表 2      | 附則別表 2     |
|   | イ |   | 附則別表 9 補正 2 | 附則別表14補正 2 |
|   | ウ |   | 附則別表 9 補正 3 | 附則別表14補正 3 |
| 平成20年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員                         | ア |   |             | 附則別表 7     |
|   | イ |   |             | 附則別表15補正 2 |
|   | ウ |   |             | 附則別表15補正 3 |

第11条 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間における職責手当については、新給与規程第21条の規定にかかわらず次の表の職員の区分欄の職員及び就業の場所の区分に応じ、それぞれ同表の期間の区分欄に掲げる附則別表の職群及び種別の金額を適用する。

| 職員の区分   | 期間の区分                |                      |
|---|----------------------|----------------------|
|   | 平成21年4月1日～平成22年3月31日 | 平成22年4月1日～平成27年3月31日 |
| 基準日の前日から引き続き勤務する職員                                  | 附則別表 18              |                      |
| 基準日以降の人事交流等職員である職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員） |                      |                      |
| 基準日以降新たに採用となった職員（3級以上に格付けされた職員）                     | 附則別表 3               |                      |
| 平成18年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員                           | 附則別表 1               | 附則別表 1               |

|                           |        |        |
|---------------------------|--------|--------|
| 平成19年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員 | 附則別表 2 | 附則別表 2 |
| 平成20年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員 | 附則別表 7 | 附則別表 7 |
| 平成21年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員 | 附則別表12 | 附則別表12 |
| 平成22年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員 |        | 附則別表18 |

附則別表 1

|         | 第I種    | 第II種        | 第III種       | 第IV種        | 第V種         | 第VI種        | 第VII種       | 第VIII種      | 第IX種        | 第X種     | 第XI種    |
|---------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 職群<br>A |        | 160,00<br>0 | 200,00<br>0 | 250,00<br>0 | 300,00<br>0 |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>B |        | 180,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>C |        | 170,00<br>0 | 170,00<br>0 | 170,00<br>0 | 170,00<br>0 |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>D |        | 160,00<br>0 | 160,00<br>0 | 160,00<br>0 | 160,00<br>0 | 170,00<br>0 | 180,00<br>0 |             |             |         |         |
| 職群<br>E |        | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 | 140,00<br>0 | 150,00<br>0 | 160,00<br>0 | 170,00<br>0 |             |             |         |         |
| 職群<br>F |        | 70,000      | 110,00<br>0 | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>G |        | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>H |        | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 | 140,00<br>0 |             |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>I | 90,000 | 100,00<br>0 | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 |             |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>J | 90,000 | 100,00<br>0 | 110,00<br>0 | 120,00<br>0 | 120,00<br>0 | 130,00<br>0 | 140,00<br>0 | 150,00<br>0 | 160,00<br>0 |         |         |
| 職群<br>K | 80,000 | 90,000      | 100,00<br>0 | 110,00<br>0 | 120,00<br>0 | 140,00<br>0 | 140,00<br>0 |             |             |         |         |
| 職群<br>L |        | 110,00<br>0 | 120,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>M |        | 90,000      | 100,00<br>0 | 115,00<br>0 | 120,00<br>0 |             |             |             |             |         |         |
| 職群<br>N | 50,000 | 70,000      | 80,000      | 90,000      | 100,00<br>0 | 110,00<br>0 |             |             |             |         |         |
| 職群<br>O | 50,000 | 50,000      | 70,000      | 70,000      | 70,000      | 70,000      | 90,000      | 100,00<br>0 | 110,00<br>0 | 120,000 | 130,000 |
| 職群<br>P |        | 50,000      | 70,000      | 70,000      | 70,000      | 90,000      | 110,00<br>0 |             |             |         |         |
| 職群<br>Q | 40,000 | 40,000      | 50,000      | 40,000      | 50,000      | 60,000      | 70,000      | 70,000      | 70,000      | 90,000  |         |

|         |        |        |        |        |        |        |        |         |  |  |  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--|--|--|
| 職群<br>R | 45,000 | 50,000 | 55,000 |        |        |        |        |         |  |  |  |
| 職群<br>S | 15,000 | 20,000 | 30,000 | 40,000 | 50,000 | 70,000 | 75,000 | 100,000 |  |  |  |
| 職群<br>T | 15,000 | 20,000 | 25,000 | 30,000 | 35,000 | 40,000 | 50,000 |         |  |  |  |
| 職群<br>U | 15,000 |        |        |        |        |        |        |         |  |  |  |

附則別表 2

|         | 第I種    | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種 | 第XI種 |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|
| 職群<br>A |        | 160,000 | 200,000 | 250,000 | 300,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>B |        | 188,000 |         |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>C |        | 170,000 | 174,000 | 176,000 | 178,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>D |        | 162,000 | 166,000 | 168,000 | 170,000 | 178,000 | 186,000 |         |         |     |      |
| 職群<br>E |        | 126,000 | 136,000 | 146,000 | 158,000 | 166,000 | 174,000 |         |         |     |      |
| 職群<br>F |        | 81,000  | 115,000 | 126,000 | 136,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>G |        | 126,000 | 136,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>H |        | 126,000 | 136,000 | 146,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>I | 94,000 | 105,000 | 126,000 | 136,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>J | 94,000 | 105,000 | 115,000 | 126,000 | 128,000 | 136,000 | 146,000 | 158,000 | 168,000 |     |      |
| 職群<br>K | 86,000 | 94,000  | 105,000 | 116,000 | 126,000 | 142,000 | 144,000 |         |         |     |      |
| 職群<br>L |        | 115,000 | 126,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群<br>M |        | 94,000  | 105,000 | 117,000 | 124,000 |         |         |         |         |     |      |

|         |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 聯群<br>N | 54,000 | 74,000 | 84,000 | 94,000 | 105,000 | 113,000 |         |         |         |         |         |
| 聯群<br>O | 52,000 | 54,000 | 70,000 | 72,000 | 74,000  | 76,000  | 94,000  | 105,000 | 115,000 | 126,000 | 136,000 |
| 聯群<br>P |        | 54,000 | 72,000 | 74,000 | 76,000  | 94,000  | 110,000 |         |         |         |         |
| 聯群<br>Q | 42,000 | 43,000 | 51,000 | 46,000 | 54,000  | 63,000  | 72,000  | 74,000  | 76,000  | 94,000  |         |
| 聯群<br>R | 45,000 | 50,000 | 55,000 |        |         |         |         |         |         |         |         |
| 聯群<br>S | 15,000 | 20,000 | 31,000 | 42,000 | 52,000  | 70,000  | 78,000  | 105,000 |         |         |         |
| 聯群<br>T | 15,000 | 20,000 | 25,400 | 31,400 | 36,800  | 42,000  | 54,000  |         |         |         |         |
| 聯群<br>U | 15,000 |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |

附則別表 3

|     | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種     | 第XI種 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 聯群A |         | 160,000 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 500,000 |         |         |         |         |      |
| 聯群B |         | 220,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 聯群C |         | 170,000 | 190,000 | 200,000 | 210,000 |         |         |         |         |         |      |
| 聯群D |         | 170,000 | 190,000 | 200,000 | 210,000 | 210,000 | 210,000 |         |         |         |      |
| 聯群E |         | 150,000 | 160,000 | 170,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 |         |         |         |      |
| 聯群F |         | 125,000 | 135,000 | 150,000 | 160,000 |         |         |         |         |         |      |
| 聯群G |         | 150,000 | 160,000 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 聯群H |         | 150,000 | 160,000 | 170,000 |         |         |         |         |         |         |      |
| 聯群I |         | 135,000 | 150,000 | 160,000 |         |         |         |         |         |         |      |
| 聯群J | 110,000 | 125,000 | 135,000 | 150,000 | 160,000 | 160,000 | 170,000 | 190,000 | 200,000 |         |      |
| 聯群K | 110,000 | 110,000 | 125,000 | 140,000 | 150,000 | 150,000 | 160,000 |         |         |         |      |
| 聯群L |         | 135,000 | 150,000 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 聯群M |         | 110,000 | 125,000 | 125,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |      |
| 聯群N | 70,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 125,000 | 125,000 |         |         |         |         |      |
| 聯群O |         | 70,000  | 70,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 125,000 | 125,000 |         |      |
| 聯群P |         | 70,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 110,000 |         |         |         |      |
| 聯群Q | 50,000  | 55,000  | 55,000  | 70,000  | 70,000  | 75,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 |      |
| 聯群R | 15,000  | 35,000  | 50,000  | 60,000  | 70,000  | 90,000  | 125,000 |         |         |         |      |

|     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職群S | 15,000 | 20,000 | 27,000 | 37,000 | 44,000 | 50,000 | 55,000 | 55,000 | 70,000 | 80,000 | 90,000 |
| 職群T | 15,000 | 20,000 | 27,000 | 37,000 | 44,000 | 50,000 | 70,000 |        |        |        |        |
| 職群U | 15,000 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

附則別表 4

|     | 補正  | 第I種    | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種    | 第XI種 |
|-----|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------|
| 職群B | 補正3 |        | 187,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |      |
| 職群C | 補正2 |        | 135,000 | 135,000 | 135,000 | 135,000 |         |         |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 177,500 | 177,500 | 177,500 | 177,500 |         |         |         |         |        |      |
| 職群D | 補正2 |        | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 135,000 | 145,000 |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 167,500 | 167,500 | 167,500 | 167,500 | 177,500 | 187,500 |         |         |        |      |
| 職群E | 補正2 |        | 85,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 125,000 | 135,000 |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 127,500 | 137,500 | 147,500 | 157,500 | 167,500 | 177,500 |         |         |        |      |
| 職群F | 補正3 |        | 77,500  | 117,500 | 127,500 | 137,500 |         |         |         |         |        |      |
| 職群G | 補正3 |        | 127,500 | 137,500 |         |         |         |         |         |         |        |      |
| 職群H | 補正3 |        | 127,500 | 137,500 | 147,500 |         |         |         |         |         |        |      |
| 職群I | 補正2 |        | 77,000  | 85,000  | 95,000  |         |         |         |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 117,500 | 127,500 | 137,500 |         |         |         |         |         |        |      |
| 職群J | 補正2 | 63,000 | 70,000  | 77,000  | 85,000  | 85,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 125,000 |        |      |
|     | 補正3 | 97,500 | 107,500 | 117,500 | 127,500 | 127,500 | 137,500 | 147,500 | 157,500 | 167,500 |        |      |
| 職群K | 補正2 | 56,000 | 63,000  | 70,000  | 77,000  | 85,000  | 105,000 | 105,000 |         |         |        |      |
|     | 補正3 | 87,500 | 97,500  | 107,500 | 117,500 | 127,500 | 147,500 | 147,500 |         |         |        |      |
| 職群L | 補正2 |        | 77,000  | 85,000  |         |         |         |         |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 117,500 | 127,500 |         |         |         |         |         |         |        |      |
| 職群M | 補正2 |        | 63,000  | 70,000  | 80,500  | 85,000  |         |         |         |         |        |      |
|     | 補正3 |        | 97,500  | 107,500 | 122,500 | 127,500 |         |         |         |         |        |      |
| 職群N | 補正2 | 35,000 | 49,000  | 56,000  | 63,000  | 70,000  | 77,000  |         |         |         |        |      |
|     | 補正3 | 56,000 | 77,500  | 87,500  | 97,500  | 107,500 | 117,500 |         |         |         |        |      |
| 職群O | 補正2 |        | 35,000  | 49,000  | 49,000  | 49,000  | 49,000  | 63,000  | 70,000  | 85,000  |        |      |
|     | 補正3 |        | 56,000  | 77,500  | 77,500  | 77,500  | 77,500  | 97,500  | 107,500 | 127,500 |        |      |
| 職群P | 補正3 |        | 56,000  | 77,500  | 77,500  | 77,500  | 97,500  | 117,500 |         |         |        |      |
| 職群Q | 補正2 | 28,000 | 28,000  | 35,000  | 28,000  | 35,000  | 42,000  | 49,000  | 49,000  | 49,000  | 63,000 |      |
|     | 補正3 | 44,500 | 44,500  | 56,000  | 44,500  | 56,000  | 67,500  | 77,500  | 77,500  | 77,500  | 97,500 |      |
| 職群R | 補正2 |        | 21,000  | 28,000  | 35,000  | 49,000  | 52,500  | 70,000  |         |         |        |      |



|     |     |  |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |
|-----|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
|     | 補E3 |  | 33,750 | 44,500 | 56,000 | 77,500 | 82,500 | 107,500 |        |        |        |        |
| 職群S | 補E2 |  | 16,000 | 17,500 | 21,000 | 24,500 | 28,000 | 28,000  | 35,000 | 35,000 | 49,000 | 49,000 |
|     | 補E3 |  | 22,250 | 28,000 | 33,750 | 38,750 | 44,500 | 44,500  | 56,000 | 56,000 | 77,500 | 77,500 |
| 職群T | 補E2 |  | 16,000 | 17,500 | 21,000 | 24,500 | 28,000 | 35,000  |        |        |        |        |
|     | 補E3 |  | 22,250 | 28,000 | 33,750 | 38,750 | 44,500 | 56,000  |        |        |        |        |

附則別表 5

|     | 補E  | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種     | 第XI種 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 職群B | 補E3 |         | 195,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群C | 補E2 |         | 135,000 | 135,000 | 135,000 | 135,000 |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 177,500 | 181,500 | 183,500 | 185,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群D | 補E2 |         | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 135,000 | 145,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 169,500 | 173,500 | 175,500 | 177,500 | 185,500 | 193,500 |         |         |         |      |
| 職群E | 補E2 |         | 88,200  | 95,200  | 105,000 | 115,000 | 125,000 | 135,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 133,500 | 143,500 | 153,500 | 165,500 | 173,500 | 181,500 |         |         |         |      |
| 職群F | 補E3 |         | 88,500  | 122,500 | 133,500 | 143,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群G | 補E3 |         | 133,500 | 143,500 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群H | 補E3 |         | 133,500 | 143,500 | 153,500 |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群I | 補E2 |         | 80,500  | 88,200  | 95,200  |         |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 122,500 | 133,500 | 143,500 |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群J | 補E2 | 65,800  | 73,500  | 80,500  | 88,200  | 89,600  | 95,200  | 105,000 | 115,000 | 125,000 |         |      |
|     | 補E3 | 101,500 | 112,500 | 122,500 | 133,500 | 135,500 | 143,500 | 153,500 | 165,500 | 175,500 |         |      |
| 職群K | 補E2 | 60,200  | 65,800  | 73,500  | 81,200  | 88,200  | 105,000 | 105,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 | 93,500  | 101,500 | 112,500 | 123,500 | 133,500 | 149,500 | 151,500 |         |         |         |      |
| 職群L | 補E2 |         | 80,500  | 88,200  |         |         |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 122,500 | 133,500 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群M | 補E2 |         | 65,800  | 73,500  | 81,900  | 86,800  |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 101,500 | 112,500 | 124,500 | 131,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群N | 補E2 | 37,800  | 51,800  | 58,800  | 65,800  | 73,500  | 79,100  |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 | 60,000  | 81,500  | 91,500  | 101,500 | 112,500 | 120,500 |         |         |         |         |      |
| 職群O | 補E2 |         | 37,800  | 49,000  | 50,400  | 51,800  | 53,200  | 65,800  | 73,500  | 85,000  |         |      |
|     | 補E3 |         | 60,000  | 77,500  | 79,500  | 81,500  | 83,500  | 101,500 | 112,500 | 128,500 |         |      |
| 職群P | 補E3 |         | 60,000  | 79,500  | 81,500  | 83,500  | 101,500 | 117,500 |         |         |         |      |
| 職群Q | 補E2 | 29,400  | 30,100  | 35,700  | 32,200  | 37,800  | 44,100  | 50,400  | 51,800  | 53,200  | 65,800  |      |
|     | 補E3 | 46,500  | 47,500  | 57,000  | 50,500  | 60,000  | 70,500  | 79,500  | 81,500  | 83,500  | 101,500 |      |
| 職群R | 補E2 |         | 21,700  | 29,400  | 36,400  | 49,000  | 54,600  | 73,500  |         |         |         |      |

|     |     |  |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |
|-----|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
|     | 補E3 |  | 34,750 | 46,500 | 58,000 | 77,500 | 85,500 | 112,500 |        |        |        |        |
| 職群S | 補E2 |  | 16,000 | 17,780 | 21,980 | 25,760 | 29,400 | 30,100  | 35,700 | 38,000 | 50,400 | 51,800 |
|     | 補E3 |  | 22,250 | 28,400 | 35,150 | 40,550 | 46,500 | 47,500  | 57,000 | 60,000 | 79,500 | 81,500 |
| 職群T | 補E2 |  | 16,000 | 17,780 | 21,980 | 25,760 | 29,400 | 37,800  |        |        |        |        |
|     | 補E3 |  | 22,250 | 28,400 | 35,150 | 40,550 | 46,500 | 60,000  |        |        |        |        |

附則別表 6

|     | 補E  | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種     | 第XI種 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 職群B | 補E3 |         | 227,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群C | 補E2 |         | 135,000 | 135,000 | 140,000 | 147,000 |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 177,500 | 197,500 | 207,500 | 217,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群D | 補E2 |         | 125,000 | 133,000 | 140,000 | 147,000 | 147,000 | 147,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 177,500 | 197,500 | 207,500 | 217,500 | 217,500 | 217,500 |         |         |         |      |
| 職群E | 補E2 |         | 105,000 | 112,000 | 119,000 | 133,000 | 133,000 | 135,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 157,500 | 167,500 | 177,500 | 197,500 | 197,500 | 197,500 |         |         |         |      |
| 職群F | 補E3 |         | 132,500 | 142,500 | 157,500 | 167,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群G | 補E3 |         | 157,500 | 167,500 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群H | 補E3 |         | 157,500 | 167,500 | 177,500 |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群I | 補E2 |         | 94,500  | 105,000 | 112,000 |         |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 142,500 | 157,500 | 167,500 |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群J | 補E2 | 77,000  | 87,500  | 94,500  | 105,000 | 112,000 | 112,000 | 119,000 | 133,000 | 140,000 |         |      |
|     | 補E3 | 117,500 | 132,500 | 142,500 | 157,500 | 167,500 | 167,500 | 177,500 | 197,500 | 207,500 |         |      |
| 職群K | 補E2 | 77,000  | 77,000  | 87,500  | 98,000  | 105,000 | 105,000 | 112,000 |         |         |         |      |
|     | 補E3 | 117,500 | 117,500 | 132,500 | 147,500 | 157,500 | 157,500 | 167,500 |         |         |         |      |
| 職群L | 補E2 |         | 94,500  | 105,000 |         |         |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 142,500 | 157,500 |         |         |         |         |         |         |         |      |
| 職群M | 補E2 |         | 77,000  | 87,500  | 87,500  | 98,000  |         |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 |         | 117,500 | 132,500 | 132,500 | 147,500 |         |         |         |         |         |      |
| 職群N | 補E2 | 49,000  | 63,000  | 70,000  | 77,000  | 87,500  | 87,500  |         |         |         |         |      |
|     | 補E3 | 76,000  | 97,500  | 107,500 | 117,500 | 132,500 | 132,500 |         |         |         |         |      |
| 職群O | 補E2 |         | 49,000  | 49,000  | 56,000  | 63,000  | 70,000  | 77,000  | 87,500  | 87,500  |         |      |
|     | 補E3 |         | 76,000  | 77,500  | 87,500  | 97,500  | 107,500 | 117,500 | 132,500 | 132,500 |         |      |
| 職群P | 補E3 |         | 76,000  | 87,500  | 97,500  | 107,500 | 117,500 | 117,500 |         |         |         |      |
| 職群Q | 補E2 | 35,000  | 38,500  | 38,500  | 49,000  | 49,000  | 52,500  | 56,000  | 63,000  | 70,000  | 77,000  |      |
|     | 補E3 | 54,500  | 59,500  | 61,000  | 74,500  | 76,000  | 82,500  | 87,500  | 97,500  | 107,500 | 117,500 |      |
| 職群R | 補E2 |         | 24,500  | 35,000  | 42,000  | 49,000  | 63,000  | 87,500  |         |         |         |      |

|     |     |  |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |
|-----|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
|     | 補正3 |  | 38,750 | 54,500 | 66,000 | 77,500 | 97,500 | 132,500 |        |        |        |        |
| 職群S | 補正2 |  | 16,000 | 18,900 | 25,900 | 30,800 | 35,000 | 38,500  | 38,500 | 49,000 | 56,000 | 63,000 |
|     | 補正3 |  | 22,250 | 30,000 | 40,750 | 47,750 | 54,500 | 59,500  | 61,000 | 76,000 | 87,500 | 97,500 |
| 職群T | 補正2 |  | 16,000 | 18,900 | 25,900 | 30,800 | 35,000 | 49,000  |        |        |        |        |
|     | 補正3 |  | 22,250 | 30,000 | 40,750 | 47,750 | 54,500 | 76,000  |        |        |        |        |

附則別表 7

|         | 第I種    | 第II種        | 第III種       | 第IV種        | 第V種         | 第VI種        | 第VII種       | 第VIII種      | 第IX種        | 第X種 | 第XI種 |
|---------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|------|
| 職群<br>A |        | 160,00<br>0 | 200,00<br>0 | 250,00<br>0 | 300,00<br>0 |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>B |        | 196,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>C |        | 170,00<br>0 | 178,00<br>0 | 182,00<br>0 | 186,00<br>0 |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>D |        | 164,00<br>0 | 172,00<br>0 | 176,00<br>0 | 180,00<br>0 | 186,00<br>0 | 192,00<br>0 |             |             |     |      |
| 職群<br>E |        | 132,00<br>0 | 142,00<br>0 | 152,00<br>0 | 166,00<br>0 | 172,00<br>0 | 178,00<br>0 |             |             |     |      |
| 職群<br>F |        | 92,000      | 120,00<br>0 | 132,00<br>0 | 142,00<br>0 |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>G |        | 132,00<br>0 | 142,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>H |        | 132,00<br>0 | 142,00<br>0 | 152,00<br>0 |             |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>I | 98,000 | 110,00<br>0 | 132,00<br>0 | 142,00<br>0 |             |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>J | 98,000 | 110,00<br>0 | 120,00<br>0 | 132,00<br>0 | 136,00<br>0 | 142,00<br>0 | 152,00<br>0 | 166,00<br>0 | 176,00<br>0 |     |      |
| 職群<br>K | 92,000 | 98,000      | 110,00<br>0 | 122,00<br>0 | 132,00<br>0 | 144,00<br>0 | 148,00<br>0 |             |             |     |      |
| 職群<br>L |        | 120,00<br>0 | 132,00<br>0 |             |             |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>M |        | 98,000      | 110,00<br>0 | 119,00<br>0 | 128,00<br>0 |             |             |             |             |     |      |
| 職群<br>N | 58,000 | 78,000      | 88,000      | 98,000      | 110,00<br>0 | 116,00<br>0 |             |             |             |     |      |

|         |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職群<br>O | 54,000 | 58,000 | 70,000 | 74,000 | 78,000 | 82,000 | 98,000  | 110,000 | 120,000 | 132,000 | 142,000 |
| 職群<br>P |        | 58,000 | 74,000 | 78,000 | 82,000 | 98,000 | 110,000 |         |         |         |         |
| 職群<br>Q | 44,000 | 46,000 | 52,000 | 52,000 | 58,000 | 66,000 | 74,000  | 78,000  | 82,000  | 98,000  |         |
| 職群<br>R | 45,000 | 50,000 | 55,000 |        |        |        |         |         |         |         |         |
| 職群<br>S | 15,000 | 20,000 | 32,000 | 44,000 | 54,000 | 70,000 | 81,000  | 110,000 |         |         |         |
| 職群<br>T | 15,000 | 20,000 | 25,800 | 32,800 | 38,600 | 44,000 | 58,000  |         |         |         |         |
| 職群<br>U | 15,000 |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |

附則別表 8

|     | 補正  | 第I種    | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|
| 職群B | 補正3 |        | 185,000 |         |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群C | 補正2 |        | 136,000 | 136,000 | 136,000 | 136,000 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群D | 補正2 |        | 128,000 | 128,000 | 128,000 | 128,000 | 136,000 | 145,000 |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 165,000 | 165,000 | 165,000 | 165,000 | 175,000 | 185,000 |         |         |     |      |
| 職群E | 補正2 |        | 96,000  | 104,000 | 112,000 | 120,000 | 128,000 | 136,000 |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 125,000 | 135,000 | 145,000 | 155,000 | 165,000 | 175,000 |         |         |     |      |
| 職群F | 補正3 |        | 75,000  | 115,000 | 125,000 | 135,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群G | 補正3 |        | 125,000 | 135,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群H | 補正3 |        | 125,000 | 135,000 | 145,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群I | 補正2 |        | 88,000  | 96,000  | 104,000 |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 115,000 | 125,000 | 135,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群J | 補正2 | 72,000 | 80,000  | 88,000  | 96,000  | 96,000  | 104,000 | 112,000 | 120,000 | 128,000 |     |      |
|     | 補正3 | 95,000 | 105,000 | 115,000 | 125,000 | 125,000 | 135,000 | 145,000 | 155,000 | 165,000 |     |      |
| 職群K | 補正2 | 64,000 | 72,000  | 80,000  | 88,000  | 96,000  | 112,000 | 112,000 |         |         |     |      |
|     | 補正3 | 85,000 | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 125,000 | 145,000 | 145,000 |         |         |     |      |
| 職群L | 補正2 |        | 88,000  | 96,000  |         |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 115,000 | 125,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群M | 補正2 |        | 72,000  | 80,000  | 92,000  | 96,000  |         |         |         |         |     |      |
|     | 補正3 |        | 95,000  | 105,000 | 120,000 | 125,000 |         |         |         |         |     |      |

|     |     |        |        |        |        |         |         |         |         |         |        |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 職群N | 補E2 | 40,000 | 56,000 | 64,000 | 72,000 | 80,000  | 88,000  |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 | 54,000 | 75,000 | 85,000 | 95,000 | 105,000 | 115,000 |         |         |         |        |        |
| 職群O | 補E2 |        | 40,000 | 56,000 | 56,000 | 56,000  | 56,000  | 72,000  | 80,000  | 96,000  |        |        |
|     | 補E3 |        | 54,000 | 75,000 | 75,000 | 75,000  | 75,000  | 95,000  | 105,000 | 125,000 |        |        |
| 職群P | 補E3 |        | 54,000 | 75,000 | 75,000 | 75,000  | 95,000  | 115,000 |         |         |        |        |
| 職群Q | 補E2 | 32,000 | 32,000 | 40,000 | 32,000 | 40,000  | 48,000  | 56,000  | 56,000  | 56,000  | 72,000 |        |
|     | 補E3 | 43,000 | 43,000 | 54,000 | 43,000 | 54,000  | 65,000  | 75,000  | 75,000  | 75,000  | 95,000 |        |
| 職群R | 補E2 |        | 24,000 | 32,000 | 40,000 | 56,000  | 60,000  | 80,000  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 32,500 | 43,000 | 54,000 | 75,000  | 80,000  | 105,000 |         |         |        |        |
| 職群S | 補E2 |        | 16,000 | 20,000 | 24,000 | 28,000  | 32,000  | 32,000  | 40,000  | 40,000  | 56,000 | 56,000 |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,000 | 32,500 | 37,500  | 43,000  | 43,000  | 54,000  | 54,000  | 75,000 | 75,000 |
| 職群T | 補E2 |        | 16,000 | 20,000 | 24,000 | 28,000  | 32,000  | 40,000  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,000 | 32,500 | 37,500  | 43,000  | 54,000  |         |         |        |        |

附則別表 9

|     | 補E  | 第I種    | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |        | 193,000 |         |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群C | 補E2 |        | 136,000 | 139,200 | 140,800 | 142,400 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 175,000 | 179,000 | 181,000 | 183,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群D | 補E2 |        | 129,600 | 132,800 | 134,400 | 136,000 | 142,400 | 148,800 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 167,000 | 171,000 | 173,000 | 175,000 | 183,000 | 191,000 |         |         |     |      |
| 職群E | 補E2 |        | 100,800 | 108,800 | 116,800 | 126,400 | 132,800 | 139,200 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 131,000 | 141,000 | 151,000 | 163,000 | 171,000 | 179,000 |         |         |     |      |
| 職群F | 補E3 |        | 86,000  | 120,000 | 131,000 | 141,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群G | 補E3 |        | 131,000 | 141,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群H | 補E3 |        | 131,000 | 141,000 | 151,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群I | 補E2 |        | 92,000  | 100,800 | 108,800 |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 120,000 | 131,000 | 141,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群J | 補E2 | 75,200 | 84,000  | 92,000  | 100,800 | 102,400 | 108,800 | 116,800 | 126,400 | 134,400 |     |      |
|     | 補E3 | 99,000 | 110,000 | 120,000 | 131,000 | 133,000 | 141,000 | 151,000 | 163,000 | 173,000 |     |      |
| 職群K | 補E2 | 68,800 | 75,200  | 84,000  | 92,800  | 100,800 | 113,600 | 115,200 |         |         |     |      |
|     | 補E3 | 91,000 | 99,000  | 110,000 | 121,000 | 131,000 | 147,000 | 149,000 |         |         |     |      |
| 職群L | 補E2 |        | 92,000  | 100,800 |         |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 120,000 | 131,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群M | 補E2 |        | 75,200  | 84,000  | 93,600  | 99,200  |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |        | 99,000  | 110,000 | 122,000 | 129,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群N | 補E2 | 43,200 | 59,200  | 67,200  | 75,200  | 84,000  | 90,400  |         |         |         |     |      |

|     |     |        |        |        |        |         |         |         |         |         |        |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
|     | 補E3 | 58,000 | 79,000 | 89,000 | 99,000 | 110,000 | 118,000 |         |         |         |        |        |
| 職群O | 補E2 |        | 43,200 | 56,000 | 57,600 | 59,200  | 60,800  | 75,200  | 84,000  | 96,800  |        |        |
|     | 補E3 |        | 58,000 | 75,000 | 77,000 | 79,000  | 81,000  | 99,000  | 110,000 | 126,000 |        |        |
| 職群P | 補E3 |        | 58,000 | 77,000 | 79,000 | 81,000  | 99,000  | 115,000 |         |         |        |        |
| 職群Q | 補E2 | 33,600 | 34,400 | 40,800 | 36,800 | 43,200  | 50,400  | 57,600  | 59,200  | 60,800  | 75,200 |        |
|     | 補E3 | 45,000 | 46,000 | 55,000 | 49,000 | 58,000  | 68,000  | 77,000  | 79,000  | 81,000  | 99,000 |        |
| 職群R | 補E2 |        | 24,800 | 33,600 | 41,600 | 56,000  | 62,400  | 84,000  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 33,500 | 45,000 | 56,000 | 75,000  | 83,000  | 110,000 |         |         |        |        |
| 職群S | 補E2 |        | 16,000 | 20,320 | 25,120 | 29,440  | 33,600  | 34,400  | 40,800  | 43,200  | 57,600 | 59,200 |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,400 | 33,900 | 39,300  | 45,000  | 46,000  | 55,000  | 58,000  | 77,000 | 79,000 |
| 職群T | 補E2 |        | 16,000 | 20,320 | 25,120 | 29,440  | 33,600  | 43,200  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,400 | 33,900 | 39,300  | 45,000  | 58,000  |         |         |        |        |

附則別表10

|     | 補E  | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |         | 201,000 |         |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群C | 補E2 |         | 136,000 | 142,400 | 145,600 | 148,800 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 175,000 | 183,000 | 187,000 | 191,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群D | 補E2 |         | 131,200 | 137,600 | 140,800 | 144,000 | 148,800 | 153,600 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 169,000 | 177,000 | 181,000 | 185,000 | 191,000 | 197,000 |         |         |     |      |
| 職群E | 補E2 |         | 105,600 | 113,600 | 121,600 | 132,800 | 137,600 | 142,400 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 137,000 | 147,000 | 157,000 | 171,000 | 177,000 | 183,000 |         |         |     |      |
| 職群F | 補E3 |         | 97,000  | 125,000 | 137,000 | 147,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群G | 補E3 |         | 137,000 | 147,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群H | 補E3 |         | 137,000 | 147,000 | 157,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群I | 補E2 |         | 96,000  | 105,600 | 113,600 |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 125,000 | 137,000 | 147,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群J | 補E2 | 78,400  | 88,000  | 96,000  | 105,600 | 108,800 | 113,600 | 121,600 | 132,800 | 140,800 |     |      |
|     | 補E3 | 103,000 | 115,000 | 125,000 | 137,000 | 141,000 | 147,000 | 157,000 | 171,000 | 181,000 |     |      |
| 職群K | 補E2 | 73,600  | 78,400  | 88,000  | 97,600  | 105,600 | 115,200 | 118,400 |         |         |     |      |
|     | 補E3 | 97,000  | 103,000 | 115,000 | 127,000 | 137,000 | 149,000 | 153,000 |         |         |     |      |
| 職群L | 補E2 |         | 96,000  | 105,600 |         |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 125,000 | 137,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群M | 補E2 |         | 78,400  | 88,000  | 95,200  | 102,400 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 103,000 | 115,000 | 124,000 | 133,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群N | 補E2 | 46,400  | 62,400  | 70,400  | 78,400  | 88,000  | 92,800  |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 | 62,000  | 83,000  | 93,000  | 103,000 | 115,000 | 121,000 |         |         |         |     |      |

|     |     |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 職群O | 補E2 |        | 46,400 | 56,000 | 59,200 | 62,400 | 65,600  | 78,400  | 88,000  | 97,600  |         |        |
|     | 補E3 |        | 62,000 | 75,000 | 79,000 | 83,000 | 87,000  | 103,000 | 115,000 | 127,000 |         |        |
| 職群P | 補E3 |        | 62,000 | 79,000 | 83,000 | 87,000 | 103,000 | 115,000 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E2 | 35,200 | 36,800 | 41,600 | 41,600 | 46,400 | 52,800  | 59,200  | 62,400  | 65,600  | 78,400  |        |
|     | 補E3 | 47,000 | 49,000 | 56,000 | 55,000 | 62,000 | 71,000  | 79,000  | 83,000  | 87,000  | 103,000 |        |
| 職群R | 補E2 |        | 25,600 | 35,200 | 43,200 | 56,000 | 64,800  | 88,000  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |        | 34,500 | 47,000 | 58,000 | 75,000 | 86,000  | 115,000 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E2 |        | 16,000 | 20,640 | 26,240 | 30,880 | 35,200  | 36,800  | 41,600  | 46,400  | 59,200  | 62,400 |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,800 | 35,300 | 41,100 | 47,000  | 49,000  | 56,000  | 62,000  | 79,000  | 83,000 |
| 職群T | 補E2 |        | 16,000 | 20,640 | 26,240 | 30,880 | 35,200  | 46,400  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 27,800 | 35,300 | 41,100 | 47,000  | 62,000  |         |         |         |        |

附則別表11

|     | 補E  | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |         | 225,000 |         |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群C | 補E2 |         | 136,000 | 152,000 | 160,000 | 168,000 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 175,000 | 195,000 | 205,000 | 215,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群D | 補E2 |         | 136,000 | 152,000 | 160,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 175,000 | 195,000 | 205,000 | 215,000 | 215,000 | 215,000 |         |         |     |      |
| 職群E | 補E2 |         | 120,000 | 128,000 | 136,000 | 152,000 | 152,000 | 152,000 |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 155,000 | 165,000 | 175,000 | 195,000 | 195,000 | 195,000 |         |         |     |      |
| 職群F | 補E3 |         | 130,000 | 140,000 | 155,000 | 165,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群G | 補E3 |         | 155,000 | 165,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群H | 補E3 |         | 155,000 | 165,000 | 175,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群I | 補E2 |         | 108,000 | 120,000 | 128,000 |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 140,000 | 155,000 | 165,000 |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群J | 補E2 | 88,000  | 100,000 | 108,000 | 120,000 | 128,000 | 128,000 | 136,000 | 152,000 | 160,000 |     |      |
|     | 補E3 | 115,000 | 130,000 | 140,000 | 155,000 | 165,000 | 165,000 | 175,000 | 195,000 | 205,000 |     |      |
| 職群K | 補E2 | 88,000  | 88,000  | 100,000 | 112,000 | 120,000 | 120,000 | 128,000 |         |         |     |      |
|     | 補E3 | 115,000 | 115,000 | 130,000 | 145,000 | 155,000 | 155,000 | 165,000 |         |         |     |      |
| 職群L | 補E2 |         | 108,000 | 120,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 140,000 | 155,000 |         |         |         |         |         |         |     |      |
| 職群M | 補E2 |         | 88,000  | 100,000 | 100,000 | 112,000 |         |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 |         | 115,000 | 130,000 | 130,000 | 145,000 |         |         |         |         |     |      |
| 職群N | 補E2 | 56,000  | 72,000  | 80,000  | 88,000  | 100,000 | 100,000 |         |         |         |     |      |
|     | 補E3 | 74,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 130,000 | 130,000 |         |         |         |     |      |
| 職群O | 補E2 |         | 56,000  | 56,000  | 64,000  | 72,000  | 80,000  | 88,000  | 100,000 | 100,000 |     |      |

|     |     |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|     | 補E3 |        | 74,000 | 75,000 | 85,000 | 95,000  | 105,000 | 115,000 | 130,000 | 130,000 |         |        |
| 職群P | 補E3 |        | 74,000 | 85,000 | 95,000 | 105,000 | 115,000 | 115,000 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E2 | 40,000 | 44,000 | 44,000 | 56,000 | 56,000  | 60,000  | 64,000  | 72,000  | 80,000  | 88,000  |        |
|     | 補E3 | 53,000 | 58,000 | 59,000 | 73,000 | 74,000  | 80,000  | 85,000  | 95,000  | 105,000 | 115,000 |        |
| 職群R | 補E2 |        | 28,000 | 40,000 | 48,000 | 56,000  | 72,000  | 100,000 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |        | 37,500 | 53,000 | 64,000 | 75,000  | 95,000  | 130,000 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E2 |        | 16,000 | 21,600 | 29,600 | 35,200  | 40,000  | 44,000  | 44,000  | 56,000  | 64,000  | 72,000 |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 29,000 | 39,500 | 46,500  | 53,000  | 58,000  | 59,000  | 74,000  | 85,000  | 95,000 |
| 職群T | 補E2 |        | 16,000 | 21,600 | 29,600 | 35,200  | 40,000  | 56,000  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |        | 21,500 | 29,000 | 39,500 | 46,500  | 53,000  | 74,000  |         |         |         |        |

附則別表12

|     | 第I種     | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種  | 第IX種    | 第X種     | 第XI種    |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職群A |         | 160,000 | 200,000 | 250,000 | 300,000 |         |         |         |         |         |         |
| 職群B |         | 204,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群C |         | 170,000 | 182,000 | 188,000 | 194,000 |         |         |         |         |         |         |
| 職群D |         | 166,000 | 178,000 | 184,000 | 190,000 | 194,000 | 198,000 |         |         |         |         |
| 職群E |         | 138,000 | 148,000 | 158,000 | 174,000 | 178,000 | 182,000 |         |         |         |         |
| 職群F |         | 103,000 | 125,000 | 138,000 | 148,000 |         |         |         |         |         |         |
| 職群G |         | 138,000 | 148,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群H |         | 138,000 | 148,000 | 158,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群I | 102,000 | 115,000 | 138,000 | 148,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群J | 102,000 | 115,000 | 125,000 | 138,000 | 144,000 | 148,000 | 158,000 | 174,000 | 184,000 |         |         |
| 職群K | 98,000  | 102,000 | 115,000 | 128,000 | 138,000 | 146,000 | 152,000 |         |         |         |         |
| 職群L |         | 125,000 | 138,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群M |         | 102,000 | 115,000 | 121,000 | 132,000 |         |         |         |         |         |         |
| 職群N | 62,000  | 82,000  | 92,000  | 102,000 | 115,000 | 119,000 |         |         |         |         |         |
| 職群O | 56,000  | 62,000  | 70,000  | 76,000  | 82,000  | 88,000  | 102,000 | 115,000 | 125,000 | 138,000 | 148,000 |
| 職群P |         | 62,000  | 76,000  | 82,000  | 88,000  | 102,000 | 110,000 |         |         |         |         |
| 職群Q | 46,000  | 49,000  | 53,000  | 58,000  | 62,000  | 69,000  | 76,000  | 82,000  | 88,000  | 102,000 |         |
| 職群R | 45,000  | 50,000  | 55,000  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 職群S | 15,000  | 20,000  | 33,000  | 46,000  | 56,000  | 70,000  | 84,000  | 115,000 |         |         |         |
| 職群T | 15,000  | 20,000  | 26,200  | 34,200  | 40,400  | 46,000  | 62,000  |         |         |         |         |
| 職群U | 15,000  |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |

附則別表13

|  | 補E | 第I種 | 第II種 | 第III種 | 第IV種 | 第V種 | 第VI種 | 第VII種 | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 | 第XI種 |
|--|----|-----|------|-------|------|-----|------|-------|--------|------|-----|------|
|--|----|-----|------|-------|------|-----|------|-------|--------|------|-----|------|





|     |     |        |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |
|-----|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 職群C | 補E2 |        | 153,000 | 156,600 | 158,400 | 160,200 |         |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 172,500 | 176,500 | 178,500 | 180,500 |         |         |         |         |        |        |
| 職群D | 補E2 |        | 145,800 | 149,400 | 151,200 | 153,000 | 160,200 | 167,400 |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 164,500 | 168,500 | 170,500 | 172,500 | 180,500 | 188,500 |         |         |        |        |
| 職群E | 補E2 |        | 113,400 | 122,400 | 131,400 | 142,200 | 149,400 | 156,600 |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 128,500 | 138,500 | 148,500 | 160,500 | 168,500 | 176,500 |         |         |        |        |
| 職群F | 補E3 |        | 83,500  | 117,500 | 128,500 | 138,500 |         |         |         |         |        |        |
| 職群G | 補E3 |        | 128,500 | 138,500 |         |         |         |         |         |         |        |        |
| 職群H | 補E3 |        | 128,500 | 138,500 | 148,500 |         |         |         |         |         |        |        |
| 職群I | 補E2 |        | 103,500 | 113,400 | 122,400 |         |         |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 117,500 | 128,500 | 138,500 |         |         |         |         |         |        |        |
| 職群J | 補E2 | 84,600 | 94,500  | 103,500 | 113,400 | 115,200 | 122,400 | 131,400 | 142,200 | 151,200 |        |        |
|     | 補E3 | 96,500 | 107,500 | 117,500 | 128,500 | 130,500 | 138,500 | 148,500 | 160,500 | 170,500 |        |        |
| 職群K | 補E2 | 77,400 | 84,600  | 94,500  | 104,400 | 113,400 | 127,800 | 129,600 |         |         |        |        |
|     | 補E3 | 88,500 | 96,500  | 107,500 | 118,500 | 128,500 | 144,500 | 146,500 |         |         |        |        |
| 職群L | 補E2 |        | 103,500 | 113,400 |         |         |         |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 117,500 | 128,500 |         |         |         |         |         |         |        |        |
| 職群M | 補E2 |        | 84,600  | 94,500  | 105,300 | 111,600 |         |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 96,500  | 107,500 | 119,500 | 126,500 |         |         |         |         |        |        |
| 職群N | 補E2 | 48,600 | 66,600  | 75,600  | 84,600  | 94,500  | 101,700 |         |         |         |        |        |
|     | 補E3 | 56,000 | 76,500  | 86,500  | 96,500  | 107,500 | 115,500 |         |         |         |        |        |
| 職群O | 補E2 |        | 48,600  | 63,000  | 64,800  | 66,600  | 68,400  | 84,600  | 94,500  | 108,900 |        |        |
|     | 補E3 |        | 56,000  | 72,500  | 74,500  | 76,500  | 78,500  | 96,500  | 107,500 | 123,500 |        |        |
| 職群P | 補E3 |        | 56,000  | 74,500  | 76,500  | 78,500  | 96,500  | 112,500 |         |         |        |        |
| 職群Q | 補E2 | 37,800 | 38,700  | 45,900  | 41,400  | 48,600  | 56,700  | 64,800  | 66,600  | 68,400  | 84,600 |        |
|     | 補E3 | 43,500 | 44,500  | 53,000  | 47,500  | 56,000  | 65,500  | 74,500  | 76,500  | 78,500  | 96,500 |        |
| 職群R | 補E2 |        | 27,900  | 37,800  | 46,800  | 63,000  | 70,200  | 94,500  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 32,250  | 43,500  | 54,000  | 72,500  | 80,500  | 107,500 |         |         |        |        |
| 職群S | 補E2 |        | 18,000  | 22,860  | 28,260  | 33,120  | 37,800  | 38,700  | 45,900  | 48,600  | 64,800 | 66,600 |
|     | 補E3 |        | 20,750  | 26,400  | 32,650  | 38,050  | 43,500  | 44,500  | 53,000  | 56,000  | 74,500 | 76,500 |
| 職群T | 補E2 |        | 18,000  | 22,860  | 28,260  | 33,120  | 37,800  | 48,600  |         |         |        |        |
|     | 補E3 |        | 20,750  | 26,400  | 32,650  | 38,050  | 43,500  | 56,000  |         |         |        |        |

附則別表15

|     | 補E  | 第I種 | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種 | 第VII種 | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|------|-------|--------|------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |     | 198,500 |         |         |         |      |       |        |      |     |      |
| 職群C | 補E2 |     | 153,000 | 160,200 | 163,800 | 167,400 |      |       |        |      |     |      |

|     |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|     | 補E3 |         | 172,500 | 180,500 | 184,500 | 188,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群D | 補E2 |         | 147,600 | 154,800 | 158,400 | 162,000 | 167,400 | 172,800 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 166,500 | 174,500 | 178,500 | 182,500 | 188,500 | 194,500 |         |         |         |        |
| 職群E | 補E2 |         | 118,800 | 127,800 | 136,800 | 149,400 | 154,800 | 160,200 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 134,500 | 144,500 | 154,500 | 168,500 | 174,500 | 180,500 |         |         |         |        |
| 職群F | 補E3 |         | 94,500  | 122,500 | 134,500 | 144,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群G | 補E3 |         | 134,500 | 144,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群H | 補E3 |         | 134,500 | 144,500 | 154,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群I | 補E2 |         | 108,000 | 118,800 | 127,800 |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 122,500 | 134,500 | 144,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群J | 補E2 | 88,200  | 99,000  | 108,000 | 118,800 | 122,400 | 127,800 | 136,800 | 149,400 | 158,400 |         |        |
|     | 補E3 | 100,500 | 112,500 | 122,500 | 134,500 | 138,500 | 144,500 | 154,500 | 168,500 | 178,500 |         |        |
| 職群K | 補E2 | 82,800  | 88,200  | 99,000  | 109,800 | 118,800 | 129,600 | 133,200 |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 94,500  | 100,500 | 112,500 | 124,500 | 134,500 | 146,500 | 150,500 |         |         |         |        |
| 職群L | 補E2 |         | 108,000 | 118,800 |         |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 122,500 | 134,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群M | 補E2 |         | 88,200  | 99,000  | 107,100 | 115,200 |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 100,500 | 112,500 | 121,500 | 130,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群N | 補E2 | 52,200  | 70,200  | 79,200  | 88,200  | 99,000  | 104,400 |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 60,000  | 80,500  | 90,500  | 100,500 | 112,500 | 118,500 |         |         |         |         |        |
| 職群O | 補E2 |         | 52,200  | 63,000  | 66,600  | 70,200  | 73,800  | 88,200  | 99,000  | 109,800 |         |        |
|     | 補E3 |         | 60,000  | 72,500  | 76,500  | 80,500  | 84,500  | 100,500 | 112,500 | 124,500 |         |        |
| 職群P | 補E3 |         | 60,000  | 76,500  | 80,500  | 84,500  | 100,500 | 112,500 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E2 | 39,600  | 41,400  | 46,800  | 46,800  | 52,200  | 59,400  | 66,600  | 70,200  | 73,800  | 88,200  |        |
|     | 補E3 | 45,500  | 47,500  | 54,000  | 53,500  | 60,000  | 68,500  | 76,500  | 80,500  | 84,500  | 100,500 |        |
| 職群R | 補E2 |         | 28,800  | 39,600  | 48,600  | 63,000  | 72,900  | 99,000  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 33,250  | 45,500  | 56,000  | 72,500  | 83,500  | 112,500 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E2 |         | 18,000  | 23,220  | 29,520  | 34,740  | 39,600  | 41,400  | 46,800  | 52,200  | 66,600  | 70,200 |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 26,800  | 34,050  | 39,850  | 45,500  | 47,500  | 54,000  | 60,000  | 76,500  | 80,500 |
| 職群T | 補E2 |         | 18,000  | 23,220  | 29,520  | 34,740  | 39,600  | 52,200  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 26,800  | 34,050  | 39,850  | 45,500  | 60,000  |         |         |         |        |

附則別表16

|     | 補E  | 第I種 | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種 | 第VII種 | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|------|-------|--------|------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |     | 206,500 |         |         |         |      |       |        |      |     |      |
| 職群C | 補E2 |     | 153,000 | 163,800 | 169,200 | 174,600 |      |       |        |      |     |      |
|     | 補E3 |     | 172,500 | 184,500 | 190,500 | 196,500 |      |       |        |      |     |      |

|     |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 職群D | 補E2 |         | 149,400 | 160,200 | 165,600 | 171,000 | 174,600 | 178,200 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 168,500 | 180,500 | 186,500 | 192,500 | 196,500 | 200,500 |         |         |         |        |
| 職群E | 補E2 |         | 124,200 | 133,200 | 142,200 | 156,600 | 160,200 | 163,800 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 140,500 | 150,500 | 160,500 | 176,500 | 180,500 | 184,500 |         |         |         |        |
| 職群F | 補E3 |         | 105,500 | 127,500 | 140,500 | 150,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群G | 補E3 |         | 140,500 | 150,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群H | 補E3 |         | 140,500 | 150,500 | 160,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群I | 補E2 |         | 112,500 | 124,200 | 133,200 |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 127,500 | 140,500 | 150,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群J | 補E2 | 91,800  | 103,500 | 112,500 | 124,200 | 129,600 | 133,200 | 142,200 | 156,600 | 165,600 |         |        |
|     | 補E3 | 104,500 | 117,500 | 127,500 | 140,500 | 146,500 | 150,500 | 160,500 | 176,500 | 186,500 |         |        |
| 職群K | 補E2 | 88,200  | 91,800  | 103,500 | 115,200 | 124,200 | 131,400 | 136,800 |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 100,500 | 104,500 | 117,500 | 130,500 | 140,500 | 148,500 | 154,500 |         |         |         |        |
| 職群L | 補E2 |         | 112,500 | 124,200 |         |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 127,500 | 140,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群M | 補E2 |         | 91,800  | 103,500 | 108,900 | 118,800 |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 104,500 | 117,500 | 123,500 | 134,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群N | 補E2 | 55,800  | 73,800  | 82,800  | 91,800  | 103,500 | 107,100 |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 64,000  | 84,500  | 94,500  | 104,500 | 117,500 | 121,500 |         |         |         |         |        |
| 職群O | 補E2 |         | 55,800  | 63,000  | 68,400  | 73,800  | 79,200  | 91,800  | 103,500 | 110,700 |         |        |
|     | 補E3 |         | 64,000  | 72,500  | 78,500  | 84,500  | 90,500  | 104,500 | 117,500 | 125,500 |         |        |
| 職群P | 補E3 |         | 64,000  | 78,500  | 84,500  | 90,500  | 104,500 | 112,500 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E2 | 41,400  | 44,100  | 47,700  | 52,200  | 55,800  | 62,100  | 68,400  | 73,800  | 79,200  | 91,800  |        |
|     | 補E3 | 47,500  | 50,500  | 55,000  | 59,500  | 64,000  | 71,500  | 78,500  | 84,500  | 90,500  | 104,500 |        |
| 職群R | 補E2 |         | 29,700  | 41,400  | 50,400  | 63,000  | 75,600  | 103,500 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 34,250  | 47,500  | 58,000  | 72,500  | 86,500  | 117,500 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E2 |         | 18,000  | 23,580  | 30,780  | 36,360  | 41,400  | 44,100  | 47,700  | 55,800  | 68,400  | 73,800 |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 27,200  | 35,450  | 41,650  | 47,500  | 50,500  | 55,000  | 64,000  | 78,500  | 84,500 |
| 職群T | 補E2 |         | 18,000  | 23,580  | 30,780  | 36,360  | 41,400  | 55,800  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 27,200  | 35,450  | 41,650  | 47,500  | 64,000  |         |         |         |        |

附則別表17

|     | 補E  | 第I種 | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種 | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|------|-----|------|
| 職群B | 補E3 |     | 222,500 |         |         |         |         |       |        |      |     |      |
| 職群C | 補E2 |     | 153,000 | 171,000 | 180,000 | 189,000 |         |       |        |      |     |      |
|     | 補E3 |     | 172,500 | 192,500 | 202,500 | 212,500 |         |       |        |      |     |      |
| 職群D | 補E2 |     | 153,000 | 171,000 | 180,000 | 189,000 | 189,000 |       |        |      |     |      |

|     |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|     | 補E3 |         | 172,500 | 192,500 | 202,500 | 212,500 | 212,500 | 212,500 |         |         |         |        |
| 職群E | 補E2 |         | 135,000 | 144,000 | 153,000 | 171,000 | 171,000 | 171,000 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 152,500 | 162,500 | 172,500 | 192,500 | 192,500 | 192,500 |         |         |         |        |
| 職群F | 補E3 |         | 127,500 | 137,500 | 152,500 | 162,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群G | 補E3 |         | 152,500 | 162,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群H | 補E3 |         | 152,500 | 162,500 | 172,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群I | 補E2 |         | 121,500 | 135,000 | 144,000 |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 137,500 | 152,500 | 162,500 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群J | 補E2 | 99,000  | 112,500 | 121,500 | 135,000 | 144,000 | 144,000 | 153,000 | 171,000 | 180,000 |         |        |
|     | 補E3 | 112,500 | 127,500 | 137,500 | 152,500 | 162,500 | 162,500 | 172,500 | 192,500 | 202,500 |         |        |
| 職群K | 補E2 | 99,000  | 99,000  | 112,500 | 126,000 | 135,000 | 135,000 | 144,000 |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 112,500 | 112,500 | 127,500 | 142,500 | 152,500 | 152,500 | 162,500 |         |         |         |        |
| 職群L | 補E2 |         | 121,500 | 135,000 |         |         |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 137,500 | 152,500 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群M | 補E2 |         | 99,000  | 112,500 | 112,500 | 126,000 |         |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 112,500 | 127,500 | 127,500 | 142,500 |         |         |         |         |         |        |
| 職群N | 補E2 | 63,000  | 81,000  | 90,000  | 99,000  | 112,500 | 112,500 |         |         |         |         |        |
|     | 補E3 | 72,000  | 92,500  | 102,500 | 112,500 | 127,500 | 127,500 |         |         |         |         |        |
| 職群O | 補E2 |         | 63,000  | 63,000  | 72,000  | 81,000  | 90,000  | 99,000  | 112,500 | 112,500 |         |        |
|     | 補E3 |         | 72,000  | 72,500  | 82,500  | 92,500  | 102,500 | 112,500 | 127,500 | 127,500 |         |        |
| 職群P | 補E3 |         | 72,000  | 82,500  | 92,500  | 102,500 | 112,500 | 112,500 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E2 | 45,000  | 49,500  | 49,500  | 63,000  | 63,000  | 67,500  | 72,000  | 81,000  | 90,000  | 99,000  |        |
|     | 補E3 | 51,500  | 56,500  | 57,000  | 71,500  | 72,000  | 77,500  | 82,500  | 92,500  | 102,500 | 112,500 |        |
| 職群R | 補E2 |         | 31,500  | 45,000  | 54,000  | 63,000  | 81,000  | 112,500 |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 36,250  | 51,500  | 62,000  | 72,500  | 92,500  | 127,500 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E2 |         | 18,000  | 24,300  | 33,300  | 39,600  | 45,000  | 49,500  | 49,500  | 63,000  | 72,000  | 81,000 |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 28,000  | 38,250  | 45,250  | 51,500  | 56,500  | 57,000  | 72,000  | 82,500  | 92,500 |
| 職群T | 補E2 |         | 18,000  | 24,300  | 33,300  | 39,600  | 45,000  | 63,000  |         |         |         |        |
|     | 補E3 |         | 20,750  | 28,000  | 38,250  | 45,250  | 51,500  | 72,000  |         |         |         |        |

附則別表18

|     | 第I種 | 第II種    | 第III種   | 第IV種    | 第V種     | 第VI種    | 第VII種   | 第VIII種 | 第IX種 | 第X種 | 第XI種 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|------|-----|------|
| 職群A |     | 160,000 | 200,000 | 250,000 | 300,000 |         |         |        |      |     |      |
| 職群B |     | 212,000 |         |         |         |         |         |        |      |     |      |
| 職群C |     | 170,000 | 186,000 | 194,000 | 202,000 |         |         |        |      |     |      |
| 職群D |     | 168,000 | 184,000 | 192,000 | 200,000 | 202,000 | 204,000 |        |      |     |      |
| 職群E |     | 144,000 | 154,000 | 164,000 | 182,000 | 184,000 | 186,000 |        |      |     |      |



|     |     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|     |     |         | 160,000 | 170,000 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群I | 補E3 |         | 130,000 | 140,000 | 150,000 |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 136,000 | 146,000 | 156,000 |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 160,000 | 170,000 | 180,000 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群I | 補E3 |         | 120,000 | 130,000 | 140,000 |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 125,000 | 136,000 | 146,000 |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 145,000 | 160,000 | 170,000 |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群J | 補E3 | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 130,000 | 130,000 | 140,000 | 150,000 | 160,000 | 170,000 |         |        |
|     |     | 104,000 | 115,000 | 125,000 | 136,000 | 138,000 | 146,000 | 156,000 | 168,000 | 178,000 |         |        |
|     |     | 120,000 | 135,000 | 145,000 | 160,000 | 170,000 | 170,000 | 180,000 | 200,000 | 210,000 |         |        |
| 職群K | 補E3 | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 130,000 | 150,000 | 150,000 |         |         |         |        |
|     |     | 96,000  | 104,000 | 115,000 | 126,000 | 136,000 | 152,000 | 154,000 |         |         |         |        |
|     |     | 120,000 | 120,000 | 135,000 | 150,000 | 160,000 | 160,000 | 170,000 |         |         |         |        |
| 職群L | 補E3 |         | 120,000 | 130,000 |         |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 125,000 | 136,000 |         |         |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 145,000 | 160,000 |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 職群M | 補E3 |         | 100,000 | 110,000 | 125,000 | 130,000 |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 104,000 | 115,000 | 127,000 | 134,000 |         |         |         |         |         |        |
|     |     |         | 120,000 | 135,000 | 135,000 | 150,000 |         |         |         |         |         |        |
| 職群N | 補E3 | 58,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 |         |         |         |         |        |
|     |     | 62,000  | 84,000  | 94,000  | 104,000 | 115,000 | 123,000 |         |         |         |         |        |
|     |     | 78,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 135,000 | 135,000 |         |         |         |         |        |
| 職群O | 補E3 |         | 58,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 | 110,000 | 130,000 |         |        |
|     |     |         | 62,000  | 80,000  | 82,000  | 84,000  | 86,000  | 104,000 | 115,000 | 131,000 |         |        |
|     |     |         | 78,000  | 80,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 135,000 | 135,000 |         |        |
| 職群P | 補E3 |         | 58,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 | 120,000 |         |         |         |        |
|     |     |         | 62,000  | 82,000  | 84,000  | 86,000  | 104,000 | 120,000 |         |         |         |        |
|     |     |         | 78,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 | 120,000 |         |         |         |        |
| 職群Q | 補E3 | 46,000  | 46,000  | 58,000  | 46,000  | 58,000  | 70,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 100,000 |        |
|     |     | 48,000  | 49,000  | 59,000  | 52,000  | 62,000  | 73,000  | 82,000  | 84,000  | 86,000  | 104,000 |        |
|     |     | 56,000  | 61,000  | 63,000  | 76,000  | 78,000  | 85,000  | 90,000  | 100,000 | 110,000 | 120,000 |        |
| 職群R | 補E3 |         | 35,000  | 46,000  | 58,000  | 80,000  | 85,000  | 110,000 |         |         |         |        |
|     |     |         | 36,000  | 48,000  | 60,000  | 80,000  | 88,000  | 115,000 |         |         |         |        |
|     |     |         | 40,000  | 56,000  | 68,000  | 80,000  | 100,000 | 135,000 |         |         |         |        |
| 職群S | 補E3 |         | 23,000  | 29,000  | 35,000  | 40,000  | 46,000  | 46,000  | 58,000  | 58,000  | 80,000  | 80,000 |

|             |             |  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |
|-------------|-------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|             |             |  | 23,000 | 29,400 | 36,400 | 41,800 | 48,000 | 49,000 | 59,000 | 62,000 | 82,000 | 84,000  |
|             |             |  | 23,000 | 31,000 | 42,000 | 49,000 | 56,000 | 61,000 | 63,000 | 78,000 | 90,000 | 100,000 |
| 職<br>詳<br>I | 補<br>正<br>3 |  | 23,000 | 29,000 | 35,000 | 40,000 | 46,000 | 58,000 |        |        |        |         |
|             |             |  | 23,000 | 29,400 | 36,400 | 41,800 | 48,000 | 62,000 |        |        |        |         |
|             |             |  | 23,000 | 31,000 | 42,000 | 49,000 | 56,000 | 78,000 |        |        |        |         |

**附 則（18規程第48号・一部改正）**

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則（18規程第55号・一部改正）**

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

**附 則（19規程第3号・一部改正）**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（19規程第30号・一部改正）**

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則（19規程第39号・一部改正）**

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

**附 則（19規程第48号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第6条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）に基づき平成19年12月から平成20年2月に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、平成19年12月から平成20年2月に支給された当該給与の額を、それぞれ当該各号に掲げる額から減じた額を平成20年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき俸給に相当する額
- 二 職責加算額 新給与規程第21条第4項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき職責加算額に相当する額
- 三 扶養手当（第22条第2項第1号に掲げる者に係るものを除く。） 新給与規程第22条第4項、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき扶養手当に相当する額
- 四 超過勤務手当 新給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成20年1月又は平成20年2月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額
- 五 業績手当 新給与規程第57条、第59条又は第62条第1項の規定により算定される平成19



年12月に支給されるべき業績手当に相当する額

六 期末手当 新給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月に支給されるべき期末手当に相当する額

**第3条** 旧給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成19年12月から平成20年2月に給与を減額して支給された職員については、新給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に減額されるべき額に相当する額から平成19年12月から平成20年2月に減額された額を減じた額を、平成20年3月に支給する給与から減ずるものとする。

(給与に関する調整)

**第4条** 平成19年12月1日以降に在職する職員については、社会一般の情勢との均衡を考慮し、それぞれ次の各号により算定する額を、平成20年3月の俸給の支給定日に支給する。

一 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年4月から平成19年11月までに支給された給与(職責基本額、超過勤務手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当、資格手当及び極地観測手当を除く。以下この条において同じ。)の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定(ただし、第57条から第60条については旧給与規程の規定)を適用したとしたならば支給されることとなる給与との差額に相当する額

二 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年5月から平成19年12月までに支給された超過勤務手当の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定を適用したとしたならば支給されることとなる超過勤務手当との差額に相当する額

三 平成19年12月1日を基準日として、平成19年度人事院勧告における地域手当の平均改定額に16.475と給与法第11条の3第1項を職員に適用したとしたならば地域手当の支給の対象となることとなる職員の数を乗じて得た額を、在職する職員の数に年間の月数を乗じて得た数で除して得た額に、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に職員が職責基本額を支給された月数を乗じて算出した額

**附 則 (20規程第6号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第66条の規定により職員の号俸を調整する場合において、同条第1項第4号に掲げる算定期間が平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に該当するときの同条第4項の規定の適用については、同項中「4」とあるのは、「3」とする。

**第3条** 新給与規程の施行の際現に育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員が勤務に復帰した場合における新給与規程第66条第2項の規定の適用については、同項の表中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、2分の1)」とする。

**附 則（20規程第37号・一部改正）**

この規程は、平成20年7月11日から施行する。

**附 則（20規程第43号・一部改正）**

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則（20規程第58号・一部改正）**

この規程は、平成21年3月15日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程第21条第3項第10号に規定する第IX種の金額及び附則別表1から附則別表19にそれぞれ規定する職群J第IX種の金額は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則（21規程第13号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成21年6月に支給する業績手当については、第57条及び第59条の規定により算定される額に75分の70（特定職員にあっては95分の85）を乗じて得た額とする。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

**附 則（21規程第28号・一部改正）**

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

**附 則（21規程第42号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成21年12月に支給する業績手当については、特定職員にあっては、第57条及び第59条（第59条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算出された額に90分の95を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の130」とあるのは、「100分の125」とする。

**第3条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 二 旧任期付職員給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部改正する規程（21規程第43号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 三 対象期間 平成21年4月1日から平成21年11月30日までの期間をいう。

四 減額改定対象職員 対象期間において、その適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであった者以外の者をいう。

| 俸給表                      | 職務の級 | 号俸          |
|--------------------------|------|-------------|
| 旧職員給与規程別表第1職員俸給表         | 1級   | 5号俸から60号俸まで |
|                          | 2級   | 5号俸から36号俸まで |
| 旧任期付職員給与規程別表<br>任期付職員俸給表 |      | 1号俸から7号俸まで  |

五 旧俸給 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。

六 旧職責基本額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。

七 旧職責加算額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。

八 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。

九 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。

十 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。この場合において、旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

十一 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）又は旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十二 旧期末手当 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第三号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、減額改定対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

二 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

三 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

**附 則（22規程第5号・一部改正）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（22規程第54号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（22規程第109号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成22年12月に支給する業績手当については、第57条及び第59条（第59条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算出された額に67.5分の65（特定職員にあっては87.5分の85）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成22年12月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の137.5（特定職員にあっては100分の117.5）」とあるのは、「100分の135（特定職員にあっては100分の115）」とする。

**第3条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

二 旧任期付職員給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（22規程110号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

三 対象期間 平成22年4月1日から平成22年11月30日までの期間をいう。

四 調整対象職員 対象期間において、旧職員給与規程別表第1職員俸給表適用者であって、その適用される職務の級及び号俸が次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであった者以外の者及び旧任期付給与規程別表任期付職員俸給表適用者をいう。

| 職務の級 | 号俸           |
|------|--------------|
| 1級   | 5号俸から100号俸まで |
| 2級   | 5号俸から76号俸まで  |
| 3級   | 9号俸から48号俸まで  |

|    |              |
|----|--------------|
| 4級 | 17号俸から40号俸まで |
| 5級 | 25号俸から28号俸まで |

- 五 旧俸給 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。
- 六 旧職責基本額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。
- 七 旧職責加算額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。
- 八 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。
- 九 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。
- 十 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。この場合において、旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。
- 十一 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）又は旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。
- 十二 旧期末手当 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第3号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 二 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 三 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

(給与の減額措置)

**第4条** 平成30年3月31日までの間、調整対象職員のうち、その職務の級が5級である者(以下「特別調整職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、当該特別調整職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額を支給する。

- 一 俸給月額 当該特別調整職員の俸給月額(当該特別調整職員が第70条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。)に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を減じた額とする。
- 二 職責手当 当該特別調整職員(第21条第5項の規定の適用を受ける者を除く。)の第21条に規定する職責手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を減じた額とする。

**附 則 (23規程第3号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

**第2条** 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において、43歳に満たない職員(昭和43年4月2日以後に生まれた職員をいう。)のうち、以下に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 一 平成22年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第33号)附則第3条第2項第1号の適用(以下、「昇給抑制」という。)を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
- 二 調整対象昇給日以降に新たに職員となった者であって、その初任給の決定時において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 三 調整対象昇給日以降に第13条により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定時において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 四 調整対象昇給日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 五 調整対象昇給日の翌日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において調整対象昇給日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員
- 六 前各号に掲げられるもののほか、他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第3条** 前条の規定は調整日以降、前条第2号から第6号に該当することとなる職員（前条により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

**附 則（23規程第9号・一部改正）**

この規程は、平成23年4月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則（23規程第35号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成24年3月31日から施行する。ただし、第15条の2、第21条第3項第7号及び第21号、第57条第7項第6号、第60条1項各号列記以外の部分、第61条第1項、第62条第2項及び第3項、第66条第2項の表並びに第70条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

**第2条** 前条ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、職責手当、業績手当、期末手当、給与の減額、退職者等の給与、復職時等調整及び俸給の半減に関する事項については、なお従前の例による。

（俸給の半減に関する経過措置）

**第3条** 改正後の第70条の規定に関わらず、第1条ただし書に規定する施行日の前日から引き続き病気休暇等を取得している職員の俸給の半減については、なお従前の例による。

**附 則（24規程第18号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（用語の定義）

**第2条** この条から第7条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 二 平成18年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第33号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 三 特例期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間をいう。
- 四 支給減額率 特例期間において、その適用される職務の級が次の表の職務の級欄の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合をいう。

| 職務の級   | 割合        |
|--------|-----------|
| 2級以下   | 100分の4.77 |
| 3級及び4級 | 100分の7.77 |
| 5級     | 100分の9.77 |

五 対象期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。

六 調整対象職員 対象期間において、旧職員給与規程別表第1職員俸給表適用者であつて、その適用される職務の級及び号俸が次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであ

った者以外の者をいう。

| 職務の級 | 号俸           |
|------|--------------|
| 1級   | 5号俸から112号俸まで |
| 2級   | 5号俸から88号俸まで  |
| 3級   | 9号俸から60号俸まで  |
| 4級   | 17号俸から52号俸まで |
| 5級   | 25号俸から40号俸まで |

七 旧俸給 旧職員給与規程に規定する俸給をいう。

八 旧職責基本額 旧職員給与規程に規定する職責基本額をいう。

九 旧職責加算額 旧職員給与規程に規定する職責加算額をいう。

十 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。

十一 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。

十二 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。

十三 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十四 旧期末手当 旧職員給与規程に規定する期末手当をいう。

（給与の減額支給に関する特例）

**第3条** 特例期間における職員に対する給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減額して支給する。

一 俸給 当該職員が受けるべき俸給（平成18年改正給与規程附則第5条による俸給を含み、当該職員が第70条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給（同条の俸給を含む。）をいう。以下同じ。）に、当該職員が適用される支給減額率を乗じて得た額

二 職責基本額 当該職員の職責基本額の月額に100分の10を乗じて得た額

三 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額（前二号の規定の適用がないものとして算出された業績手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額

四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額（第1号及び第2号の規定の適用がないものとして算出された期末手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第4条** 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第4号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）



において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

二 調整対象職員（平成23年6月1日又は平成23年12月1日において調整対象職員であった者のうち、平成24年6月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成23年6月又は平成23年12月に旧業績手当及び旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。以下この号において同じ。）が平成23年6月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに調整対象職員が平成23年12月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（端数計算）

**第5条** この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

**第6条** 平成24年4月1日（以下この条及び次条において「調整日」という。）において36歳に満たない職員（昭和51年4月2日以後に生まれた職員をいう。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（第3号に掲げる職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 一 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 二 調整日において30歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかのみ該当する職員
- 三 調整日において30歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれにも該当する職員

2 前項の平成20年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 平成20年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
- 二 平成20年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 三 平成20年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 四 平成20年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 五 平成20年4月2日以降に、育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成20年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

3 第1項の平成21年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 平成21年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
  - 二 平成21年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 三 平成21年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 四 平成21年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 五 平成21年4月2日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成21年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員
- 4 調整日において他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、第1項の規定にかかわらず、2号俸の範囲内において号俸を調整することができる。  
(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第7条** 前条第1項及び第4項の規定は、調整日以降、前条第2項第2号から第5号まで、前条第3項第2号から第5号まで及び第4項に該当することとなる職員（前条第1項及び第4項の規定により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

**附 則（24規程第46号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(職責手当に関する経過措置)

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程第21条第3項第19号の職群S第II種の金額及び附則別表1、附則別表2、附則別表7、附則別表12及び附則別表18にそれぞれ規定する職群S第II種の金額の適用については、平成26年2月28日までの間、「20,000」とあるのは「40,000」と読み替えて適用する。

**附 則（24規程第60号・一部改正）**

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

**附 則（25規程第9号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

**第2条** 平成25年4月1日（以下この条及び次条において「調整日」という。）において39歳に満たない職員（昭和49年4月2日以後に生まれた職員をいう。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 一 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員及び平成21年

昇給抑制職員のいずれにも該当する職員

二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員

2 前項の平成20年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 平成20年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員

二 平成20年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

三 平成20年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

四 平成20年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成20年4月1日の昇給抑制を受けたとみなされる職員

五 平成20年4月2日以降に、育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成20年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

3 第1項の平成21年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 平成21年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員

二 平成21年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

三 平成21年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

四 平成21年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成21年4月1日昇給抑制を受けたとみなされる職員

五 平成21年4月2日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成21年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

4 調整日において他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、第1項の規定にかかわらず、1号俸を調整することができる。

(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第3条** 前条第1項及び第4項の規定は、調整日以降、前条第2項第2号から第5号まで、前条第3項第2号から第5号まで及び第4項に該当することとなる職員（前条第1項及び第4項の規定により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

**附 則** (25規程第17号・一部改正)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

**附 則（25規程第34号・一部改正）**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（26規程第20号・一部改正）**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第69号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年2月6日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成27年2月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成26年4月から平成27年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成27年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成26年5月から平成27年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成26年5月から平成27年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 通勤手当 新職員給与規程第32条第2項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき通勤手当に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に旧職員給与規程第32条第2項の規定により算定して支給された通勤手当の額を減じた額
- 六 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び附則第7条の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業

規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び附則第7条の規定により算定した額を支給したものとみなした額)を減じた額。この場合において、新職員給与規程第57条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の190」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、「100分の175」とあるのは「100分の190」と、第59条第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と読み替えるものとする。

七 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成27年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成26年4月から平成27年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成26年4月から平成27年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成27年2月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第5号まで及び第7号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成27年2月1日以降に在職する職員」とあるのは「平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までに在職した職員」と、読み替えるものとする。

一 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成27年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成27年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

(契約職員の通勤手当の支給の特例)

**第5条** 独立行政法人産業技術総合研究所契約職員給与規程(17規程第8号)第11条の規定により準用する新職員給与規程第32条の規定は、この附則第1条の規定にかかわらず、平成27年2月1日から適用する。

2 前項に規定する契約職員の通勤手当は、平成27年2月1日以降に在籍する契約職員に支給する。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (26規程第81号・一部改正)**

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(用語の定義)

第2条 この条から第5条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧職員給与規程 この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

二 新職員給与規程 この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

(職務の級における号俸の切替え)

第3条 この規程の施行日の前日において旧職員給与規程別表第1の職員俸給表を適用される職員が属していた職務の級（以下「基準級」という。）における号俸（以下「旧号俸」という。）を受けていた職員の、施行日以降の号俸（以下「新号俸」という。）は、次の表の基準級の旧号俸欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の新号俸欄に掲げる額とする。

| 旧号俸 | 新号俸 |    |     |     |     |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|
|     | 1級  | 2級 |     |     |     |
| 5   | 5   | 5  |     |     |     |
| 6   | 6   | 6  |     |     |     |
| 7   | 7   | 7  | 新号俸 |     |     |
| 8   | 8   | 8  | 3級  |     |     |
| 9   | 9   | 9  | 11  |     |     |
| 10  | 10  | 10 | 12  |     |     |
| 11  | 11  | 11 | 13  |     |     |
| 12  | 12  | 12 | 14  |     |     |
| 13  | 13  | 13 | 15  |     |     |
| 14  | 14  | 14 | 16  |     |     |
| 15  | 15  | 15 | 18  | 新号俸 |     |
| 16  | 16  | 16 | 19  | 4級  |     |
| 17  | 17  | 17 | 20  | 21  |     |
| 18  | 18  | 18 | 21  | 22  |     |
| 19  | 19  | 19 | 22  | 23  |     |
| 20  | 20  | 20 | 23  | 24  |     |
| 21  | 21  | 21 | 24  | 25  |     |
| 22  | 22  | 22 | 25  | 26  |     |
| 23  | 23  | 23 | 26  | 27  | 新号俸 |
| 24  | 24  | 24 | 27  | 28  | 5級  |
| 25  | 25  | 26 | 28  | 29  | 28  |
| 26  | 26  | 27 | 29  | 30  | 29  |

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 27 | 27 | 28 | 30 | 31 | 31 |
| 28 | 28 | 29 | 32 | 32 | 32 |
| 29 | 29 | 30 | 33 | 33 |    |
| 30 | 30 | 31 | 34 | 34 | 33 |
| 31 | 31 | 32 | 35 | 35 | 35 |
| 32 | 32 | 33 | 36 | 36 | 36 |
| 33 | 33 | 34 | 37 | 37 | 37 |
| 34 | 34 | 35 | 38 | 38 | 38 |
| 35 | 35 | 37 | 39 | 39 | 39 |
| 36 | 36 | 38 | 40 | 40 | 40 |
| 37 | 37 | 39 | 42 | 42 | 41 |
| 38 | 38 | 40 | 43 | 43 | 42 |
| 39 | 39 | 41 | 44 | 44 | 43 |
| 40 | 40 | 43 | 45 | 45 | 44 |
| 41 | 41 | 44 | 46 | 46 | 45 |
| 42 | 42 | 45 | 47 | 47 | 46 |
| 43 | 43 | 47 | 48 | 48 | 47 |
| 44 | 44 | 48 | 50 |    | 48 |
| 45 | 45 | 50 | 51 | 50 | 49 |
| 46 | 46 | 51 | 52 | 51 | 50 |
| 47 | 47 | 52 | 54 | 52 | 51 |
| 48 | 48 | 53 | 55 | 53 | 52 |
| 49 | 50 | 54 |    | 55 | 53 |
| 50 | 51 | 55 | 56 | 56 | 54 |
| 51 | 52 | 56 | 58 | 57 | 55 |
| 52 | 53 | 57 |    | 58 | 56 |
| 53 | 54 | 58 | 59 | 59 | 57 |
| 54 | 55 | 59 | 60 | 60 | 58 |
| 55 | 56 | 60 | 62 | 61 | 59 |
| 56 | 57 | 61 | 63 | 62 | 61 |
| 57 | 58 | 62 | 64 | 63 |    |
| 58 | 59 | 63 | 66 | 64 | 62 |
| 59 | 61 | 64 | 68 | 65 | 64 |
| 60 | 62 | 66 | 70 | 66 | 65 |
| 61 | 63 | 67 | 71 | 67 | 66 |
| 62 | 65 | 68 | 72 | 68 | 67 |
| 63 | 66 | 69 | 73 | 69 | 68 |

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 64  | 67  | 70  | 74  | 70  | 69  |
| 65  | 68  | 71  | 76  | 71  | 71  |
| 66  | 69  | 72  | 77  | 72  | 72  |
| 67  | 71  | 73  | 78  | 74  | 73  |
| 68  | 72  | 74  | 79  | 75  | 75  |
| 69  | 73  | 75  | 80  | 76  | 76  |
| 70  | 74  | 76  | 81  | 77  | 78  |
| 71  | 75  | 77  | 82  | 79  | 79  |
| 72  | 76  | 79  | 83  | 80  | 80  |
| 73  | 77  | 80  | 84  | 82  | 82  |
| 74  | 78  | 81  | 86  | 83  | 83  |
| 75  | 79  | 82  | 87  | 86  | 85  |
| 76  | 80  | 83  | 88  | 88  | 86  |
| 77  | 81  | 83  | 89  | 90  | 88  |
| 78  | 83  | 85  | 90  | 92  | 90  |
| 79  | 84  | 86  | 92  | 94  | 91  |
| 80  | 85  | 87  | 93  | 96  | 93  |
| 81  | 86  | 89  | 94  | 97  | 94  |
| 82  | 87  | 91  | 95  | 99  | 95  |
| 83  | 88  | 93  | 96  | 101 | 96  |
| 84  | 89  | 95  | 98  | 103 | 98  |
| 85  | 90  | 98  | 100 | 104 | 100 |
| 86  | 91  | 99  | 101 | 105 | 101 |
| 87  | 92  | 101 | 102 | 107 | 102 |
| 88  | 93  | 102 | 103 | 109 | 103 |
| 89  | 94  | 104 | 104 | 111 | 104 |
| 90  | 95  | 105 | 105 | 112 | 106 |
| 91  | 96  | 106 | 106 | 114 | 107 |
| 92  | 97  | 107 | 107 | 116 | 108 |
| 93  | 98  | 107 | 108 | 118 | 110 |
| 94  | 100 | 108 | 109 | 119 | 111 |
| 95  | 101 | 109 | 110 | 121 | 112 |
| 96  | 103 | 110 | 111 | 123 | 114 |
| 97  | 104 | 111 | 112 | 125 | 115 |
| 98  | 105 | 112 | 113 | 127 | 116 |
| 99  | 106 | 113 | 114 | 129 | 118 |
| 100 | 108 | 114 | 115 | 131 | 119 |



|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 101 | 109 | 115 | 116 | 133 | 120 |
| 102 | 110 | 117 | 117 | 135 | 122 |
| 103 | 112 | 118 | 118 | 137 | 123 |
| 104 | 114 | 119 | 119 | 139 | 124 |
| 105 | 117 | 120 | 121 | 142 | 126 |
| 106 | 120 | 121 | 122 | 144 | 127 |
| 107 | 122 | 122 | 123 | 146 | 128 |
| 108 | 124 | 123 | 124 | 148 | 129 |
| 109 | 126 | 125 | 125 | 151 | 131 |
| 110 | 128 | 126 | 126 | 154 | 132 |
| 111 | 130 | 127 | 127 | 157 |     |
| 112 | 131 | 128 | 129 |     |     |
| 113 | 132 | 130 | 130 |     |     |
| 114 | 133 | 131 | 131 |     |     |
| 115 | 134 | 132 | 132 |     |     |
| 116 | 135 | 133 | 133 |     |     |
| 117 | 136 | 134 |     |     |     |
| 118 | 137 | 135 |     |     |     |
| 119 | 138 | 136 |     |     |     |
| 120 | 139 | 137 |     |     |     |
| 121 | 140 | 139 |     |     |     |
| 122 | 142 | 140 |     |     |     |
| 123 | 143 | 141 |     |     |     |
| 124 | 144 | 142 |     |     |     |
| 125 | 145 | 143 |     |     |     |

(普通昇給の特例)

第4条 平成27年4月1日において職員(満55歳に達している職員を除く。)が昇給できる号俸は新職員給与規程第16条第1項の規定にかかわらず次の表に定めるとおりとする。

| 昇給期間において勤務した日数の割合 | 昇給できる号俸 |
|-------------------|---------|
| 5/6 超             | 3号俸     |
| 4/6 超え 5/6 以下     | 2号俸     |
| 3/6 超え 4/6 以下     | 1号俸     |
| 2/6 超え 3/6 以下     | 0号俸     |

2 昇格後の最初の昇給を平成27年4月1日に行う場合で、旧職員給与規程の対応号俸表中昇格後に対応する昇給前の号俸が複数ある場合の職員が昇給できる号俸は、新職員給与規程第16条第3項及び前項の規定にかかわらず次の表の昇給できる号俸の欄に定める号俸とする。  
この場合において、次の表の昇格後に対応する昇給前の号俸の数及び当該職員の左の数のう

ちの号俸の位置は、旧職員給与規程の対応号俸表を適用する。

| 昇格後に対応する昇給前の号俸の数 | 当該職員の左の数のうちの号俸の位置 | 昇給できる号俸 |
|------------------|-------------------|---------|
| 2                | 下位                | 2号俸     |
|                  | 上位                | 3号俸     |
| 3                | 最上位以外             | 2号俸     |
|                  | 最上位               | 3号俸     |
| 4以上              | 最上位以外             | 2号俸     |
|                  | 最上位               | 3号俸     |

(単身赴任手当の月額に関する特例)

**第5条** 新職員給与規程第49条第1項に規定する単身赴任手当の月額30,000円は、同項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間は、26,000円とする。

(業績手当の基礎額の調整)

**第6条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の82を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の85を乗じて得られた額とする。

3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の18を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の15を乗じて得られた額を加えた額とする。

**附 則 (27規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則 (27規程第91号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成28年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「新職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の差額の支給)

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成28年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「旧職員給与規程」という。)に基づき平成27年4月から平成28年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成28年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成27年5月から平成28年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成27年5月から平成28年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額
- 六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成28年3月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成27年4月から平成28年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成27年4月から平成28年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成28年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成28年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日まで

の間に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成28年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成28年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成28年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成27年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成27年12月1日に職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成28年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成27年12月1日に職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成28年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（28規程第3号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第18号・一部改正）**

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

**附 則（28規程第47号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則（28規程第79号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年2月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、新職員給与規程第9条第1項、第10条第4項、第65条の2及び第66条第2項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

**第2条** 新職員給与規程第66条第2項の規定は、前条ただし書に定める日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

（給与の差額の支給）

**第3条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成29年2月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成28年4月から平成29年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成29年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成28年5月から平成29年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成28年5月から平成29年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額
- 六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第4条** 平成29年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成28年4月から平成29年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成28年4月から平成29年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成29年2月に支給する給与から減ずるものとする。

**第5条** この附則第3条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第3条及び前条中「平成29年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成29年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成29年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第6条** この附則第3条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第3条及び第4条中「平成29年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成28年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成28年12月1日に職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成29年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成28年12月1日に職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成29年2月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

#### 附 則（28規程第87号・一部改正）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（業績手当の基礎額の調整）

**第2条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31日までは当該基礎額に100分の78を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31日までは当該基礎額に100分の81を乗じて得られた額とする。

3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の22を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の19を乗じて得られた額を加えた額とする。

（扶養手当に関する経過措置）

**第3条** 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額は、第22条の規定にかかわらず次の表の扶養親族欄及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の扶養手当欄に掲げる額とする。ただし、職員に配偶者がいない場合は、扶養親族1人に係る扶養手当の月額については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、扶養親族たる子については10,000円、第22条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については9,000円とする。

| 扶養親族          | 職務の<br>級 | 扶養手当                        |                             |                             |
|---------------|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|               |          | 平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日から<br>平成31年3月31日まで | 平成31年4月1日から<br>平成32年3月31日まで |
| 扶養親族たる配<br>偶者 | 4級以<br>下 | 10,000円                     | 6,500円                      | 6,500円                      |
|               | 5級       | 10,000円                     | 6,500円                      | 3,500円                      |
| 扶養親族たる子       |          | 8,000円                      | 10,000円                     | 10,000円                     |
| 扶養親族たる父<br>母等 | 4級以下     | 6,500円                      | 6,500円                      | 6,500円                      |
|               | 5級       | 6,500円                      | 6,500円                      | 3,500円                      |

**附 則（29規程第23号・一部改正）**

この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程第2条第2項、第6条第5項及び第56条の3の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則（29規程第30号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成30年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成30年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成29年4月から平成30年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成30年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成29年5月から平成30年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額か

ら、平成29年5月から平成30年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第87号）附則第2条の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第87号）附則第2条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成30年3月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成29年4月から平成30年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成29年4月から平成30年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成30年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成30年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成30年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成30年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成30年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成29年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年12月1日に職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成30年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年12月1日に職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの



間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成30年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（29規程第36号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（業績手当の基礎額の調整）

**第2条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、令和5年3月31日までは当該基礎額に100分の74を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、令和5年3月31日までは当該基礎額に100分の77を乗じて得られた額とする。

3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、令和5年3月31日までは第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の26を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、令和5年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の23を乗じて得られた額を加えた額とする。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（30規程第30号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成31年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成31年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成30年4月から平成31年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成31年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額

二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成30年4月から平

成31年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額

四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成30年5月から平成31年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成30年5月から平成31年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成31年3月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成30年4月から平成31年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成30年4月から平成31年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成31年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成31年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成31年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成31年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合に

においてこの附則第2条及び第3条中「平成31年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成30年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成30年12月1日に職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成31年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成30年12月1日に職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成31年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（30規程第34号・一部改正）**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令01規程第24号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第25条及び第26条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）第11条、第57条及び第59条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、令和2年2月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成31年4月から令和2年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、令和2年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成31年4月から令和2年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成31年4月から令和2年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成31年4月から令和2年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成31年4月から令和2年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成31年4月から令和2年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成31年4月から令和2年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される令和元年5月から令和2年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、令和元年5月から令和2年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定される令和元年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される令和元年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 令和2年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成31年4月から令和2年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成31年4月から令和2年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成31年4月から令和2年1月までの間に減額された額を減じた額を、令和2年2月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「令和2年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成31年4月1日から令和2年2月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成31年4月1日から令和2年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和2年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成31年4月1日から令和2年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和2年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「令和2年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「令和元年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 令和元年12月1日に職員として在職し、令和元年12月2日から令和2年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、令和2年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 令和元年12月1日に職員として在職し、令和元年12月2日から令和2年2月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向

又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、令和2年2月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

(住居手当に関する経過措置)

**第6条** 新職員給与規程第25条及び第26条の施行日の前日において、旧職員給与規程第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が、2,000円を超える職員であつて、当該施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該施行日から令和3年3月31日までの間、新職員給与規程第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 新職員給与規程第25条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から新職員給与規程第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

**附 則（令01規程第40号・一部改正）**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令02規程第12号・一部改正）**

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則（令02規程第17号・一部改正）**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則（令02規程第24号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

**第2条** 令和2年12月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、

「100分の127.5（特定職員にあつては100分の107.5）」とあるのは、「100分の125（特定職員にあつては100分の105）」とする。

**附 則（令02規程第31号・一部改正）**

この規程は、令和3年2月15日から施行する。

**附 則（令02規程第43号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日における号俸の調整)

**第2条** 平成24年4月1日から令和3年3月31日までの間に、職員就業規則第4条第1項に規定する事務職員又は任期付職員就業規則第4条第6号に規定する地域型任期付職員として新たに採用され、かつ、第12条の規定により初任給を1級5号俸として決定された職員及び地域型任期付職員の令和3年4月1日における号俸は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の4号俸上位の号俸とする。

**附 則（令03規程第29号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年4月1日において育児休業をしている職員に対する期末手当及び業績手当に係る除算期間の取り扱い）

**第2条** 令和4年4月1日において育児休業をしている職員であつて、育児休業の期間の初日が令和4年4月1日前である職員についての、第57条第8項第2号、第59条第6項による読み替え後の第59条第4項及び第60条第4項第2号の適用については、「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間。ただし、当該期間が二以上あり、子の出生後8週間以内に当該期間があるときは、子の出生後8週間以内における当該期間と、それ以外の当該期間は合算しない。）」とあるのは、「当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）」とする。

**附 則（令04規程第3号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和4年5月30日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第2条** 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第60条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 特定職員以外の職員 127.5分の15
- 二 特定職員 107.5分の15

（端数の取扱）

**第3条** 前条に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則（令04規程第7号・一部改正）**

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則（令04規程第10号・一部改正）**

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

**附 則（令04規程第15号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年10月1日における号俸の調整）

**第2条** 国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（令02規程第43号）附則第2条により号俸を調整された者及び、令和3年4月1日から令和4年9月30

日までの間に、職員就業規則第4条第1項に規定する事務職員又は任期付職員就業規則第4条第6号に規定する地域型任期付職員として新たに採用され、かつ、第12条の規定により初任給を1級9号俸として決定された事務職員及び地域型任期付職員の令和4年10月1日における号俸は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の4号俸上位の号俸とする。

**附 則（令04規程第28号・一部改正）**

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

**附 則（令04規程第39号・一部改正）**

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年2月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、令和5年2月1日以降に在職する職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき令和4年4月から令和5年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、令和5年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される令和4年4月から令和5年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、令和4年4月から令和5年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される令和4年4月から令和5年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、令和4年4月から令和5年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される令和4年4月から令和5年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、令和4年4月から令和5年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される令和4年5月から令和5年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、令和4年5月から令和5年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定される令和4年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所

に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される令和4年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 令和5年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第65条の2第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により令和4年4月から令和5年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第65条の2第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される令和4年4月から令和5年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から令和4年4月から令和5年1月までの間に減額された額を減じた額を、令和5年2月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「令和5年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「令和4年4月1日から令和5年2月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 令和4年4月1日から令和5年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和5年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 令和4年4月1日から令和5年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和5年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「令和5年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「令和4年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 令和4年12月1日に職員として在職し、令和4年12月2日から令和5年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、令和5年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 令和4年12月1日に職員として在職し、令和4年12月2日から令和5年2月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、令和5年2月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

#### 附 則（令04規程第46号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年4月1日における昇給の特例）



第2条 令和5年4月1日における昇給は、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程第16条の規定に関わらず、この規程による改正前の同規程第16条から第19条の規定に基づき行うことができる。ただし、改正前の同規程第16条第1項の表は、次の表に定めるとおりとする。

| 昇給期間において勤務した日数の割合 | 昇給できる号俸 |         |
|-------------------|---------|---------|
|                   | 3級以下の職員 | 4級以上の職員 |
| 5/6超              | 4号俸     | 3号俸     |
| 4/6を超え5/6以下       | 3号俸     | 2号俸     |
| 3/6を超え4/6以下       | 2号俸     | 1号俸     |
| 2/6を超え3/6以下       | 1号俸     | 0号俸     |

2 昇格後の最初の昇給を令和5年4月1日に行う場合で、改正前の職員給与規程の対応号俸表中昇格後に対応する昇給前の号俸が複数ある場合の職員が昇給できる号俸は、改正前の同規程第16条第3項及び前項の規定にかかわらず次の表の昇給できる号俸の欄に定める号俸とする。この場合において、次の表の昇格後に対応する昇給前の号俸の数及び当該職員の左の数のうちの号俸の位置は、改正前職員給与規程の対応号俸表を適用する。

| 昇格後に対応する昇給前の号俸の数 | 当該職員の左の数のうちの号俸の位置 | 昇給できる号俸 |         |
|------------------|-------------------|---------|---------|
|                  |                   | 3級以下の職員 | 4級以上の職員 |
| 2                | 下位                | 3号俸     | 2号俸     |
|                  | 上位                | 4号俸     | 3号俸     |
| 3                | 最上位以外             | 3号俸     | 2号俸     |
|                  | 最上位               | 4号俸     | 3号俸     |
| 4以上              | 最上位以外             | 3号俸     | 2号俸     |
|                  | 最上位               | 4号俸     | 3号俸     |

3 令和5年4月1日において職員（満55歳に達している職員を除く。）が昇給できる号俸数は、本条第1項及び第2項により昇給させることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする（職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の月額の最高額である場合を除く）。

（令和5年7月1日における昇給）

第3条 令和5年7月1日における昇給は、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程第17条第8項の規定に関わらず、次の表に定める号俸数とする。

| 昇給区分  |           | A       | B   |
|-------|-----------|---------|-----|
| 昇給号俸数 | 55歳以下の職員  | 4級以上の職員 | 4以上 |
|       |           | 3級以下の職員 | 3以上 |
|       | 55歳を超える職員 | 2       | 1   |

（業績手当の基礎額の調整）

第4条 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基

基礎額及び第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、当分の間は当該基礎額に100分の70を乗じて得られた額とする。

2 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の30を乗じて得られた額を加えた額とする。

3 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第1項の額に第59条第3項の基礎額に100分の30を乗じて得られた額を加えた額とする。

**附 則（令05規程第15号・一部改正）**

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

**附 則（令05規程第27号・一部改正）**

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

**附 則（令05規程第31号・一部改正）**

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年2月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

第2条 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、令和6年2月1日以降に在職する職員であって、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき令和5年4月から令和6年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、令和6年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、令和5年4月から令和6年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額

二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、令和5年4月から令和6年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、令和5年4月から令和6年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額

四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される令和5年5月から令和6年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、令和5年5月から令和6年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じ

た額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（04規程第46号）附則第4条の規定により算定される令和5年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（04規程第46号）附則第4条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される令和5年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

第3条 令和6年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第65条の2第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により令和5年4月から令和6年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第65条の2第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から令和5年4月から令和6年1月までの間に減額された額を減じた額を、令和6年2月に支給する給与から減ずるものとする。

第4条 この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「令和6年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「令和5年4月1日から令和6年2月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 令和5年4月1日から令和6年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和6年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 令和5年4月1日から令和6年2月1日の前日までの間に職員として在職し、令和6年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

第5条 この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「令和6年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「令和5年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 令和5年12月1日に職員として在職し、令和5年12月2日から令和6年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、令和6年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 令和5年12月1日に職員として在職し、令和5年12月2日から令和6年2月1日まで

の間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、令和6年2月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（令05規程第38号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日における号俸の調整）

**第2条** 任期付職員就業規則第4条第6号に規定する地域型任期付職員の公募に応募し採用された職員（採用時において期間の定めのない雇用契約を締結した職員を含む。以下、「地域型職員」という。）であって、この規程の施行日において2級以下の地域型職員の令和6年4月1日における号俸は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の4号俸上位の号俸とする。

別表第1

職員俸給表

| 号俸 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級 |
|----|---------|---------|---------|---------|-----|
|    | 円       | 円       | 円       | 円       | 円   |
| 1  |         |         |         |         |     |
| 2  |         |         |         |         |     |
| 3  |         |         |         |         |     |
| 4  |         |         |         |         |     |
| 5  | 162,500 | 210,100 |         |         |     |
| 6  | 163,600 | 213,200 |         |         |     |
| 7  | 164,800 | 215,900 |         |         |     |
| 8  | 165,900 | 218,400 |         |         |     |
| 9  | 167,000 | 220,900 | 291,600 |         |     |
| 10 | 168,300 | 222,600 | 294,000 |         |     |
| 11 | 169,600 | 224,300 | 296,300 |         |     |
| 12 | 170,900 | 226,200 | 298,600 |         |     |
| 13 | 171,900 | 228,100 | 300,700 |         |     |
| 14 | 173,600 | 230,300 | 302,600 |         |     |
| 15 | 175,200 | 232,700 | 304,400 |         |     |
| 16 | 176,900 | 234,700 | 306,100 |         |     |
| 17 | 178,300 | 236,700 | 307,800 | 338,900 |     |
| 18 | 180,200 | 239,100 | 310,100 | 341,000 |     |
| 19 | 182,100 | 241,600 | 312,300 | 342,900 |     |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20 | 184,100 | 243,900 | 314,700 | 344,600 |         |
| 21 | 185,800 | 246,100 | 316,500 | 346,300 |         |
| 22 | 187,900 | 248,500 | 318,800 | 347,800 |         |
| 23 | 190,100 | 251,100 | 321,200 | 349,200 |         |
| 24 | 192,100 | 253,600 | 323,500 | 350,400 |         |
| 25 | 194,100 | 256,000 | 325,700 | 351,900 | 391,500 |
| 26 | 196,100 | 258,300 | 327,900 | 353,800 | 394,300 |
| 27 | 198,100 | 260,500 | 329,800 | 355,800 | 396,900 |
| 28 | 199,900 | 262,700 | 331,700 | 357,500 | 399,600 |
| 29 | 201,700 | 265,000 | 333,700 | 359,300 | 401,700 |
| 30 | 203,900 | 267,300 | 335,100 | 361,100 | 404,400 |
| 31 | 206,000 | 269,500 | 336,300 | 362,700 | 407,100 |
| 32 | 208,100 | 271,600 | 337,700 | 364,200 | 409,800 |
| 33 | 210,200 | 273,900 | 339,300 | 365,700 | 412,300 |
| 34 | 211,300 | 276,000 | 341,000 | 367,600 | 414,900 |
| 35 | 212,600 | 277,900 | 342,800 | 369,300 | 417,600 |
| 36 | 213,900 | 279,700 | 344,400 | 371,200 | 420,200 |
| 37 | 215,600 | 281,400 | 346,000 | 372,700 | 422,800 |
| 38 | 217,300 | 283,400 | 347,600 | 374,600 | 425,500 |
| 39 | 219,100 | 285,400 | 349,000 | 376,300 | 428,300 |
| 40 | 220,700 | 287,200 | 350,300 | 378,000 | 431,000 |
| 41 | 222,200 | 288,900 | 351,500 | 379,400 | 433,500 |
| 42 | 224,100 | 290,000 | 352,900 | 381,100 | 436,000 |
| 43 | 226,000 | 291,100 | 354,200 | 383,000 | 438,500 |
| 44 | 227,700 | 292,200 | 355,500 | 384,900 | 440,900 |
| 45 | 229,400 | 293,200 | 356,700 | 386,600 | 443,300 |
| 46 | 231,000 | 293,900 | 357,900 | 388,400 | 445,900 |
| 47 | 232,700 | 294,400 | 359,100 | 390,300 | 448,500 |
| 48 | 234,200 | 294,900 | 360,300 | 392,100 | 450,800 |
| 49 | 235,700 | 295,400 | 361,000 | 393,600 | 453,000 |
| 50 | 237,200 | 296,300 | 362,100 | 395,400 | 455,300 |
| 51 | 238,700 | 297,300 | 363,300 | 397,000 | 457,800 |
| 52 | 240,100 | 298,200 | 364,400 | 398,700 | 460,200 |
| 53 | 241,500 | 299,200 | 365,500 | 399,900 | 462,700 |
| 54 | 243,200 | 300,200 | 366,700 | 401,300 | 465,200 |
| 55 | 244,800 | 301,100 | 367,900 | 402,700 | 467,700 |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 56 | 246,200 | 302,000 | 369,000 | 404,100 | 470,100 |
| 57 | 247,400 | 303,000 | 370,000 | 405,400 | 472,400 |
| 58 | 249,000 | 303,900 | 371,300 | 406,700 | 474,800 |
| 59 | 250,600 | 304,700 | 372,600 | 408,200 | 477,200 |
| 60 | 252,000 | 305,500 | 373,800 | 409,700 | 479,700 |
| 61 | 253,200 | 305,900 | 374,500 | 410,900 | 482,100 |
| 62 | 254,400 | 306,600 | 375,500 | 412,100 | 484,600 |
| 63 | 255,300 | 307,500 | 376,400 | 413,700 | 487,000 |
| 64 | 256,200 | 308,200 | 377,200 | 415,200 | 489,500 |
| 65 | 257,100 | 308,900 | 377,900 | 416,500 | 491,800 |
| 66 | 257,900 | 309,900 | 378,600 | 417,900 | 494,000 |
| 67 | 258,700 | 310,800 | 379,300 | 419,300 | 496,200 |
| 68 | 259,500 | 311,700 | 380,000 | 420,700 | 498,400 |
| 69 | 260,300 | 312,500 | 380,600 | 422,100 | 500,000 |
| 70 | 261,100 | 313,400 | 381,300 | 423,500 | 501,500 |
| 71 | 261,800 | 314,300 | 382,100 | 424,900 | 503,100 |
| 72 | 262,400 | 315,200 | 382,900 | 426,300 | 504,600 |
| 73 | 263,000 | 316,100 | 383,500 | 427,400 | 506,300 |
| 74 | 264,000 | 317,100 | 384,300 | 428,700 | 507,700 |
| 75 | 265,200 | 318,100 | 385,000 | 430,100 | 509,100 |
| 76 | 266,200 | 319,100 | 385,700 | 431,400 | 510,600 |
| 77 | 267,400 | 319,600 | 386,300 | 432,200 | 511,700 |
| 78 | 268,600 | 320,600 | 387,000 | 433,100 | 512,900 |
| 79 | 269,600 | 321,700 | 387,700 | 434,100 | 514,100 |
| 80 | 270,600 | 322,700 | 388,400 | 435,000 | 515,300 |
| 81 | 271,600 | 323,800 | 389,100 | 435,900 | 516,200 |
| 82 | 272,600 | 324,800 | 389,700 | 436,700 | 517,200 |
| 83 | 273,600 | 325,700 | 390,300 | 437,300 | 518,200 |
| 84 | 274,500 | 326,600 | 391,000 | 438,100 | 519,200 |
| 85 | 275,500 | 327,500 | 391,700 | 438,500 | 520,300 |
| 86 | 276,600 | 328,300 | 392,300 | 439,100 | 521,200 |
| 87 | 277,700 | 329,000 | 392,900 | 439,600 | 521,900 |
| 88 | 278,600 | 329,600 | 393,500 | 440,100 | 522,600 |
| 89 | 279,500 | 330,100 | 394,100 | 440,600 | 523,400 |
| 90 | 280,400 | 330,600 | 394,700 | 441,000 | 524,200 |
| 91 | 281,300 | 331,100 | 395,300 | 441,400 | 525,000 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 92  | 282,000 | 331,500 | 395,900 | 441,900 | 525,800 |
| 93  | 282,800 | 331,800 | 396,400 | 442,400 | 526,500 |
| 94  | 283,900 | 332,300 | 396,900 | 442,900 | 527,300 |
| 95  | 284,900 | 332,800 | 397,400 | 443,400 | 528,100 |
| 96  | 285,900 | 333,200 | 398,100 | 443,900 | 528,900 |
| 97  | 286,800 | 333,500 | 398,500 | 444,400 | 529,600 |
| 98  | 287,700 | 333,900 | 398,900 | 444,900 | 530,300 |
| 99  | 288,700 | 334,300 | 399,600 | 445,400 | 531,000 |
| 100 | 289,600 | 334,700 | 400,200 | 445,900 | 531,700 |
| 101 | 289,900 | 335,200 | 400,800 | 446,400 | 532,400 |
| 102 | 290,800 | 335,700 | 401,400 | 446,900 | 533,100 |
| 103 | 291,500 | 336,200 | 402,000 | 447,400 | 533,800 |
| 104 | 292,400 | 336,700 | 402,600 | 447,900 | 534,500 |
| 105 | 293,300 | 337,200 | 403,200 | 448,400 | 535,200 |
| 106 | 293,900 | 337,700 | 403,800 | 448,900 | 535,900 |
| 107 | 294,600 | 338,200 | 404,400 | 449,300 | 536,600 |
| 108 | 295,300 | 338,700 | 405,000 | 449,800 | 537,300 |
| 109 | 295,800 | 339,100 | 405,600 | 450,300 | 538,000 |
| 110 | 296,300 | 339,500 | 406,200 | 450,800 | 538,700 |
| 111 | 296,800 | 340,000 | 406,800 | 451,300 | 539,400 |
| 112 | 297,200 | 340,400 | 407,400 | 451,700 | 540,100 |
| 113 | 297,400 | 340,900 | 408,000 | 452,200 | 540,800 |
| 114 | 297,800 | 341,300 | 408,600 | 452,700 | 541,500 |
| 115 | 298,100 | 341,800 | 409,200 | 453,200 | 542,200 |
| 116 | 298,300 | 342,200 | 409,600 | 453,600 | 542,900 |
| 117 | 298,600 | 342,700 | 410,200 | 454,100 | 543,600 |
| 118 | 298,900 | 343,100 | 410,800 | 454,600 | 544,300 |
| 119 | 299,200 | 343,600 | 411,400 | 455,000 | 545,000 |
| 120 | 299,500 | 344,000 | 412,000 | 455,500 | 545,700 |
| 121 | 299,800 | 344,500 | 412,500 | 455,900 | 546,400 |
| 122 | 300,100 | 344,900 | 413,000 | 456,400 | 547,100 |
| 123 | 300,300 | 345,300 | 413,600 | 456,800 | 547,800 |
| 124 | 300,600 | 345,700 | 414,200 | 457,300 | 548,500 |
| 125 | 300,900 | 346,100 | 414,700 | 457,700 | 549,200 |
| 126 | 301,200 | 346,400 | 415,300 | 458,100 | 549,900 |
| 127 | 301,500 | 346,800 | 415,900 | 458,600 | 550,600 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 128 | 301,800 | 347,200 | 416,400 | 459,000 | 551,300 |
| 129 | 302,100 | 347,600 | 417,000 | 459,400 | 552,000 |
| 130 | 302,400 | 348,000 | 417,500 | 459,900 | 552,700 |
| 131 | 302,700 | 348,400 | 418,100 | 460,300 | 553,400 |
| 132 | 303,000 | 348,800 | 418,600 | 460,700 | 554,100 |
| 133 | 303,300 | 349,200 | 419,200 | 461,100 | 554,800 |
| 134 | 303,600 | 349,600 |         | 461,500 | 555,500 |
| 135 | 303,900 | 350,000 |         | 461,900 | 556,200 |
| 136 | 304,200 | 350,400 |         | 462,300 | 556,900 |
| 137 | 304,500 | 350,800 |         | 462,700 | 557,600 |
| 138 | 304,800 | 351,200 |         | 463,100 | 558,300 |
| 139 | 305,100 | 351,600 |         | 463,500 | 559,000 |
| 140 | 305,400 | 352,000 |         | 463,900 | 559,700 |
| 141 | 305,700 | 352,400 |         | 464,200 | 560,400 |
| 142 | 306,000 | 352,800 |         | 464,600 | 561,100 |
| 143 | 306,300 | 353,100 |         | 465,000 |         |
| 144 | 306,600 |         |         | 465,400 |         |
| 145 | 306,900 |         |         | 465,700 |         |
| 146 |         |         |         | 466,100 |         |
| 147 |         |         |         | 466,400 |         |
| 148 |         |         |         | 466,800 |         |
| 149 |         |         |         | 467,100 |         |
| 150 |         |         |         | 467,400 |         |
| 151 |         |         |         | 467,700 |         |
| 152 |         |         |         | 468,100 |         |
| 153 |         |         |         | 468,400 |         |
| 154 |         |         |         | 468,700 |         |
| 155 |         |         |         | 469,000 |         |
| 156 |         |         |         | 469,300 |         |
| 157 |         |         |         | 469,600 |         |

別表第1の2 特定管理職俸給表

| 別表4に定める区分 | 号俸 | 月額       |
|-----------|----|----------|
| A         | 1  | 561,100円 |
| I         | 2  | 554,100円 |
| S         | 3  | 547,100円 |



|   |   |          |
|---|---|----------|
| T | 4 | 540,100円 |
|---|---|----------|

別表第1の3 キャリア職員俸給表

| 号俸 | C1      | C2      | C3      | C4      | C5      |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
|    | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1  |         |         |         |         |         |
| 2  |         |         |         |         |         |
| 3  |         |         |         |         |         |
| 4  |         |         |         |         |         |
| 5  | 113,800 | 147,100 |         |         |         |
| 6  | 114,500 | 149,200 |         |         |         |
| 7  | 115,400 | 151,100 |         |         |         |
| 8  | 116,100 | 152,900 |         |         |         |
| 9  | 116,900 | 154,600 | 204,100 |         |         |
| 10 | 117,800 | 155,800 | 205,800 |         |         |
| 11 | 118,700 | 157,000 | 207,400 |         |         |
| 12 | 119,600 | 158,300 | 209,000 |         |         |
| 13 | 120,300 | 159,700 | 210,500 |         |         |
| 14 | 121,500 | 161,200 | 211,800 |         |         |
| 15 | 122,600 | 162,900 | 213,100 |         |         |
| 16 | 123,800 | 164,300 | 214,300 |         |         |
| 17 | 124,800 | 165,700 | 215,500 | 237,200 |         |
| 18 | 126,100 | 167,400 | 217,100 | 238,700 |         |
| 19 | 127,500 | 169,100 | 218,600 | 240,000 |         |
| 20 | 128,900 | 170,700 | 220,300 | 241,200 |         |
| 21 | 130,100 | 172,300 | 221,600 | 242,400 |         |
| 22 | 131,500 | 174,000 | 223,200 | 243,500 |         |
| 23 | 133,100 | 175,800 | 224,800 | 244,400 |         |
| 24 | 134,500 | 177,500 | 226,500 | 245,300 |         |
| 25 | 135,900 | 179,200 | 228,000 | 246,300 | 274,100 |
| 26 | 137,300 | 180,800 | 229,500 | 247,700 | 276,000 |
| 27 | 138,700 | 182,400 | 230,900 | 249,100 | 277,800 |
| 28 | 139,900 | 183,900 | 232,200 | 250,300 | 279,700 |
| 29 | 141,200 | 185,500 | 233,600 | 251,500 | 281,200 |
| 30 | 142,700 | 187,100 | 234,600 | 252,800 | 283,100 |
| 31 | 144,200 | 188,700 | 235,400 | 253,900 | 285,000 |
| 32 | 145,700 | 190,100 | 236,400 | 254,900 | 286,900 |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 33 | 147,100 | 191,700 | 237,500 | 256,000 | 288,600 |
| 34 | 147,900 | 193,200 | 238,700 | 257,300 | 290,400 |
| 35 | 148,800 | 194,500 | 240,000 | 258,500 | 292,300 |
| 36 | 149,700 | 195,800 | 241,100 | 259,800 | 294,100 |
| 37 | 150,900 | 197,000 | 242,200 | 260,900 | 296,000 |
| 38 | 152,100 | 198,400 | 243,300 | 262,200 | 297,900 |
| 39 | 153,400 | 199,800 | 244,300 | 263,400 | 299,800 |
| 40 | 154,500 | 201,000 | 245,200 | 264,600 | 301,700 |
| 41 | 155,500 | 202,200 | 246,100 | 265,600 | 303,500 |
| 42 | 156,900 | 203,000 | 247,000 | 266,800 | 305,200 |
| 43 | 158,200 | 203,800 | 247,900 | 268,100 | 307,000 |
| 44 | 159,400 | 204,500 | 248,900 | 269,400 | 308,600 |
| 45 | 160,600 | 205,200 | 249,700 | 270,600 | 310,300 |
| 46 | 161,700 | 205,700 | 250,500 | 271,900 | 312,100 |
| 47 | 162,900 | 206,100 | 251,400 | 273,200 | 314,000 |
| 48 | 163,900 | 206,400 | 252,200 | 274,500 | 315,600 |
| 49 | 165,000 | 206,800 | 252,700 | 275,500 | 317,100 |
| 50 | 166,000 | 207,400 | 253,500 | 276,800 | 318,700 |
| 51 | 167,100 | 208,100 | 254,300 | 277,900 | 320,500 |
| 52 | 168,100 | 208,700 | 255,100 | 279,100 | 322,100 |
| 53 | 169,100 | 209,400 | 255,900 | 279,900 | 323,900 |
| 54 | 170,200 | 210,100 | 256,700 | 280,900 | 325,600 |
| 55 | 171,400 | 210,800 | 257,500 | 281,900 | 327,400 |
| 56 | 172,300 | 211,400 | 258,300 | 282,900 | 329,100 |
| 57 | 173,200 | 212,100 | 259,000 | 283,800 | 330,700 |
| 58 | 174,300 | 212,700 | 259,900 | 284,700 | 332,400 |
| 59 | 175,400 | 213,300 | 260,800 | 285,700 | 334,000 |
| 60 | 176,400 | 213,900 | 261,700 | 286,800 | 335,800 |
| 61 | 177,200 | 214,100 | 262,200 | 287,600 | 337,500 |
| 62 | 178,100 | 214,600 | 262,900 | 288,500 | 339,200 |
| 63 | 178,700 | 215,300 | 263,500 | 289,600 | 340,900 |
| 64 | 179,300 | 215,700 | 264,000 | 290,600 | 342,700 |
| 65 | 180,000 | 216,200 | 264,500 | 291,600 | 344,300 |
| 66 | 180,500 | 216,900 | 265,000 | 292,500 | 345,800 |
| 67 | 181,100 | 217,600 | 265,500 | 293,500 | 347,300 |
| 68 | 181,700 | 218,200 | 266,000 | 294,500 | 348,900 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 69  | 182,200 | 218,800 | 266,400 | 295,500 | 350,000 |
| 70  | 182,800 | 219,400 | 266,900 | 296,500 | 351,100 |
| 71  | 183,300 | 220,000 | 267,500 | 297,400 | 352,200 |
| 72  | 183,700 | 220,600 | 268,000 | 298,400 | 353,200 |
| 73  | 184,100 | 221,300 | 268,500 | 299,200 | 354,400 |
| 74  | 184,800 | 222,000 | 269,000 | 300,100 | 355,400 |
| 75  | 185,600 | 222,700 | 269,500 | 301,100 | 356,400 |
| 76  | 186,300 | 223,400 | 270,000 | 302,000 | 357,400 |
| 77  | 187,200 | 223,700 | 270,400 | 302,500 | 358,200 |
| 78  | 188,000 | 224,400 | 270,900 | 303,200 | 359,000 |
| 79  | 188,700 | 225,200 | 271,400 | 303,900 | 359,900 |
| 80  | 189,400 | 225,900 | 271,900 | 304,500 | 360,700 |
| 81  | 190,100 | 226,700 | 272,400 | 305,100 | 361,300 |
| 82  | 190,800 | 227,400 | 272,800 | 305,700 | 362,000 |
| 83  | 191,500 | 228,000 | 273,200 | 306,100 | 362,700 |
| 84  | 192,200 | 228,600 | 273,700 | 306,700 | 363,400 |
| 85  | 192,900 | 229,300 | 274,200 | 307,000 | 364,200 |
| 86  | 193,600 | 229,800 | 274,600 | 307,400 | 364,800 |
| 87  | 194,400 | 230,300 | 275,000 | 307,700 | 365,300 |
| 88  | 195,000 | 230,700 | 275,500 | 308,100 | 365,800 |
| 89  | 195,700 | 231,100 | 275,900 | 308,400 | 366,400 |
| 90  | 196,300 | 231,400 | 276,300 | 308,700 | 366,900 |
| 91  | 196,900 | 231,800 | 276,700 | 309,000 | 367,500 |
| 92  | 197,400 | 232,100 | 277,100 | 309,300 | 368,100 |
| 93  | 198,000 | 232,300 | 277,500 | 309,700 | 368,600 |
| 94  | 198,700 | 232,600 | 277,800 | 310,000 | 369,100 |
| 95  | 199,400 | 233,000 | 278,200 | 310,400 | 369,700 |
| 96  | 200,100 | 233,200 | 278,700 | 310,700 | 370,200 |
| 97  | 200,800 | 233,500 | 279,000 | 311,100 | 370,700 |
| 98  | 201,400 | 233,700 | 279,200 | 311,400 | 371,200 |
| 99  | 202,100 | 234,000 | 279,700 | 311,800 | 371,700 |
| 100 | 202,700 | 234,300 | 280,100 | 312,100 | 372,200 |
| 101 | 202,900 | 234,600 | 280,600 | 312,500 | 372,700 |
| 102 | 203,600 | 235,000 | 281,000 | 312,800 | 373,200 |
| 103 | 204,100 | 235,300 | 281,400 | 313,200 | 373,700 |
| 104 | 204,700 | 235,700 | 281,800 | 313,500 | 374,200 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 105 | 205,300 | 236,000 | 282,200 | 313,900 | 374,600 |
| 106 | 205,700 | 236,400 | 282,700 | 314,200 | 375,100 |
| 107 | 206,200 | 236,700 | 283,100 | 314,500 | 375,600 |
| 108 | 206,700 | 237,100 | 283,500 | 314,900 | 376,100 |
| 109 | 207,100 | 237,400 | 283,900 | 315,200 | 376,600 |
| 110 | 207,400 | 237,700 | 284,300 | 315,600 | 377,100 |
| 111 | 207,800 | 238,000 | 284,800 | 315,900 | 377,600 |
| 112 | 208,000 | 238,300 | 285,200 | 316,200 | 378,100 |
| 113 | 208,200 | 238,600 | 285,600 | 316,500 | 378,600 |
| 114 | 208,500 | 238,900 | 286,000 | 316,900 | 379,100 |
| 115 | 208,700 | 239,300 | 286,400 | 317,200 | 379,500 |
| 116 | 208,800 | 239,500 | 286,700 | 317,500 | 380,000 |
| 117 | 209,000 | 239,900 | 287,100 | 317,900 | 380,500 |
| 118 | 209,200 | 240,200 | 287,600 | 318,200 | 381,000 |
| 119 | 209,400 | 240,500 | 288,000 | 318,500 | 381,500 |
| 120 | 209,700 | 240,800 | 288,400 | 318,900 | 382,000 |
| 121 | 209,900 | 241,200 | 288,800 | 319,100 | 382,500 |
| 122 | 210,100 | 241,400 | 289,100 | 319,500 | 383,000 |
| 123 | 210,200 | 241,700 | 289,500 | 319,800 | 383,500 |
| 124 | 210,400 | 242,000 | 289,900 | 320,100 | 384,000 |
| 125 | 210,600 | 242,300 | 290,300 | 320,400 | 384,400 |
| 126 | 210,800 | 242,500 | 290,700 | 320,700 | 384,900 |
| 127 | 211,100 | 242,800 | 291,100 | 321,000 | 385,400 |
| 128 | 211,300 | 243,000 | 291,500 | 321,300 | 385,900 |
| 129 | 211,500 | 243,300 | 291,900 | 321,600 | 386,400 |
| 130 | 211,700 | 243,600 | 292,300 | 321,900 | 386,900 |
| 131 | 211,900 | 243,900 | 292,700 | 322,200 | 387,400 |
| 132 | 212,100 | 244,200 | 293,000 | 322,500 | 387,900 |
| 133 | 212,300 | 244,400 | 293,400 | 322,800 | 388,400 |
| 134 | 212,500 | 244,700 |         | 323,100 | 388,900 |
| 135 | 212,700 | 245,000 |         | 323,300 | 389,300 |
| 136 | 212,900 | 245,300 |         | 323,600 | 389,800 |
| 137 | 213,200 | 245,600 |         | 323,900 | 390,300 |
| 138 | 213,400 | 245,800 |         | 324,200 | 390,800 |
| 139 | 213,600 | 246,100 |         | 324,500 | 391,300 |
| 140 | 213,800 | 246,400 |         | 324,700 | 391,800 |

|     |         |         |  |         |         |
|-----|---------|---------|--|---------|---------|
| 141 | 214,000 | 246,700 |  | 324,900 | 392,300 |
| 142 | 214,200 | 247,000 |  | 325,200 | 392,800 |
| 143 | 214,400 | 247,200 |  | 325,500 |         |
| 144 | 214,600 |         |  | 325,800 |         |
| 145 | 214,800 |         |  | 326,000 |         |
| 146 |         |         |  | 326,300 |         |
| 147 |         |         |  | 326,500 |         |
| 148 |         |         |  | 326,800 |         |
| 149 |         |         |  | 327,000 |         |
| 150 |         |         |  | 327,200 |         |
| 151 |         |         |  | 327,400 |         |
| 152 |         |         |  | 327,700 |         |
| 153 |         |         |  | 327,900 |         |
| 154 |         |         |  | 328,100 |         |
| 155 |         |         |  | 328,300 |         |
| 156 |         |         |  | 328,500 |         |
| 157 |         |         |  | 328,700 |         |

別表第2 職員俸給表標準職務表

イ 研究推進組織（事務職員及び技術職員に限る。）、本部組織、事業組織又は特別の組織に所属する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務  |
|------|---|
| 1 級  | 職員の職務   |
| 2 級  | 技師又は主査の職務   |
| 3 級  | 1 室長（チーム長を含む。）、室長代理、グループ長、グループ長代理、主任技師、総括主査又は企画主査の職務<br>2 研究ラボの副ラボ長の職務<br>3 計量研修センターの副センター長の職務<br>4 困難な業務を処理する主査の職務 |
| 4 級  | 1 次長、審議役、部総括、総括主幹、総括主任技師又は企画主幹の職務<br>2 副研究センター長の職務<br>3 特に困難な業務を所掌する室長の職務<br>4 研究ラボの特に困難な業務を分掌する副ラボ長の職務             |
| 5 級  | 1 参事、所長代理、監査室長、部長又は特別の組織の副センター長の職務<br>2 重要な業務を所掌する次長の職務<br>3 高度な知識経験等に基づき、重要な業務を行う審議役の職務                            |

ロ 特定技術専門業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                        |
|------|-------------------------------|
| 1 級  | 定型的な特定技術業務を専門に行う職務            |
| 2 級  | 相当の技能又は経験を必要とする特定技術業務を専門に行う職務 |
| 3 級  | 特定技術担当主査の職務                   |
| 4 級  | 特定技術担当主幹の職務                   |
| 5 級  | 特定技術担当主務の職務                   |

ハ 技術支援専門業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                        |
|------|-------------------------------|
| 1 級  | 定型的な技術支援業務を専門に行う職務            |
| 2 級  | 相当の技能又は経験を必要とする技術支援業務を専門に行う職務 |
| 3 級  | 技術担当主査の職務                     |
| 4 級  | 技術担当主幹の職務                     |
| 5 級  | 技術担当主務の職務                     |

ニ 研究データの収集・加工・整理・連携業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                                  |
|------|---|
| 1 級  | 定型的な研究データの収集・加工・整理・連携業務を行う職務            |
| 2 級  | 相当の技能又は経験を必要とする研究データの収集・加工・整理・連携業務を行う職務 |
| 3 級  | 研究データの収集・加工・整理・連携業務を行う研究主査の職務           |
| 4 級  | 研究データの収集・加工・整理・連携業務を行う主幹の職務             |
| 5 級  | 研究データの収集・加工・整理・連携業務を行う主務の職務             |

ホ 研究連携に関する業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                                   |
|------|--|
| 1 級  | 研究連携に関する定型的な業務を行う職務                      |
| 2 級  | 専門的な知識経験等に基づき、研究連携に関する業務を行う職務            |
| 3 級  | 研究連携に関する業務を行う連携主査の職務                     |
| 4 級  | 研究連携に関する業務を行う連携主幹の職務                     |
| 5 級  | 1 研究連携オフィサーの職務<br>2 研究連携に関する業務を行う連携主務の職務 |

ヘ 成果活用に関する業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務              |
|------|---------------------|
| 1 級  | 成果活用に関する定型的な業務を行う職務 |

|     |   |
|-----|---|
| 2 級 | 専門的な知識経験等に基づき、成果活用に関する業務を行う職務   |
| 3 級 | 成果活用に関する業務を行う連携主査の職務  |
| 4 級 | 1 知財オフィサーの職務<br>2 成果活用に関する業務を行う連携主幹の職務  |
| 5 級 | 1 チーフ知財オフィサー、特に困難な業務を行う知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー又は標準化オフィサーの職務<br>2 成果活用に関する業務を行う連携主務の職務 |

ト 地質情報の管理と社会利用促進に関する業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務  |
|------|---|
| 1 級  | 地質情報の管理と社会利用促進に関する定型的な業務を行う職務                                       |
| 2 級  | 専門的な知識経験等に基づき、地質情報の管理と社会利用促進に関する業務を行う職務                             |
| 3 級  | 地質情報の管理と社会利用促進に関する業務を行う研究主査の職務                                      |
| 4 級  | 1 地質情報基盤センターの室長の職務<br>2 地質情報の管理と社会利用促進に関する業務を行う主幹の職務                |
| 5 級  | 1 地質情報基盤センター長又は次長の職務<br>2 地質情報基盤センターの重要な業務を所掌する室長の職務<br>3 地質専門主務の職務 |

チ 計量標準の普及と品質管理並びに計量教習等に関する業務に従事する職員の級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務  |
|------|---|
| 1 級  | 計量標準の普及と品質管理並びに計量教習等に関する定型的な業務を行う職務   |
| 2 級  | 専門的な知識経験等に基づき、計量標準の普及と品質管理並びに計量教習等に関する業務を行う職務   |
| 3 級  | 計量標準の普及と品質管理並びに計量教習等に関する業務を行う研究主査の職務  |
| 4 級  | 1 計量標準普及センターの室長の職務<br>2 計量標準普及センターの計量研修センター長の職務<br>3 計量標準の普及と品質管理並びに計量教習等に関する業務を行う主幹の職務     |
| 5 級  | 1 計量標準普及センター長又は次長の職務<br>2 計量標準普及センターの重要な業務を所掌する室長の職務<br>3 計量標準普及センターの重要な業務を所掌する計量研修センター長の職務 |

別表第3

昇格時における職員俸給表対応号俸表

| 昇格した日の前<br>日に受けていた<br>号俸 | 昇格後の号俸 |    |    |    |
|--------------------------|--------|----|----|----|
|                          | 2級     | 3級 | 4級 | 5級 |
| 5                        | 5      | 9  |    |    |
| 6                        | 5      | 9  |    |    |
| 7                        | 5      | 9  |    |    |
| 8                        | 5      | 9  |    |    |
| 9                        | 5      | 9  | 17 |    |
| 10                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 11                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 12                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 13                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 14                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 15                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 16                       | 5      | 9  | 17 |    |
| 17                       | 5      | 9  | 17 | 25 |
| 18                       | 5      | 9  | 18 | 25 |
| 19                       | 5      | 9  | 19 | 25 |
| 20                       | 5      | 9  | 20 | 25 |
| 21                       | 5      | 9  | 21 | 25 |
| 22                       | 5      | 9  | 22 | 25 |
| 23                       | 5      | 9  | 23 | 25 |
| 24                       | 5      | 9  | 24 | 25 |
| 25                       | 5      | 9  | 25 | 25 |
| 26                       | 5      | 9  | 26 | 26 |
| 27                       | 5      | 9  | 27 | 27 |
| 28                       | 5      | 9  | 28 | 28 |
| 29                       | 5      | 9  | 29 | 29 |
| 30                       | 6      | 9  | 30 | 30 |
| 31                       | 7      | 9  | 31 | 31 |
| 32                       | 8      | 9  | 32 | 32 |
| 33                       | 9      | 9  | 33 | 33 |
| 34                       | 10     | 9  | 34 | 33 |



|    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|
| 35 | 11 | 9  | 35 | 34 |
| 36 | 12 | 9  | 36 | 34 |
| 37 | 13 | 9  | 37 | 35 |
| 38 | 14 | 10 | 38 | 35 |
| 39 | 15 | 11 | 39 | 36 |
| 40 | 16 | 12 | 40 | 36 |
| 41 | 17 | 13 | 41 | 37 |
| 42 | 18 | 14 | 42 | 38 |
| 43 | 19 | 15 | 43 | 39 |
| 44 | 20 | 16 | 44 | 40 |
| 45 | 21 | 17 | 45 | 41 |
| 46 | 22 | 18 | 46 | 41 |
| 47 | 23 | 19 | 47 | 42 |
| 48 | 24 | 20 | 48 | 42 |
| 49 | 25 | 21 | 49 | 43 |
| 50 | 25 | 22 | 50 | 43 |
| 51 | 26 | 23 | 51 | 44 |
| 52 | 26 | 24 | 52 | 44 |
| 53 | 27 | 25 | 53 | 45 |
| 54 | 28 | 25 | 53 | 46 |
| 55 | 29 | 26 | 53 | 47 |
| 56 | 30 | 26 | 54 | 48 |
| 57 | 31 | 27 | 55 | 49 |
| 58 | 32 | 27 | 55 | 49 |
| 59 | 33 | 28 | 56 | 50 |
| 60 | 34 | 28 | 56 | 50 |
| 61 | 35 | 29 | 57 | 51 |
| 62 | 36 | 29 | 57 | 51 |
| 63 | 37 | 30 | 58 | 52 |
| 64 | 38 | 30 | 58 | 52 |
| 65 | 39 | 31 | 59 | 53 |
| 66 | 40 | 31 | 59 | 53 |
| 67 | 41 | 32 | 60 | 54 |
| 68 | 41 | 32 | 60 | 54 |
| 69 | 42 | 33 | 61 | 55 |
| 70 | 42 | 33 | 61 | 55 |
| 71 | 42 | 34 | 62 | 56 |

|     |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|
| 72  | 42 | 34 | 62 | 56 |
| 73  | 43 | 35 | 63 | 56 |
| 74  | 43 | 35 | 63 | 56 |
| 75  | 43 | 36 | 64 | 57 |
| 76  | 43 | 36 | 64 | 57 |
| 77  | 44 | 37 | 65 | 57 |
| 78  | 44 | 37 | 65 | 58 |
| 79  | 44 | 38 | 66 | 58 |
| 80  | 44 | 38 | 66 | 58 |
| 81  | 45 | 39 | 67 | 59 |
| 82  | 45 | 39 | 67 | 59 |
| 83  | 45 | 40 | 67 | 59 |
| 84  | 46 | 40 | 67 | 60 |
| 85  | 46 | 41 | 68 | 60 |
| 86  | 46 | 41 | 68 | 60 |
| 87  | 47 | 42 | 68 | 61 |
| 88  | 47 | 42 | 68 | 61 |
| 89  | 47 | 43 | 68 | 61 |
| 90  | 48 | 43 | 68 | 61 |
| 91  | 48 | 44 | 69 | 62 |
| 92  | 48 | 44 | 69 | 62 |
| 93  | 49 | 45 | 69 | 62 |
| 94  | 49 | 45 | 69 | 62 |
| 95  | 49 | 45 | 70 | 63 |
| 96  | 50 | 46 | 70 | 63 |
| 97  | 50 | 46 | 70 | 63 |
| 98  | 50 | 46 | 70 | 63 |
| 99  | 51 | 47 | 71 | 63 |
| 100 | 51 | 47 | 71 | 63 |
| 101 | 52 | 47 | 71 | 64 |
| 102 | 53 | 48 | 71 | 64 |
| 103 | 53 | 48 | 72 | 64 |
| 104 | 54 | 48 | 72 | 64 |
| 105 | 55 | 49 | 72 | 64 |
| 106 | 55 | 49 | 72 | 64 |
| 107 | 56 | 49 | 73 | 65 |
| 108 | 57 | 49 | 73 | 65 |

|     |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|
| 109 | 57 | 49 | 73 | 65 |
| 110 | 57 | 49 | 73 | 65 |
| 111 | 58 | 50 | 74 | 65 |
| 112 | 58 | 50 | 74 | 65 |
| 113 | 59 | 50 | 74 | 66 |
| 114 | 59 | 50 | 74 | 66 |
| 115 | 59 | 51 | 75 | 66 |
| 116 | 60 | 51 | 75 | 66 |
| 117 | 60 | 51 | 75 | 66 |
| 118 | 60 | 51 | 75 | 66 |
| 119 | 61 | 51 | 76 | 67 |
| 120 | 61 | 51 | 76 | 67 |
| 121 | 61 | 52 | 76 | 67 |
| 122 | 62 | 52 | 76 | 67 |
| 123 | 62 | 52 | 77 | 67 |
| 124 | 62 | 52 | 77 | 67 |
| 125 | 63 | 52 | 77 | 68 |
| 126 | 63 | 53 | 77 | 68 |
| 127 | 63 | 53 | 78 | 68 |
| 128 | 63 | 53 | 78 | 68 |
| 129 | 63 | 53 | 78 | 68 |
| 130 | 64 | 53 | 78 | 68 |
| 131 | 64 | 53 | 79 | 69 |
| 132 | 64 | 53 | 79 | 69 |
| 133 | 64 | 54 | 79 | 69 |
| 134 | 65 | 54 |    | 69 |
| 135 | 65 | 54 |    | 69 |
| 136 | 65 | 54 |    | 69 |
| 137 | 65 | 54 |    | 69 |
| 138 | 66 | 54 |    | 70 |
| 139 | 66 | 54 |    | 70 |
| 140 | 66 | 55 |    | 70 |
| 141 | 66 | 55 |    | 70 |
| 142 | 67 | 55 |    | 70 |
| 143 | 67 | 55 |    | 70 |
| 144 | 67 |    |    | 71 |
| 145 | 68 |    |    | 71 |

|     |  |  |  |    |
|-----|--|--|--|----|
| 146 |  |  |  | 71 |
| 147 |  |  |  | 71 |
| 148 |  |  |  | 71 |
| 149 |  |  |  | 71 |
| 150 |  |  |  | 71 |
| 151 |  |  |  | 72 |
| 152 |  |  |  | 72 |
| 153 |  |  |  | 72 |
| 154 |  |  |  | 72 |
| 155 |  |  |  | 72 |
| 156 |  |  |  | 72 |
| 157 |  |  |  | 73 |

別表第4

特定管理職区分表

| 区分                                | 特定管理職  |
|-----------------------------------|--|
| A                                 | 上級執行役員、執行役員、フェロー及び上級首席研究員の職にある職員   |
| I                                 | 領域長、総合センター長、本部長及び本部長代理の職にある職員  |
| S                                 | 副領域長、副総合センター長、副本部長、所長（関西センター、中部センターその他重要な研究拠点の所長に限る。）、プロジェクトマネージャー、研究部門長、研究センター長及び首席研究員の職にある職員 |
| T                                 | 首席研究員の職にある職員   |
| 上記の職にある職員の他、これらに準ずる職員として理事長が指名する者 |  |